

令和2年6月

第201回国会（常会）  
通過議案要旨集

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、令和2年6月17日現在で取りまとめたものです。

# 目 次

I	第201回国会（常会）議案審議等概況	1
II	第201回国会（常会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	8
	○参法	15
	○予算	18
	○条約	19
	○承認	21
	○承諾	21
	○憲法第八条の議決案	22
	○決算・国有財産等	22
	○決議案	24
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	25
	○総務委員会	33
	○法務委員会	49
	○外務委員会	52
	○財務金融委員会	70
	○文部科学委員会	80
	○厚生労働委員会	84
	○農林水産委員会	96
	○経済産業委員会	108
	○国土交通委員会	120
	○環境委員会	138
	○安全保障委員会	141
	○予算委員会	142
	○決算行政監視委員会	161
	○議院運営委員会	162
	○災害対策特別委員会	163
	○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	164
	○消費者問題に関する特別委員会	165
	○科学技術・イノベーション推進特別委員会	168
	○東日本大震災復興特別委員会	170
	○地方創生に関する特別委員会	175
IV	通過議案概要一覧	177
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	195

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。（順不同）

会派略称	会派名
自民	自由民主党（～令和元年7月2日）
	自由民主党・無所属の会（令和元年7月2日～）
立憲	立憲民主党・市民クラブ（～平成31年1月16日）
	立憲民主党・無所属フォーラム（平成31年1月16日～令和元年9月30日）
立国社	立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム（令和元年9月30日～）
公明	公明党
共産	日本共産党
維新	日本維新の会（～令和2年2月19日）
	日本維新の会・無所属の会（令和2年2月19日～）
希望	希望の党（平成30年5月7日～）
希望	希望の党・無所属クラブ（～平成30年5月7日）
国民	国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）
無会	無所属の会（～平成31年1月16日）
社保	社会保障を立て直す国民会議（平成31年1月16日～令和元年9月30日）
社民	社会民主党・市民連合（～令和元年9月30日）
未来	未来日本（平成30年10月18日～令和元年7月2日）
自由	自由党（～平成30年9月13日、同年10月18日～平成31年1月24日）
無	無所属

（注）上記会派略称中、「希望」が「希望の党」と「希望の党・無所属クラブ」のいずれを指すかについては、それぞれのページで※印を付して欄外に注記しています。

# I 第201回国会（常会）議案審議等概況

## 1 会 期

令和2年1月20日から6月17日までの150日間

## 2 議案件数

閣 法	60件（成立 56件、継続 3件、審査未了 1件）
衆 法	78件（成立 8件、継続 65件、審査未了 2件、 撤回 3件）
参 法	30件（参議院審査未了 1件、参議院未付託未了 29件）
予 算	12件（成立 12件）
条 約	16件（承認 16件）
承 認	1件（承認 1件）
承 諾	5件（承諾 2件、継続 3件）
憲法第八条の議決案	1件（議決 1件）
決 算 等	12件（継続 9件、審査未了 3件）
決 議 案	3件（否決 2件、撤回 1件）
（参考）	
委員会決議	2件（総務委員会、農林水産委員会）



## Ⅱ 第 201 回国会（常会）議案審査経過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
200	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（第200回国会閣法第12号）（参議院送付）	法 務	4/13	5/20	可決		5/22	可決	4/7	可決	4/10	可決	5/29 (33)
201	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	総 務	1/27	1/28	可決		1/28	可決	1/30	可決	1/30	可決	2/5 (1)
201	平成30年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第2号）	財務金融	1/27	1/28	可決		1/28	可決	1/30	可決	1/30	可決	2/5 (3)
201	所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	財務金融	2/6	2/28	可決	有	2/28	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/31 (8)
201	防衛省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	安全保障	4/2	4/7	可決		4/10	可決	4/16	可決	4/17	可決	4/24 (19)
201	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	地方創生	4/2	4/15	可決		4/16	可決	5/22	可決	5/27	可決	6/3 (34)
201	地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	総 務	2/13	2/28	可決		2/28	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/31 (5)
201	地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	総 務	2/13	2/28	可決		2/28	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/31 (6)
201	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	総 務	3/4	3/17	可決	有	3/19	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/31 (11)
201	関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	財務金融	3/5	3/17	可決	有	3/19	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/31 (9)
201	国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	財務金融	3/16	3/24	可決	有	3/26	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (15)
201	労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	厚生労働	3/5	3/11	可決	有	3/17	可決	3/24	可決	3/27	可決	3/31 (13)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
201	雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)	厚生労働	3/11	3/18	可決	有	3/19	可決	3/31	可決	3/31	可決	3/31 (14)
201	土地基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)	国土交通	3/5	3/18	可決	有	3/19	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/31 (12)
201	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第14号)	国土交通	3/23	4/3	可決	有	4/7	可決	5/12	可決	5/13	可決	5/20 (28)
201	道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	国土交通	4/14	5/8	可決	有	5/12	可決	5/19	可決	5/20	可決	5/27 (31)
201	電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第16号)	総 務	4/1	4/7	可決	有	4/10	可決	4/16	可決	4/17	可決	4/24 (23)
201	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	法 務	3/10	4/3	可決	有	4/7	可決	4/16	可決	4/17	可決	4/24 (20)
201	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第18号)	外 務	3/5	3/18	可決		3/19	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/31 (10)
201	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案(内閣提出第19号)	文部科学	3/17	3/25	可決		3/26	可決	4/7	可決	4/10	可決	4/17 (18)
201	持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第20号)	国土交通	3/24	4/14	可決	有	4/16	可決	5/26	可決	5/27	可決	6/3 (36)
201	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)	国土交通	5/12	5/15	可決	有	5/19	可決	6/2	可決	6/3	可決	6/10 (43)
201	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第22号)	経済産業	4/3	4/17	可決	有	4/23	可決	5/26	可決	5/27	可決	6/3 (37)
201	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出第23号)	経済産業	4/3	4/17	可決	有	4/23	可決	5/26	可決	5/27	可決	6/3 (38)
201	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)	財務金融	4/9	4/22	可決	有	4/23	可決	5/14	可決	5/15	可決	5/22 (29)



提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
201	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案 (内閣提出第25号)	農林水産	3/4	3/18	可決	有	3/19	可決	3/27	可決	3/27	可決	4/3 (16)
201	強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を 図るための電気事業法等の一部を改正する 法律案(内閣提出第26号)	経済産業	5/12	5/22	可決	有	5/26	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (49)
201	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に 関する法律案(内閣提出第27号)	総 務	5/18	5/26	修正	有	5/28	修正	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (53)
201	電気通信事業法及び日本電信電話株式会 社等に関する法律の一部を改正する法律案(内 閣提出第28号)	総 務	4/13	4/14	可決	有	4/16	可決	5/14	可決	5/15	可決	5/22 (30)
201	無人航空機等の飛行による危害の発生を防 止するための航空法及び重要施設の周辺地 域の上空における小型無人機等の飛行の禁 止に関する法律の一部を改正する法律案(内 閣提出第29号)	国土交通	5/26	5/29	可決	有	6/2	可決	6/16	可決	6/17	可決	
201	マンションの管理の適正化の推進に関する 法律及びマンションの建替え等の円滑化に 関する法律の一部を改正する法律案(内閣提 出第30号)(参議院送付)	国土交通	6/2	6/12	可決	有	6/16	可決	4/7	可決	4/10	可決	
201	地域における一般乗合旅客自動車運送事業 及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供 の維持を図るための私的独占の禁止及び公 正取引の確保に関する法律の特例に関する 法律案(内閣提出第31号)	内 閣	4/9	4/15	可決		4/16	可決	5/19	可決	5/20	可決	5/27 (32)
201	地域の自主性及び自立性を高めるための改 革の推進を図るための関係法律の整備に関 する法律案(内閣提出第32号)	地方創生	5/13	5/20	可決		5/22	可決	5/29	可決	6/3	可決	6/10 (41)
201	復興庁設置法等の一部を改正する法律案(内 閣提出第33号)	震災復興	5/14	5/21	可決	有	5/22	可決	6/3	可決	6/5	可決	6/12 (46)
201	年金制度の機能強化のための国民年金法等 の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)	厚生労働	4/14	5/8	修正	有	5/12	修正	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (40)
201	家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(内 閣提出第35号)	農林水産	3/23	3/31	可決	有	4/2	可決	4/14	可決	4/17	可決	4/24 (21)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
201	家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案（内閣提出第36号）	農林水産	3/23	3/31	可決	有	4/2	可決	4/14	可決	4/17	可決	4/24 (22)
201	種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	農林水産	6/16					閉会中 審査					
201	道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）	内 閣	5/26	5/29	可決		6/2	可決	4/2	可決	4/3	可決	6/10 (42)
201	割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）	経済産業	6/2	6/12	可決	有	6/16	可決	5/12	可決	5/13	可決	
201	金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	財務金融	5/18	5/27	可決	有	5/28	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (50)
201	公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	消費者問題	5/15	5/21	修正	有	5/22	修正	6/5	可決	6/8	可決	6/12 (51)
201	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	法 務	5/21	5/27	可決		5/28	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (47)
201	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	厚生労働	5/12	5/22	可決	有	5/26	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (52)
201	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案（内閣提出第44号）	国土交通	5/19	5/22	可決	有	5/26	可決	6/9	可決	6/12	可決	
201	森林組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）（参議院送付）	農林水産	5/25	5/27	可決	有	5/28	可決	5/14	可決	5/15	可決	6/3 (35)
201	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	内 閣	3/10	3/11	可決	有	3/12	可決	3/13	可決	3/13	可決	3/13 (4)
201	科学技術基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	科学技術	5/27	6/1	可決	有	6/2	可決	6/16	可決	6/17	可決	
201	個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）	内 閣	5/19	5/27	可決	有	5/28	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (44)
201	著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	文部科学	5/14	5/22	可決	有	5/26	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (48)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
201	中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第50号)	経済産業	5/26	5/29	可決	有	6/2	可決	6/12	可決	6/12	可決	
201	大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第51号)	環 境	4/6	5/15	可決	有	5/19	可決	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (39)
201	国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第52号)	内 閣	4/16		審査 未了								
201	地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第53号)	総 務	6/16					閉会中 審査					
201	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案(内閣提出第54号)	財務金融	4/27	4/29	可決	有	4/29	可決	4/30	可決	4/30	可決	4/30 (25)
201	地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第55号)	総 務	4/27	4/29	可決		4/29	可決	4/30	可決	4/30	可決	4/30 (26)
201	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第56号)	文部科学	6/16					閉会中 審査					
201	株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第57号)	内 閣	6/8	6/10	可決		6/10	可決	6/12	可決	6/12	可決	
201	金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第58号)	財務金融	6/8	6/10	可決	有	6/10	可決	6/12	可決	6/12	可決	
201	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案(内閣提出第59号)	厚生労働	6/8	6/10	可決	有	6/10	可決	6/12	可決	6/12	可決	6/12 (54)

[衆 法]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
195	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外15名提出、第195回国会衆法第4号）	内 閣	1/20				閉会中 審査					
195	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外14名提出、第195回国会衆法第5号）	総 務	1/20				閉会中 審査					
195	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外6名提出、第195回国会衆法第8号）	法 務	1/20				閉会中 審査					
196	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第2号）	震災復興	1/20				閉会中 審査					
196	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第4号）	震災復興	1/20				閉会中 審査					
196	東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第5号）	震災復興	1/20				閉会中 審査					
196	対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案（柿沢未途君外5名提出、第196回国会衆法第6号）	環 境	1/20				閉会中 審査					
196	原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（長妻昭君外5名提出、第196回国会衆法第7号）	経済産業	1/20				閉会中 審査					
196	主要農作物種子法案（後藤祐一君外8名提出、第196回国会衆法第13号）	農林水産	1/20				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
196	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第18号）	農林水産	1/20						閉会中 審査					
196	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第19号）	農林水産	1/20						閉会中 審査					
196	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一君外13名提出、第196回国会衆法第21号）	内 閣	1/20						閉会中 審査					
196	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外13名提出、第196回国会衆法第22号）	決算行政監視	1/20						閉会中 審査					
196	畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外6名提出、第196回国会衆法第23号）	農林水産	1/20						閉会中 審査					
196	国家公務員法等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第30号）	内 閣	1/20						閉会中 審査					
196	国家公務員の労働関係に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第31号）	内 閣	1/20						閉会中 審査					
196	公務員庁設置法案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第32号）	内 閣	1/20						閉会中 審査					
196	農業者戸別所得補償法案（長妻昭君外6名提出、第196回国会衆法第33号）	農林水産	1/20						閉会中 審査					
196	性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第35号）	内 閣	1/20						閉会中 審査					
196	民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外4名提出、第196回国会衆法第37号）	法 務	1/20						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
196	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（吉田統彦君外9名提出、第196回国会衆法第38号）	厚生労働	1/20	5/8	撤回 許可								
196	保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（西村智奈美君外9名提出、第196回国会衆法第39号）	厚生労働	1/20					閉会中 審査					
196	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（細田博之君外6名提出、第196回国会衆法第42号）	憲法審査会	1/20					閉会中 審査					
196	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案（鷺尾英一郎君外9名提出、第196回国会衆法第43号）	国土交通	1/20					閉会中 審査					
197	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（森山浩行君外5名提出、第197回国会衆法第2号）	倫理選挙	1/20					閉会中 審査					
197	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（森山浩行君外9名提出、第197回国会衆法第3号）	倫理選挙	1/20					閉会中 審査					
197	政治資金規正法の一部を改正する法律案（森山浩行君外10名提出、第197回国会衆法第4号）	倫理選挙	1/20					閉会中 審査					
197	公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（逢坂誠二君外12名提出、第197回国会衆法第11号）	内 閣	1/20					閉会中 審査					
197	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美君外10名提出、第197回国会衆法第12号）	内 閣	1/20					閉会中 審査					
198	天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案（大島敦君外6名提出、第198回国会衆法第6号）	内 閣	1/20					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
198	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（原口一博君外2名提出、第198回国会衆法第9号）	憲法審査会	1/20					閉会中 審査					
198	民法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外5名提出、第198回国会衆法第15号）	法 務	1/20					閉会中 審査					
198	公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（森山浩行君外10名提出、第198回国会衆法第19号）	厚生労働	1/20					閉会中 審査					
198	青少年自然体験活動等の推進に関する法律案（遠藤利明君外8名提出、第198回国会衆法第20号）	文部科学	1/20					閉会中 審査					
198	分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第21号）	経済産業	1/20					閉会中 審査					
198	熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（近藤昭一君外5名提出、第198回国会衆法第22号）	経済産業	1/20					閉会中 審査					
198	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第23号）	経済産業	1/20					閉会中 審査					
198	エネルギー協同組合法案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第24号）	経済産業	1/20					閉会中 審査					
198	国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（近藤和也君外6名提出、第198回国会衆法第25号）	内 閣	1/20					閉会中 審査					
198	手話言語法案（初鹿明博君外7名提出、第198回国会衆法第26号）	内 閣	1/20					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
198	視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案(初鹿明博君外7名提出、第198回国会衆法第27号)	内閣	1/20					閉会中 審査					
198	多文化共生社会基本法案(中川正春君外5名提出、第198回国会衆法第28号)	内閣	1/20					閉会中 審査					
198	自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案(古本伸一郎君外2名提出、第198回国会衆法第29号)	財務金融	1/20					閉会中 審査					
198	認知症基本法案(田村憲久君外5名提出、第198回国会衆法第30号)	厚生労働	1/20					閉会中 審査					
198	行政監視院法案(辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第31号)	議院運営	1/20					閉会中 審査					
198	国会法の一部を改正する法律案(辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第32号)	議院運営	1/20					閉会中 審査					
198	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第34号)	農林水産	1/20					閉会中 審査					
198	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第35号)	法務	1/20					閉会中 審査					
198	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(金子恵美君外6名提出、第198回国会衆法第36号)	震災復興	1/20					閉会中 審査					
200	独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案(川内博史君外5名提出、第200回国会衆法第5号)	文部科学	1/20	3/6	撤回 許可								
200	大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(城井崇君外6名提出、第200回国会衆法第10号)	文部科学	1/20					閉会中 審査					



提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
201	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案(安住淳君外19名提出、衆法第1号)	内閣	6/16						閉会中 審査					
201	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第2号)	審査省略					1/28	可決	1/30	可決	1/30	可決	2/5 (2)	
201	新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案(小川淳也君外8名提出、衆法第3号)	内閣	6/16						閉会中 審査					
201	独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案(川内博史君外5名提出、衆法第4号)	文部科学	6/16						閉会中 審査					
201	養豚農業振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第5号)	審査省略					3/19	可決	3/27	可決	3/27	可決	4/3 (17)	
201	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第6号)	審査省略					3/19	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/31 (7)	
201	年金積立金管理運用独立行政法人法等の一部を改正する法律案(岡本充功君外5名提出、衆法第7号)	厚生労働	4/14	5/8	撤回 許可									
201	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第8号)	審査省略					4/27	可決	4/27	可決	4/27	可決	4/30 (24)	
201	中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案(後藤祐一君外7名提出、衆法第9号)	経済産業	4/28						閉会中 審査					
201	令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(総務委員長提出、衆法第10号)	審査省略					4/29	可決	4/30	可決	4/30	可決	4/30 (27)	
201	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(山花郁夫君外8名提出、衆法第11号)	厚生労働	5/12						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
201	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（山花郁夫君外8名提出、衆法第12号）	厚生労働	5/12					閉会中 審査					
201	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外8名提出、衆法第13号）	厚生労働	5/12					閉会中 審査					
201	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案（川内博史君外5名提出、衆法第14号）	文部科学	6/16					閉会中 審査					
201	児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案（尾辻かな子君外10名提出、衆法第15号）	厚生労働	5/15					閉会中 審査					
201	公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外9名提出、衆法第16号）	倫理選挙	5/29	6/1	可決		6/2	可決	6/5	可決	6/8	可決	6/12 (45)
201	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための休業者、離職者等の生活の支援に関する特別措置法案（岡本充功君外6名提出、衆法第17号）	厚生労働	6/8		審査 未了								
201	業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案（西村智奈美君外6名提出、衆法第18号）	厚生労働	6/16					閉会中 審査					
201	特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案（新藤義孝君外5名提出、衆法第19号）	内 閣	6/16					閉会中 審査					
201	新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案（田嶋要君外6名提出、衆法第20号）	経済産業	6/16					閉会中 審査					
201	新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金に係る差押禁止等に関する法律案（吉川元君外5名提出、衆法第21号）	総 務	6/16					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
201	株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（落合貴之君外3名提出、衆法第22号）	内 閣	6/8		審査 未了								
201	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案（農林水産委員長提出、衆法第23号）	審査省略					6/10	可決	6/11	可決	6/12	可決	
201	令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第24号）	審査省略					6/10	可決	6/12	可決	6/12	可決	6/12 (55)
201	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案（階猛君外3名提出、衆法第25号）	法 務	6/16					閉会中 審査					
201	労働者協同組合法案（田村憲久君外14名提出、衆法第26号）	厚生労働	6/15					閉会中 審査					
201	電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外7名提出、衆法第27号）	総 務	6/16					閉会中 審査					

[参 法]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
201	公職選挙法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第1号）											審議 未了	
201	政治資金規正法の一部を改正する法律案（浅田均君外1名提出、参法第2号）											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
201	租税特別措置法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第3号)											審議 未了	
201	政治資金規正法の一部を改正する法律案(石井章君外1名提出、参法第4号)											審議 未了	
201	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第5号)											審議 未了	
201	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第6号)									審査 未了			
201	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第7号)											審議 未了	
201	国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案(清水貴之君外1名提出、参法第8号)											審議 未了	
201	大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第9号)											審議 未了	
201	地方自治法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第10号)											審議 未了	
201	国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第11号)											審議 未了	
201	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第12号)											審議 未了	
201	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第13号)											審議 未了	
201	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第14号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
201	公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第15号)											審議 未了	
201	政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(浅田均君外1名提出、参法第16号)											審議 未了	
201	独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第17号)											審議 未了	
201	農地法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第18号)											審議 未了	
201	地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第19号)											審議 未了	
201	地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第20号)											審議 未了	
201	児童福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第21号)											審議 未了	
201	国家公務員法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第22号)											審議 未了	
201	地方自治法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第23号)											審議 未了	
201	地方教育行政改革の推進に関する法律案(浅田均君外1名提出、参法第24号)											審議 未了	
201	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第25号)											審議 未了	
201	日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案(松沢成文君外1名提出、参法第26号)											審議 未了	
201	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(片山大介君外1名提出、参法第27号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
201	公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(片山大介君外1名提出、参法第28号)											審議 未了	
201	新型コロナウイルス感染症等の経済活動への影響に対する対策として消費税の税率を当分の間引き下げるために講ずべき措置に関する法律案(音喜多駿君外1名提出、参法第29号)											審議 未了	
201	新型コロナウイルス感染症関連支援に係る手続の迅速化に関する法律案(江崎孝君外2名提出、参法第30号)											審議 未了	

〔 予 算 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
201	令和元年度一般会計補正予算(第1号)	予 算	1/20	1/28	可決		1/28	可決	1/30	可決	1/30	可決
201	令和元年度特別会計補正予算(特第1号)	予 算	1/20	1/28	可決		1/28	可決	1/30	可決	1/30	可決
201	令和元年度政府関係機関補正予算(機第1号)	予 算	1/20	1/28	可決		1/28	可決	1/30	可決	1/30	可決
201	令和2年度一般会計予算	予 算	1/20	2/28	可決		2/28	可決	3/27	可決	3/27	可決
201	令和2年度特別会計予算	予 算	1/20	2/28	可決		2/28	可決	3/27	可決	3/27	可決
201	令和2年度政府関係機関予算	予 算	1/20	2/28	可決		2/28	可決	3/27	可決	3/27	可決
201	令和2年度一般会計補正予算(第1号)	予 算	4/27	4/29	可決		4/29	可決	4/30	可決	4/30	可決
201	令和2年度特別会計補正予算(特第1号)	予 算	4/27	4/29	可決		4/29	可決	4/30	可決	4/30	可決
201	令和2年度政府関係機関補正予算(機第1号)	予 算	4/27	4/29	可決		4/29	可決	4/30	可決	4/30	可決
201	令和2年度一般会計補正予算(第2号)	予 算	6/8	6/10	可決		6/10	可決	6/12	可決	6/12	可決
201	令和2年度特別会計補正予算(特第2号)	予 算	6/8	6/10	可決		6/10	可決	6/12	可決	6/12	可決
201	令和2年度政府関係機関補正予算(機第2号)	予 算	6/8	6/10	可決		6/10	可決	6/12	可決	6/12	可決

[条 約]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
201	投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	4/2	4/10	承認		4/14	承認	5/12	承認	5/13	承認
201	投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	4/2	4/10	承認		4/14	承認	5/12	承認	5/13	承認
201	包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	4/2	4/10	承認		4/14	承認	5/12	承認	5/13	承認
201	投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	外 務	4/2	4/10	承認		4/14	承認	5/12	承認	5/13	承認
201	投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	外 務	4/2	4/10	承認		4/14	承認	5/12	承認	5/13	承認
201	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	外 務	5/12	5/15	承認		5/19	承認	5/26	承認	5/27	承認
201	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	外 務	5/12	5/15	承認		5/19	承認	5/26	承認	5/27	承認
201	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	外 務	5/12	5/15	承認		5/19	承認	5/26	承認	5/27	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
201	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	外 務	5/12	5/15	承認		5/19	承認	5/26	承認	5/27	承認
201	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	外 務	5/12	5/15	承認		5/19	承認	5/26	承認	5/27	承認
201	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	外 務	5/12	5/15	承認		5/19	承認	5/26	承認	5/27	承認
201	社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）	外 務	5/19	5/22	承認		5/26	承認	6/2	承認	6/3	承認
201	社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	外 務	5/19	5/22	承認		5/26	承認	6/2	承認	6/3	承認
201	刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第14号）	外 務	5/19	5/22	承認		5/26	承認	6/12	承認	6/12	承認
201	専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVIIIの締結について承認を求めるの件（条約第15号）	外 務	5/19	5/22	承認		5/26	承認	6/12	承認	6/12	承認
201	国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第16号）	外 務	5/19	5/22	承認		5/26	承認	6/12	承認	6/12	承認



〔承認〕

提出 回次	議案件名	衆議院							参議院			
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
201	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求め るの件（内閣提出、承認第1号）	総務	3/16	3/19	承認	有	3/19	承認	3/31	承認	3/31	承認

〔承諾〕

提出 回次	議案件名	衆議院							参議院			
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
198	平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書（その1）（承諾を求め るの件）（第198回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/20	6/1	承諾		6/2	承諾	6/15	承諾	6/17	承諾
198	平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書（その2）（承諾を求め るの件）（第198回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/20	6/1	承諾		6/2	承諾	6/15	承諾	6/17	承諾
201	令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書（その1）（承諾を求め るの件）	決算行政監視	6/16					閉会中 審査				
201	令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書（その2）（承諾を求め るの件）	決算行政監視	6/16					閉会中 審査				
201	令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書（承諾を求め るの件）	決算行政監視	6/16					閉会中 審査				

〔憲法第八条の議決案〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
201	日本国憲法第八条の規定による議決案（内閣提出、憲議第1号）	内閣	3/24	3/25	可決		3/26	可決	3/31	可決	3/31	可決

〔決算・国有財産等〕

< 決 算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/20				閉会中審査	
	平成28年度特別会計歳入歳出決算							
	平成28年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成28年度政府関係機関決算書							
197	平成29年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/20				閉会中審査	
	平成29年度特別会計歳入歳出決算							
	平成29年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成29年度政府関係機関決算書							
200	平成30年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/20				閉会中審査	
	平成30年度特別会計歳入歳出決算							
	平成30年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成30年度政府関係機関決算書							

<国有財産>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/20				閉会中審査	
195	平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/20				閉会中審査	
197	平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/20				閉会中審査	
197	平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/20				閉会中審査	
200	平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/20				閉会中審査	
200	平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/20				閉会中審査	

<NHK決算>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	日本放送協会平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/20		審査未了			
197	日本放送協会平成29年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/20		審査未了			
200	日本放送協会平成30年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/20		審査未了			

〔決議案〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
201	予算委員長棚橋泰文君解任決議案（安住淳君外5名提出、決議第1号）	審査省略				2/27	否決
201	法務大臣森まさこ君不信任決議案（安住淳君外5名提出、決議第2号）	審査省略				2/27	否決
201	国務大臣武田良太君不信任決議案（安住淳君外5名提出、決議第3号）	審査省略		5/18	撤回		

（参 考）

<委員会決議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
201	持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災等への対応に関する件	総 務	2/28
201	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する件	農林水産	6/9

### Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

#### 【内閣委員会】

#### ○地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行が地域において提供する基盤的なサービスの重要性に鑑み、将来にわたって当該サービスの維持を図り、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に資するため、これらの事業者に係る合併その他の行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「私的独占禁止法」という。）の特例を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地域一般乗合旅客自動車運送事業者、地域銀行又はこれらの親会社が主務大臣の認可を受けて行う合併等には、私的独占禁止法を適用しないものとする。
- 二 地域一般乗合旅客自動車運送事業者と他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者又は公共交通事業者が国土交通大臣の認可を受けて共同して行う共同経営に関する協定の締結には、私的独占禁止法を適用しないものとする。
- 三 主務大臣又は国土交通大臣は、一又は二の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならないものとする。
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 五 施行期日等
  - 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行するものとする。
  - 2 この法律は、この法律の施行の日から10年以内に廃止するものとする。

#### ○道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査制度及び申請により運転免許に条件を付することができる制度の導入を行うとともに、第二種運転免許等の受験資格の見直し、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

## 一 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

- 1 75歳以上の者のうち一定の基準に該当するものは、運転免許証の更新を受けようとする場合には、運転技能検査を受けていなければならないこととするとともに、その結果が一定の水準に達しない者に対し、公安委員会は運転免許証の更新をしないことができることとすること。
- 2 運転免許を受けた者は、公安委員会に対し、運転免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を一定の安全運転サポート車に限定するなどの条件を付すことを申請することができることとすること。

## 二 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

- 1 一定の教習を修了した者は、19歳以上であり、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上である場合には、受験資格の特例として、第二種運転免許の運転免許試験を受けることができることとすること。
- 2 1の特例により取得した免許を現に受けている者であって、自動車等の運転に関し道路交通法の規定等に違反する行為をし、一定の基準に該当することとなったものに対し、若年運転者講習の受講を義務付けるとともに、公安委員会は、講習の通知を受けた者が講習を受けないと認めるとき等は、その者が特例により受けている免許を取り消さなければならないこととすること。

## 三 悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備

他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則を創設すること。

## 四 その他の規定の整備

乗合自動車の停留所等における駐停車の禁止から除外する対象の拡大、車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止に係る規定の削除等を行うこと。

- 五 この法律の施行日は、高齢運転者対策の推進に関する規定の整備、運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備等については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日、悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備については公布の日から起算して20日を経過した日、その他の規定の整備については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とすること。

## ○新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、この法律の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 新型コロナウイルス感染症について、暫定的に新型インフルエンザ等とみなす改正を行うこと。
- 二 この法律は、公布の日の翌日から施行するものとする。

### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に定める新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に係る各種の措置は国民生活に重大な影響を与える可能性のあることに鑑み、定められた要件への該当性については、多方面からの専門的な知見に基づき慎重に判断すること。
- 二 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認める判断をするに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取すること。
- 三 緊急事態宣言をするに当たっては、特に緊急の必要がありやむを得ない場合を除き、国会へその旨及び必要な事項について事前に報告すること。緊急事態宣言を延長する、区域を変更する、又は解除する場合も同様とすること。
- 四 特定都道府県知事及び特定市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を政府対策本部長に報告すること。政府対策本部長は、報告を受けた事項を取りまとめ、緊急事態宣言の実施状況について、適時に国会に報告すること。
- 五 課題の共有・解決に向け、与野党に対して必要な情報共有を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して施策の実施に当たること。
- 六 特措法に定める政府行動計画に基づき、必要な措置を迅速かつ組織的に幅

- 広く実施すること。その際、都道府県・市町村等がそれぞれの行動計画等に基づき迅速・的確に施策を実行できるよう、政府が持つ情報や学識経験者の意見を提供し、最大限の支援を行うこと。
- 七 各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとする。また、関係機関に対しても、その旨徹底すること。
- 八 必要と認められる者については、早期にPCR検査を実施するとともに、健康観察を行うための体制を確立すること。
- 九 今回の事態により、大幅なマイナス成長になる可能性が極めて高いことを前提に、消費と雇用に重点を置いた万全の金融・財政政策を講ずること。その際、サプライチェーンの寸断等や風評被害を含む顧客の大幅減少により大きな経済的影響を受けている中小・小規模企業、個人事業主・フリーランスのうち、新型コロナウイルス拡大に伴う減収が一定程度を超える事業者に対して、事業継続が可能となるよう特に配慮すること。
- 十 特措法第45条における施設利用等の制限要請等を行うに当たっては、その実効性の一層の確保を図るため、当該要請等によって経済的不利益を受ける者への配慮を十分に検討すること。
- 十一 企業及び個人（奨学金を含む。）に対する貸付条件等について、国から金融機関等に対して柔軟な対応を要請すること。
- 十二 生活や経済に支障が生ずる国民や企業が相談できる窓口を開設し、ワンストップで各種支援制度の申請手続きが行えるよう早急に検討すること。その際、緊急的かつ深刻な経済情勢に鑑み、申請手続きにおける提出書類や各種条件を極力簡素化するとともに、審査は迅速かつ合理的に行うようにすること。
- 十三 過去の経験に照らせば、新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには自殺リスクの高まりにも発展しかねない状況となっていることを踏まえ、政府は一人の命も犠牲にしないという強い決意のもとに、全国の自治体と連携し、自殺対策（生きることの包括的支援）を万全に講ずること。
- 十四 国民、企業などが、不必要な混乱を避け、冷静で的確な行動がとれるよう、科学的見地からも正確で必要十分な情報発信を適時、適切に行うこと。特に、医療従事者、高齢者、学校関係者、訪日・在留外国人、海外等への情報発信には最大限留意すること。また、ウイルスの肺以外の臓器や血液への影響、排泄物を通じた感染、動物への感染などについて、医学的に検証し、その結果についてもきめ細かく情報提供するよう努めること。



- 十五 農水産品の流通及び輸出入に支障が生じないように努めるとともに、国産の輸出農水産品について科学的知見を踏まえて対応し、風評被害防止に努めること。
- 十六 中小企業金融の返済期限、雇用保険の給付期間の延長などについて、東日本大震災に伴って実施された期限延長措置にならい、その実施を検討すること。
- 十七 国が自治体等の事務に関し方針等を定めた場合には、国は自治体等からの質問に対して誠実に回答すること。
- 十八 専門的知見を活用し、感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版CDC等の設置）を検討すること。
- 十九 今回の新型コロナウイルス感染症への政府がとった対応について、第三者的立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を明らかにすること。
- 二十 特措法の適用の対象となる感染症の範囲（当該感染症に係る法令の規定の解釈により含まれるものの範囲を含む。）について、速やかに検討すること。

## ○個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第48号） 要旨

本案は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、個人情報の漏えい等が生じた場合における報告及び本人への通知を義務付け、個人情報等の外国における取扱いに対する「個人情報の保護に関する法律」の適用範囲を拡大するとともに、個人情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工情報の取扱いについての規律を定める等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 個人情報の保護に関する法律の一部改正

- 1 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを「仮名加工情報」と定義し、その加工方法を定めるとともに、その取扱いについての規定を整備すること。
- 2 個人データの漏えい等の事態が生じたときの個人情報保護委員会への報告等についての規定を整備すること。
- 3 保有個人データの取扱いにより本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等における当該保有個人データの利用停止等又は第三者へ

の提供の停止の請求についての規定を整備すること。

- 4 認定個人情報保護団体の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができるものとする。
  - 5 個人情報保護委員会による命令等に違反した行為者及び法人に対する罰則の法定刑を引き上げること。
  - 6 外国にある第三者に個人データを提供する場合における情報の提供についての規定を整備するとともに、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報等を、外国において取り扱う場合についても、この法律を適用すること。
- 二 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」について、漏えい等報告に関する規定の整備、法定刑の引上げ等の所要の改正を行うこと。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

高度情報通信社会の進展に伴い集積される個人情報の利活用に際し、個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うことが、より良い社会環境の発展のために一層重要な課題になっていることを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 個人情報に関する定義等を政令等で定めるに当たっては、国民に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に意見を聴取し、保護対象を可能な限り明確化する等の措置を講ずること。
- 二 匿名加工情報及び仮名加工情報の規定の趣旨が個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うものであることに鑑み、個人情報取扱事業者が匿名加工情報及び仮名加工情報を作成する際に必要となる基準を個人情報保護委員会規則で定めるに当たっては、個人の権利利益の保護と個人情報の利活用との均衡について十分に配慮すること。
- 三 個人情報の漏えい等の報告及び本人への通知の義務化の対象を個人情報保護委員会規則で定めるに当たっては、国民及び個人情報取扱事業者に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に意見を聴取し、義務化の対象となる要件を可能な限り明確化するとともに、漏えい等事案の発生が認知されずに必要な措置が不十分になるような事態及び本人

が被害・影響を被るような事態が生じないようにするために必要な措置を講ずるとともに、その運用状況や実態を踏まえ、更なる措置についても検討すること。

四 保有個人データの開示方法、第三者提供記録の本人開示、利用停止・消去権等の個人の権利の拡充に伴い、その目的と実効性を確保するため、消費者及び事業者等に分かりやすく、その趣旨等をガイドライン等で具体的に示すなど、必要な措置を講ずること。

五 個人関連情報の第三者提供の制限等については、その実効性を確保するために解釈基準を明確にするなど適切な運用が図られるようにするとともに、その運用状況を把握して適正な個人情報の保護と利活用について更なる検討を行うこと。

六 情報通信技術の急速な進展に伴い個人情報の利活用が高度化していることにより、データの利活用による個人の権利利益に対する影響が多様化していることから、個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うよう、個人情報保護委員会は、民間の実態を常に広く把握し、制度面を含めた検討を随時行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

### **○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）要旨**

本案は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定の期限（平成33年3月31日）を令和8年3月31日に延長すること。

二 一の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならない期限（平成38年3月31日）を令和13年3月31日に延長すること。

三 その他所要の規定を整理すること。

四 この法律は、公布の日から施行すること。

### **○日本国憲法第八条の規定による議決案（内閣提出、憲議第1号）要旨**

本案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第2条に規定するもののほか、令和2年4月30日までの間において、社会福祉事業の資に充

てるため、1億円以内を賜与することができるよう、日本国憲法第8条の規定による国会の議決を求めようとするものである。

## 【総務委員会】

### ○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、令和元年度における地方交付税の総額を確保するとともに、同年度に発生した災害等及び東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の地方交付税の総額について加算措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として6,496億円を加算するとともに、当該加算額に相当する額について、令和3年度から令和12年度までの各年度における地方交付税の総額から650億円をそれぞれ減額すること。
- 二 令和元年度に発生した災害等に対応するため、同年度分の地方交付税の総額を950億円増額し、その全額を特別交付税とする特例を講じること。
- 三 令和元年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について504億円を加算すること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。

### ○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、現下の経済社会情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うこと。
- 二 個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除等の見直しを行うこと。
- 三 法人事業税について、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る課税方式の見直しを行うこと。
- 四 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行すること。

## ○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和2年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正、公営競技納付金制度の延長、河川等におけるしゅんせつ等に係る地方債の特例の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

#### 1 地方交付税の総額の特例

令和2年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税の法定率分の額に、令和2年度における法定加算額2,687億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）における剰余金の活用等による加算額3,500億円を加算した額から、交付税特別会計借入金償還額5,000億円、交付税特別会計借入金利子支払額771億円等を控除した額16兆5,882億円とすること。

#### 2 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地域社会再生事業費」を設けるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和2年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

(二) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

#### 3 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、令和2年度分の地方交付税の総額に3,423億円を加算するほか、令和2年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

### 二 地方財政法の一部改正

1 公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を5年間延長すること。

2 令和2年度から4年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとすること。

3 令和2年度から6年度までの間に限り、地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるため、地方債を起こすことがで

きることとする。

### 三 施行期日

この法律は、令和2年4月1日から施行すること。

## ○市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう、市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

### 一 有効期限の延長

市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を令和12年3月31日まで10年間延長すること。

### 二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 関係法律について所要の改正を行うこと。

### （附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について措置すべきである。

- 一 市町村の合併については、地域の自主的な判断を尊重し、合併を強制することのないようにすること。また、自主的に合併を選択した市町村に対しては、合併後のまちづくりが円滑に進められるよう、必要な支援措置を講ずること。
- 二 平成の合併の効果や課題等について、合併を選択しなかった市町村や、合併に伴う課題を指摘している合併市町村を含め、幅広く関係団体等の意見を聴取した上で、引き続き評価・検証を行うこと。
- 三 既に合併した市町村については、周辺地域の活力の低下、職員の減少等に伴う住民サービスの低下、住民の声が反映され難くなったことなど、なお多くの課題が指摘されていること等を踏まえ、合併市町村の一体的な振興や周辺地域への対応が適切に行えるよう継続的な支援を行うとともに、住民自治の拡充のための必要な措置を講ずること。
- 四 市町村の在り方については、平成の合併によって市町村の人口や面積が増加したことに伴い、合併前の旧市町村の区域の住民の意見が十分に反映され難くなったなど、住民自治にふさわしい基礎自治体の姿や規模について様々な議論があること等を踏まえ、地域の実情に応じて、地域自治区、地域審議

会等の地域自治組織を活用するなど、住民の意見をきめ細やかに反映するために必要な措置を適切に講じるよう、必要な助言を行うこと。

五 市町村間の広域連携の在り方については、現行の広域行政の仕組みについて十分な検証を行った上で、市町村の主体性や意見を十分に尊重しつつ、慎重かつ丁寧な検討を行うこと。また、広域連携に係る新たな制度を創設する場合には、強制とならないようにするとともに、周辺地域の活力が失われることのないよう万全の措置を講ずること。

### ○電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、電波の有効利用を促進するため、電波有効利用促進センターの業務の追加、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加、技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備及び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例に係る期限の延長の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 電波有効利用促進センターの業務として、他の無線局と周波数を共用する無線局を当該他の無線局に妨害を与えずに運用するために必要な事項について照会に応ずる業務を追加すること。
- 二 特定基地局開設料の額を開設計画に記載しなければならない特定基地局として、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を追加すること。
- 三 電波法に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造又は改造された無線設備が、他の無線局に対して妨害を与えた場合に加え、妨害を与えるおそれがあると認められるときも、総務大臣が、その無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して勧告を行うことができる等の規定を整備すること。
- 四 衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例について、平成32年3月31日までとされている期限を令和4年3月31日まで延長すること。
- 五 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二及び四については公布の日から、一については令和3年4月1日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 電波有効利用促進センターに関しては、国家公務員出身者の役員等が在籍する法人と行政との関係について国民から厳しい視線が注がれていることを



踏まえ、本法による業務の追加が同センターの中立性を阻害せず、組織の肥大化を招かないよう、指導監督を行うこと。

二 ダイナミック周波数共用システムの運用に当たっては、利用者の負担する手数料が過大とならないよう、調達の透明性及び経費縮減に関し、適切に指導監督を行うこと。また、一次業務の無線局が過度な負担・不利益をこうむることがないよう十分配慮すること。

三 周波数の経済的価値を踏まえた割当制度の運用に当たっては、経済的価値を過度に重視した割当てとならないよう配慮すること。

四 特定基地局開設料の用途については、電波の公平かつ能率的な利用を確保する電波法の趣旨に鑑み、最大限効率的に活用されるよう適正化を図るとともに、その実施状況について公表するなどの透明化を図ること。

五 技術基準不適合機器の流通を抑止するため、プラットフォーマーに対する規制も含め、実効性のある対策を引き続き検討すること。また、当該機器の流通の抑止を実効性のあるものとするため、総務省職員の増員など必要な技能を有する人員の確保に努めること。

六 衛星基幹放送の受信環境整備支援事業については、令和4年3月末までに確実に完了するよう、必要な措置を講ずること。

七 公共用周波数の割当て・用途の開示を進めるとともに、公共用無線の高度化を促すための財政措置等を講ずること。

八 地上波放送の電波の有効利用の在り方について国民・視聴者などの意見を十分に踏まえて検討し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずること。

## **○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案（内閣提出第27号） 要旨**

本案は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 総務大臣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針を定めること。

二 総務大臣は、電話リレーサービスの提供の業務を適正かつ確実に実施できる者を、その申請により、電話リレーサービス提供機関として指定することができることとし、業務規律及び監督規律に関する規定を整備すること。

三 電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を、電話リレーサービス提供機関に対し交付することとし、当該交付金に係る負担金について、電話提供事業者に納付を義務付けること。

四 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(修正要旨)**

総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 電話リレーサービス提供機関及び支援機関の運営については、聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえ、指導監督を行うこと。

二 電話リレーサービスのオペレーターについては、専門的な技術や知識を要することを踏まえ、手話通訳士、手話言語通訳者又はこれらと同等の資格や技能を有する者を基本とすること。また、オペレーターの養成カリキュラムの策定に当たっては、手話通訳者及び要約筆記者養成にかかる現行制度及び聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえて行うこと。

三 オペレーター人材を安定的に確保するため、その雇用条件が技能の特性に見合った適正なものとなるよう、電話リレーサービス提供機関に対して助言を行うこと。

四 電話リレーサービスに対する国民の理解を深めるための、教育活動、広報活動等については、地方公共団体、聴覚障害者団体及び聴覚障害者情報提供施設と協力して行うこと。

五 電話リレーサービスを用いた緊急通報については、警察、消防等の受理機関が確実に対応できるよう、地方公共団体等に対して周知徹底を図ること。

六 電話リレーサービスの利用にかかる聴覚障害者等の経済的負担について検証を行うこと。

七 本法の施行の状況について検討を加えるときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえること。

## ○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保及び電気通信役務の利用者の利益の保護等を図るため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、総務大臣の認可を受けた場合には、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて電話の役務を提供することができることとする。
- 二 適格電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないこととする。
- 三 外国法人等は、電気通信事業を営もうとする場合には、国内における代表者又は国内における代理人を定めなければならないこととする。
- 四 総務大臣は、電気通信事業法又は同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者の氏名等を公表することができることとする。
- 五 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の役員が役員兼任を禁止される会社の対象範囲を画するために用いられる子会社の定義について、法人が議決権の過半数を直接に保有する他の会社に加え、間接に保有する他の会社を含むものとする。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 電話サービスが国民生活に必要不可欠なものであることに鑑み、NTT東西が他の電気通信事業者の設備を用いて電話サービスを提供する場合にも、利用者の安定的なサービス利用を確保する品質を維持できるよう、指導監督を行うこと。また、災害等への対応を含め、安心・安全な利用が確保されるよう消費者保護の観点から必要な措置を講じること。
- 二 改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に定める総務大臣の認可条件を総務省令で定めるに当たっては、固定・移動通信市場の公

正競争環境を阻害しないよう、現行の指定電気通信設備制度の趣旨等を踏まえ、具体的に規定すること。

三 ブロードバンドサービスや携帯電話サービスが国民生活に必要なものとして浸透しつつあることを踏まえ、ユニバーサルサービスの在り方について、その対象の見直しも視野に入れて検討すること。

四 外国法人等が提供するプラットフォームサービス等の国内における利用が急速に拡大していることを踏まえ、当該サービス等の利用者の保護が十分に図られるよう万全を期すとともに、国外事業者には国内の規制が及ばない現状に鑑み、国内事業者に競争上の不利益が生じないように十分配慮すること。

五 プラットフォーム事業者に対する規制については、国際的な動向を勘案した上で、個人情報保護を含め、利用者の権利の保護が十分に図られるよう、必要に応じて見直しを行うこと。

### ○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図る観点から、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 厳しい経営環境にある中小事業者等について、令和3年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又は零とすること。

二 新型コロナウイルス感染症等の影響により収入に相当の減少があった事業者等について、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予する特例を設けること。

三 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減措置について、適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。

四 固定資産税の減収を補填する措置等を講ずること。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

### ○令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案（総務委員長提出、衆法第10号）要旨

本案は、令和2年度特別定額給付金等の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和2年度特別定額給付金等を使用することができるようにするため、令和2年度特別定額給付金等について、差押えを禁止する等

の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

## 一 令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等

### 1 権利の差押え等の禁止

令和2年度特別定額給付金等の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。

### 2 金銭の差押えの禁止

令和2年度特別定額給付金等として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこと。

### 3 定義

この法律において「令和2年度特別定額給付金等」とは、市町村又は特別区から支給される給付金で次に掲げるものをいうこと。

(一) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から支給される令和2年度の一般会計補正予算（第1号）における特別定額給付金給付事業費補助金を財源とする給付金

(二) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から支給される令和2年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を財源とする給付金

## 二 施行期日等

### 1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

### 2 経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和2年度特別定額給付金等についても適用すること。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。

## ○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

本件は、日本放送協会の令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、令和2年度収支予算等につ

いて、「受信料の引下げや4つの負担軽減策の実施、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する放送・サービスの実施等に取り組むことにより、事業収支差金の赤字を見込んでいる。この点についてはやむを得ない面があるものの、今後も受信料の公平負担の徹底に向けた取組を進め、増収を確保するとともに、徹底的に支出の内容及び額を精査し支出の削減に取り組むことにより、赤字額をできる限り減少させるよう努めることを強く求める」とした上で、「事業の中で大きなウエイトを占める国内放送を含め業務全体を聖域なく抜本的に見直すことや予算編成の在り方も見直すこと等により、早期に事業収支差金の黒字を確保できるよう努めることを強く求める」とされている。

## 一 収支予算

- 1 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ43億円減少の7,204億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ76億円増加の7,354億円となっており、事業収支おける不足149億円については、財政安定のための繰越金の一部をもって補填する。
- 2 受信料の額は、令和2年9月30日までは、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、地上契約1,260円、衛星契約2,230円、継続振込等の場合、地上契約1,310円、衛星契約2,280円等、前年度どおりであり、令和2年10月1日以降は、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、地上契約1,225円、衛星契約2,170円、継続振込等の場合、地上契約1,275円、衛星契約2,220円等となっている。

## 二 事業計画

- 1 緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備及び4K・8Kスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。
- 2 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力で取り組むとともに、東日本大震災をはじめとする全国の被災地の復興を支援する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新情報を早く、深く、わかりやすく伝え、判断のよりどころとなる情報の社会的基盤の役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、固有の課題などを積極的に取り上げ、地域放送を通じて地域社会に貢献する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックの放送を実施する。

B S 4 Kは2 Kとの一体制作・連携を強化し、多彩なジャンルの番組を編成する。B S 8 Kは、臨場感にあふれた大型中継や番組を編成するなど、最高水準の視聴体験と新たな可能性を追求していく。

- 3 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。
- 4 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たして行くために、インターネットならではの特性を生かして、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。
- 5 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。
- 6 協会の主たる財源である受信料については、公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進と営業改革を引き続き推進し、支払率の向上を図るとともに、令和2年10月から受信料の値下げを実施する。
- 7 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- 8 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。
- 9 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- 10 NHKグループ一体で、より創造的で効率的な体制の確立に向けて、働き方改革や透明性の高い組織運営、リスクマネジメントの強化等を推進する。

### 三 資金計画

令和2年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,459億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,724億円をもって施行する。

### (附帯決議)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会は、令和2年度予算において昨年度に引き続き事業収支差金の赤字を見込んでいることについて、放送法に定められた目的に即し、業務の目的の明確化や業務の見直しなどにより、収支均衡を基本とする安定的な業務運営の体制確保に努めること。
- 二 協会は、協会本体及びグループの職員による一連の不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、協会一体となって綱紀を粛正しコンプライアンスを徹底した運営を行うことで、信頼回復に努めること。また、子会社を含むグループ全体としての経営改革に組織を挙げて迅速かつ確実に取り組むこと。
- 三 経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を担保するために、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、職務を遂行するにあたっては、放送法を遵守し、特に、何人からも介入されることのない個別の放送番組の編集への経営委員会の介入が疑われるような行為は厳に慎むこと。また、協会が放送法に定められた役割を的確に果たせるよう、監督権限を行使すること。役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、監査委員会と十分連携しながら再発防止の観点から厳格に対処すること。
- 四 協会は、平成25年に首都圏放送センターの記者が過労で亡くなられた事実を重く受け止め、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先とし、適正な業務運営と労働環境確保に努め、長時間労働による被害を二度と起こさないよう、全力で取り組むこと。
- 五 協会は、放送番組の編集に当たっては、受信料を財源とする公共放送の性格を定めた放送法の趣旨を十分踏まえ、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保ち、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者に開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。
- 六 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自



律性を尊重すること。また、経営委員の任命に当たっては、社会に対する重大な職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮して幅広く選任するよう努めること。

七 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。また、そのために、経営委員会及び理事会等における意思決定過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、議事録の適切な作成・管理を行うとともに必要な時は公表すること。

八 協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、透明性を確保するとともに、建設費の大幅な増大が生じないよう万全を期すこと。

九 協会は、平成29年12月の最高裁判決にも鑑み、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の醸成に協会一体となって、一層努めること。また、受信契約の締結に際しては、視聴者の理解を得ながら適正に行われるべきことを、職員及び業務委託先に指導し、周知徹底すること。なお、受信料については、繰越金や今後の事業収支の状況を踏まえ、公共放送の役割を持続的に果たしつつ、国民・視聴者の十分な理解を得られるよう、減免対象の拡大など受信料体系・水準の在り方を含めて、業務やガバナンスの在り方と併せて検討すること。

十 協会は、インターネット常時同時配信等通信分野での業務について、民間放送事業者の見解に十分留意しつつ、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、国民・視聴者に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図り、通信分野での協会の在り方について、できるだけ明確にその姿勢を示すよう努めること。また、費用全体を国民・視聴者にわかりやすく公開・説明すること。

十一 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十二 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正しい情報が国民に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十三 協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び本年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

十四 協会は、地域の魅力を生かした活性化と発展の観点から、地域の様々な分野の関係者と連携を強化し、それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域の発展に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に努めること。

十五 協会は、障害者の法定雇用率を達成し、雇用率を一層高め、職場での差別禁止や合理的配慮を徹底し、障害者の働く環境改善を進めること。また、女性の採用・登用について、より高い数値目標を設定し、性別に関係なく仕事と家庭が両立できる職場の環境改善を進めること。

十六 協会は、労働法制の改正を受けて、ハラスメント防止の事業主の措置義務を果たす取組を一層促進し、ハラスメントをなくすこと。

十七 協会は、新体制の下、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料の在り方について真剣に検討し、新しい社会と技術に対応した公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。

十八 政府は、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料制度の在り方について真摯に検討し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずること。

十九 政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関である協会に対する同法に基づく指示については、報道の独立性及び国民の知る権利を最大限に尊重すること。

## ＜委員会決議＞

### ○持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災等への対応に関する件

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方公共団体が必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、持続可能な地方税財政基盤の確立が不可欠であることに鑑み、政府は、次の諸点について措置すべきである。

一 地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、地域社会の維持・再生等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、令和3年度以降も地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が、

- 予見可能性を持って安定的に確保されるよう、全力を尽くすこと。
- 二 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。また、基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域等、地域の実情に十分配慮すること。
  - 三 地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。
  - 四 地方公共団体の基金については、それぞれの団体が、将来の歳入減少や歳出増加への備えとして積立てを行っており、その財源は行政改革や経費削減等により捻出されているものであることに鑑み、その残高が増加していることをもって、地方交付税等の財源を一方向的に減額しないこと。
  - 五 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。
  - 六 個人住民税における控除の在り方については、住民が公平感を持って納税することができるような税体系の構築を目指して不断の見直しを進めること。
  - 七 電気・ガス供給業に対する法人事業税の課税については、法人事業税が都道府県の重要な基幹税であることを踏まえ、収入金額課税制度の堅持を基本としつつ、その在り方について検討を行うこと。
  - 八 森林環境譲与税の用途を適正かつ明確にしつつ、市町村が主体となった森林整備を促進するために、国は責任を持って、市町村の林業部門担当者の確保に係る地方財政措置等、市町村の林務行政支援策を拡充すること。また、これまでの森林施策では対応出来なかった奥地等の森林整備を着実に進めることに鑑み、各地方公共団体における森林の公益的機能増進への効果を検証しつつ、必要がある場合には、森林環境譲与税の譲与基準をはじめ、所要の見直しを行うこと。
  - 九 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることも踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運

営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制に努め、地方財政の健全化を進めること。

- 十 地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。また、地方債の発行に関する国等の関与の在り方については、協議不要基準の緩和等による地方財政の健全性への影響に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、運用を含め、更なる検討を進めること。
- 十一 東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の更なる加速化を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、防災・減災対策の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な財源を確保すること。
- 十二 新型コロナウイルス感染症から国民の生命と健康を守り、経済への影響を最小限に抑えるため、検査・医療体制の整備、観光・運輸分野、サプライチェーン等への経済的影響等に関し、地方公共団体が協力できるよう必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

## 【法務委員会】

### ○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（第200回国会閣法第12号）（参議院送付）要旨

本案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応し、涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等（外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び外国弁護士（外国法事務弁護士でない者で、所要の要件を満たす者に限る。）をいう。以下同じ。）による国際仲裁事件及び国際調停事件の手続についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 国際仲裁事件及び国際調停事件についての手続の代理の規定の整備

1 外国法事務弁護士等が手続等を代理することができる国際仲裁事件の定義を拡大し、民事に関する仲裁事件であって、次のいずれかに該当するものをいうものとする。

- (一) 当事者の全部又は一部が外国に本店等を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるもの）の総数の過半数を有する者等が外国に本店等を有する者であるものを含む。）
- (二) 当事者が合意により定めた準拠法が日本法以外の法であるもの
- (三) 外国を仲裁地とするもの

2 国際調停事件の定義規定を新設し、民事に関する調停事件（当事者の全部が法人等の事業者である紛争に係る事件に限る。）であって、1(一)又は(二)のいずれかに該当するものをいうものとするとともに、外国法事務弁護士等が国際調停事件の手続（民間事業者によって実施されるものに限る。）を代理することができるものとする。

二 外国弁護士が資格取得後に日本国内において弁護士等に雇用され資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供について、外国法事務弁護士となるための承認要件の一つである職務経験（資格取得後3年以上の実務経験）に算入できる期間の上限を1年から2年に拡大するものとする。

三 弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度を創設し、業務の範囲、業務の執行、権限外法律事務の取扱いについての業務上の命令及び不当関与の禁止等、所要の規定を整備するものとする。

#### 四 施行期日

この法律は、一及び二については公布の日から起算して3月を経過した日から、三については公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

#### ○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 判事の員数を30人増加すること。
- 二 判事補の員数を30人減少すること。
- 三 裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少すること。
- 四 この法律は、令和2年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
- 三 平成25年3月26日、平成28年3月18日及び平成29年3月31日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。
- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者が減少していることを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に

向けた取組をより一層進めること。

五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小に関する政府答弁を遵守し、必要な取組を進めること。

## ○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）要旨

本案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加

次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処するものとする。

1 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

2 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。）をさせる行為

### 二 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

## 【外務委員会】

### ○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、在外公館の新設及び名称変更、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 フィリピンに在セブ日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。
- 二 在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館の名称及び位置に使用されている国名を「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」から「北マケドニア」に変更すること。
- 三 在カザフスタン日本国大使館の位置の地名を「アスタナ」から「ヌルスルタン」に変更すること。
- 四 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 五 この法律は、令和2年4月1日から施行すること。ただし、別表第1の改正規定中在セブ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

### ○投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とアラブ首長国連邦との間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であって、投資としての性質を有するものをいうこと。
- 二 天然資源は、この協定の対象とならないこと。
- 三 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えるとともに、投資の許可に関連する事項に関し、最恵国待遇を与えること。
- 四 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に



基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産並びにその運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守すること。

- 五 いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと。
- 六 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること、差別的なものでないこと等の要件を満たさない限り、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。
- 七 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること。
- 八 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資家は、当該投資紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

## **○投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨**

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とヨルダン・ハシェミット王国との間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が、関係法令に従って形成する全ての種類の資産であって、直接又は間接に所有し、又は支配するものをいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。
- 二 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 三 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産

に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること。

四 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること、差別的なものでないこと等の要件を満たさない限り、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。

五 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由にかつ、遅滞なく行われることを確保すること。

六 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議によって解決されない場合には、当該投資家は、当該投資紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

### **○包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨**

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、現行の包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合（ASEAN）構成国の間の協定にサービスの貿易、自然人の移動及び投資に関する実質的な規定を追加するための改正等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 日本国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、最恵国待遇を与えること。ASEAN構成国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、最恵国待遇を与えることを考慮するよう努めること。

二 締約国は、市場アクセスに関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書6の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与えること。

三 各締約国は、附属書6の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与えること。

四 各締約国は、附属書9「自然人の移動に関する特定の約束」等に従って、

他の締約国の自然人（短期の商用訪問者、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、投資家等）に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること。

五 各締約国は、自国の領域における投資財産の設立等の投資活動に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与えること。

六 いずれの締約国も、自国の領域における他の締約国の投資家の投資活動の条件として、現地調達等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと。

七 いずれの締約国も、公共の目的のためのものであること、差別的なものでないこと等の要件を満たさない限り、投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。

八 締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争が協議によって解決されない場合には、当該投資家は、当該投資紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁等のいずれかに付託することができること。

なお、議書の不可分の一部を成す付録は、各締約国がサービスの貿易に関して行う特定の約束について記載する附属書等について規定している。

## **○投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨**

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とモロッコ王国との間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が関係法令に従って形成し、及び直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であって、投資としての性質を有するものをいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、管理、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。

二 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

三 一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること。

- 四 両締約国は、特定措置の履行要求に関し、世界貿易機関設立協定附属書 1 A 貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく自国の義務を再確認すること。
- 五 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること、差別的なものでないこと等の要件を満たさない限り、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。
- 六 一方の締約国は、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること。
- 七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議によって解決されない場合には、当該投資家は、当該投資紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。
- なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、投資資産の収用の解釈について規定している。

#### **○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨**

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とコートジボワール共和国との間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。
- 二 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 三 一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること。

- 四 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと。
- 五 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること、差別的なものでないこと等の要件を満たさない限り、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。
- 六 一方の締約国は、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること。
- 七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資家は、当該投資紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。
- なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止の各規定により課される義務に適合しない両締約国の措置について規定している。

## **○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求める件（条約第6号）要旨**

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とアルゼンチンとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、アルゼンチンについては所得税及び推定最低所得税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該

他方の締約国において課税できること。

三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権の25%以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、配当額の10%を超えない額、その他の場合には、配当額の15%を超えない額を課税できること。

四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の12%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。

五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該使用料がニュースの使用等に対するものである場合は使用料額の3%を超えない額、著作権の使用等に対するものである場合は使用料額の5%を超えない額、その他の場合は使用料額の10%を超えない額を課税できること。

六 この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができること。

七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

八 第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国で課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、この条約はその署名の日の後に新たに導入される租税についても適用すること等を規定している。

### **○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨**

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の

除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とウルグアイとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、ウルグアイについては事業所得税、個人所得税、非居住者所得税及び社会保障支援税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該配当を支払う法人が日本国の居住者であり、当該配当の受益者が当該法人の議決権の10%以上を直接に所有する法人である場合又は当該配当を支払う法人がウルグアイの居住者であり、当該配当の受益者が当該法人の資本の10%以上を直接に所有する法人である場合には、配当額の5%を超えない額、その他の場合には、配当額の10%を超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、使用料額の10%を超えない額を課税できること。
- 六 この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること。
- 七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

八 第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国で課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁手続等を規定している。

## **○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）要旨**

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とペルーとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、ペルーについては所得税法及び小規模零細事業所得税制を創設する政令に基づいて課される所得税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、配当額の10%を超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、使用料額の15%を超えない額を課税できること。
- 六 この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立



てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができること。

七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

八 第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国で課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、事業の場所は、一定の要件を満たす場合に限り恒久的施設を構成すること等を規定している。

## **○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）要旨**

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とジャマイカとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、ジャマイカについては所得税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該配当を支払う法人が日本国の居住者であり、当該配当の受益者が当該法人の議決権の20%以上を直接若しくは間接に所有する法人である場合又は当該配当を支払う法人がジャマイカの居住者であり、当該配当の受益者が当該法人の資本若しくは議決権の20%以上を直接若しくは間接に所有する法人である場合には、配当額の5%を超えない額、その他の場合には、配当額の10%を超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対して

は、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。

五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該使用料が産業上、商業上又は学術上の設備の使用等に対するものである場合は使用料額の2%を超えない額、その他の場合は使用料額の10%を超えない額を課税できること。

六 この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること。

七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

八 第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国で課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁手続等を規定している。

## **○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）要旨**

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とウズベキスタンとの間の現行の租税条約を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に軽減するとともに、より効果的に脱税及び租税回避行為に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、ウズベキスタンについては法人の利得に対する租税及び個人の所得に対する租税とすること。

- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権の25%以上を直接に所有する法人である場合には、配当額の5%を超えない額、その他の場合には、配当額の10%を超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の5%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、使用料額の5%を超えない額を課税できること。ただし、当該使用料が著作権の使用等に対するものである場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 六 この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができること。
- 七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。
- 八 特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。

**○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第11号）要旨**

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とモロッコとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税、モロッコについては所得税及び法人税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該配当を支払う法人が日本国の居住者であり、当該配当の受益者が当該法人の議決権の10%以上を直接に所有する法人である場合又は当該配当を支払う法人がモロッコの居住者であり、当該配当の受益者が当該法人の資本の10%以上を直接に所有する法人である場合には、配当額の5%を超えない額、その他の場合には、配当額の10%を超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該使用料が産業上、商業上又は学術上の設備の使用等に対するものである場合は使用料額の5%を超えない額、その他の場合は使用料額の10%を超えない額を課税できること。
- 六 この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができること。
- 七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

八 取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、事業の場所は、一定の要件を満たす場合に限り恒久的施設を構成すること等を規定している。

### **○社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）要旨**

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とスウェーデン王国との間で、年金制度に関し、保険料の二重負担の問題及び保険料の掛け捨ての問題を解決することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険について適用すること。

二 この協定は、スウェーデン王国については、疾病補償及び活動補償、所得に基づく老齢年金及び保証年金、遺族年金及び遺児手当に関する法令並びにこれらの法令に係る社会保障の保険料に関する法令について適用すること。

三 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。

四 一方の締約国の実施機関は、自国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、自国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮すること。

### **○社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）要旨**

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とフィンランド共和国との間で、年金制度及び雇用保険制度に関する保険料の二重負担の問題並びに年金制度に関する保険料の掛け捨ての問題を解決することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険について適用するとともに、失業等給付に関する雇用保険制度について適用すること。
- 二 この協定は、フィンランド共和国については、所得比例年金制度の下での老齢年金、障害年金及び遺族年金に関する制度について適用するとともに、失業保険に関する制度について適用すること。
- 三 年金制度への強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。
- 四 雇用保険制度への強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、被用者が派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。
- 五 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、フィンランド共和国の法令による保険期間を考慮すること。
- 六 フィンランド共和国の実施機関は、両締約国の法令による保険期間が成立している場合には、フィンランド共和国の法令による給付を受ける資格を決定するに当たり、フィンランド共和国の法令による保険期間と重複しないことを条件として、必要があるときは、日本国の法令による保険期間を考慮すること。

### **○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第14号）要旨**

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、ベトナムにおいて刑に服している邦人受刑者及び我が国において刑に服しているベトナム人受刑者を本国に移送するための条件・手続等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約の適用上、「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であって自由の剥奪を伴うものをいい、また、「移送国」とは、刑を言い渡された者を移送し得る締約国又は移送した締約国を、

- 「受入国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をそれぞれいうこと。
- 二 刑を言い渡された者は、その刑に服するため、この条約に従って移送国の領域から受入国の領域に移送されることができ、このため、この移送についての自己の関心を表明することができること。
- 三 移送国又は受入国のいずれの締約国も、移送について要請することができること。
- 四 刑を言い渡された者については、判決が確定していること、移送の要請があった時に、刑を言い渡された者が刑に服する期間として少なくとも1年の期間が残っていること又は刑の期間が定められていないこと、刑を言い渡された者並びに移送国及び受入国が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が受入国の法令により犯罪を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができること。
- 五 移送の要請を受けた締約国は、移送に同意するかしないかについての決定を速やかに通報すること。
- 六 移送国は、刑を言い渡された者であってこの条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、この条約の内容を通知することとし、刑を言い渡された者がこの条約に従って移送されることについて移送国に対して関心を表明した場合には、判決が確定した後速やかに、受入国に対してその旨を通報すること。
- 七 移送後の刑の執行の継続は、受入国の法令により規律されること。
- 八 受入国は、移送国が決定した刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならないが、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない等の場合には、自国の法令に規定する制裁に合わせるができること。
- 九 各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができること。
- 十 受入国は、移送国に対して刑の執行に関する情報を提供すること。
- 十一 この条約の適用に当たり要する費用は、専ら移送国の領域において要する費用を除き、受入国が負担すること。
- 十二 この条約は、その効力が生ずる日の前又は以後に言い渡された刑の執行について適用すること。

### **○専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVIIIの締結について承認を 求めるの件（条約第15号）要旨**

本件は、標記の附属書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この附属書は、専門機関の特権及び免除に関する条約（以下「条約」という。）の規定に必要な修正を加えた上で世界観光機関（以下「機関」という。）に適用することを内容とするものであり、その主な修正の内容は次のとおりである。

- 一 条約上専門機関の加盟国の代表者に与えられる特権及び免除は、機関の事業に参加する準加盟国の代表者にも与えられること。
- 二 機関の活動に参加する賛助加盟員の代表者は、公的任務を独立して遂行することを保障するための全ての便益を与えられること。
- 三 機関の内部機関の職務を遂行し、又は機関のための任務を遂行する専門家は、身柄の逮捕又は手荷物の押収の免除、公的任務の遂行中の陳述又は行動に関する訴訟手続の免除、文書の不可侵等を与えられること。
- 四 条約上専門機関の事務局長に与えられる特権及び免除等は、機関の事務次長並びに同事務次長の配偶者及び未成年の子にも与えられること。

### **○国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本 国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件 （条約第16号）要旨**

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国と国際獣疫事務局との間で国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所（以下「事務所」という。）及び事務所の職員が享有する特権及び免除等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 事務所は、法人格を有し、契約し、不動産及び動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有すること。
- 二 事務所の文書は不可侵とすること。
- 三 事務所の施設は不可侵とすること。
- 四 日本国政府は、必要な公益事業及び公共サービスが衡平な条件で事務所の施設に提供されることを確保するため、最善の努力を払うこと。
- 五 事務所は、国際獣疫事務局の事務局長が事務所の免除を明示的に放棄した特定の場合を除き、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有すること。
- 六 事務所の財産及び資産は、一定の場合を除き、搜索、押収、没収、差押え、



収用及び他のあらゆる形式の干渉を免除されること。

七 事務所並びにその財産、資産及び収入は、事務所の公的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除き、全ての直接税を免除されること。

八 事務所並びにその財産、資産及び収入は、事務所の公的活動の範囲内で、事務所が輸入し、又は輸出する物品及び事務所の刊行物に関し、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除されること。

九 事務所又は事務所の職員宛ての全ての公用通信及び事務所が発出する全ての公用通信については、検閲及び他のいかなる形態の妨害又は秘密の侵害も行ってはならないこと。

十 事務所の職員は、公的な立場で行った口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続及び自動車によって引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。）の免除、国際獣疫事務局が支払った給与等に対する課税の免除、自己及び被扶養者に関する出入国制限及び査証料の免除等を享有すること。

## 【財務金融委員会】

### ○平成30年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、令和元年度一般会計補正予算（第1号）等の編成に当たり、国債の発行を抑制するとの観点から、各会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を翌年度までに公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成30年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については適用しないこととするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

### ○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、持続的な経済成長の実現、経済社会の構造変化への対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制の創設、投資及び賃金引上げを促すための税制の要件の見直し、連結納税制度の見直し等を行うこと。
- 二 経済社会の構造変化を踏まえ、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、NISA制度の見直し等を行うこと。
- 三 消費税の申告期限を延長する特例の創設等を行うとともに、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。
- 四 この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和2年4月1日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大に加え、軽減税率制度の実施をはじめとする税制改正、社会保障・税一体改革への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為、富裕層への対応を強化し、

更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

- 二 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、確定申告等の税務事務における適切な対応、国税職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、税収など経済への影響を注視し、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

## ○関税率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うほか、とん税及び特別とん税の特例措置を創設するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 令和2年3月末に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長等を行うこと。
- 二 個別品目の基本税率を無税とすること。
- 三 とん税及び特別とん税の特例措置として、一定の国際基幹航路に就航する外国貿易船が国際戦略港湾に入港する際のとん税及び特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一括で納付する場合の税率を軽減すること。
- 四 この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和2年4月1日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 二 最近におけるグローバル化の進展や日米貿易協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金等の密輸を阻止し、水際において国民の安心・安全等を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
- 三 豚熱の水際での対応、新型コロナウイルス感染症の蔓延、更には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を迎えることから、水際におけ

る業務遂行やテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、税関における定員の確保及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備並びに安全管理の徹底、また職員への感染症対策に万全を期すこと。

四 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置を延長しない点につき、我が国と経済・貿易協定を締結しない国については、畜産業を始めとする産業保護の観点から、輸入の動向に今後留意すること。

五 とん税及び特別とん税特例措置の創設は、税率引き下げに伴う政策効果を不断に検証し、今後の適切な措置を検討すること。

### **○国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨**

本案は、国際金融公社及び国際開発協会に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなることに伴い、我が国のこれらの機関への出資額を増額するための措置を講ずるもので、その内容は次のとおりである。

一 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、国際金融公社に対し、従来の出資の額のほか、5億6,118万8,000合衆国ドルの範囲内において出資することができること。

二 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

政府は、国際開発協会に対し、従来の出資の額のほか、4,005億2,215万円の範囲内において出資することができること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

#### **（附帯決議）**

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国際金融公社及び国際開発協会を含む国際機関への資金拠出に当たっては、我が国の厳しい財政状況のもと、高額な資金を拠出することに鑑み、我が国の国際貢献上効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう、然るべき国際機関の計画・方策に反映させるべく努め、国際社会における我が国の評価を高めるよう最大限尽力し、計画的に取り組むこと。また、国際機関の運営等に関して、主要出資国としてふさわしいリーダーシップを発揮するなど、我が国の国際的プレゼンスの向上に努めること。

二 国際機関の活動並びに我が国の貢献について一層の広報及び情報公開を行い、当該資金拠出に関し国民の理解を得るよう努めること。

三 我が国の国際貢献機会を拡大する観点から、国際機関において日本人職員の登用機会をさらに広げる活動を推進し、有能な人材が円滑に採用されるよう努めると共に、重要なポストの獲得にも尽力すること。

四 国際社会における我が国の役割も鑑みつつ、今後の国際機関への追加出資に当たっては、極めて厳しい財政状況を十分考慮して適切に検討すること。

## ○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号） 要旨

本案は、地域活性化や企業の競争力の強化等につながる成長資金の供給を引き続き促進するため、日本政策投資銀行の特定投資業務の投資決定期限等を延長するもので、その内容は次のとおりである。

一 日本政策投資銀行の特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限を令和3年3月31日から令和8年3月31日まで延長すること。

二 特定投資業務の完了期限を令和8年3月31日から令和13年3月31日まで延長すること。

三 この法律は、公布の日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 株式会社日本政策投資銀行ができる限り早期に完全民営化することとされていること及び特定投資業務が時限を定めて導入されたことを踏まえ、期間延長が際限なく繰り返されることがないよう特定投資業務の法定期限到来までの間に、同業務の継続の是非と国の関与のあり方について十分に検討すること。

二 政府の保有株式については、特定投資業務等の実行に伴い政府が保有すべき株式を除き、株式会社日本政策投資銀行の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できるだけ早期の売却に努め、その売却益を増大している国債の償還財源に充当するよう努めること。

三 特定投資業務が民業の補完又は奨励に徹することとされていることを踏まえ、民業を圧迫することがなく適切な運営がなされるよう注視すること。また、いわゆる呼び水効果が民間金融機関に与える経営上の影響について、定量的な計測や検証に努めるよう促し、もって呼び水効果が最大となるよう配慮すること。

四 昨今、株式会社日本政策投資銀行の配当が低下していることを踏まえ、株

- 主である政府として同行の業務の事業実績及び経営状況を十分監視すること。
- 五 民間金融機関による資金供給を公的観点から支援するという株式会社日本政策投資銀行の役割に応じた適切なリスクが取られるよう、同行の経営状況について、その投資損益等が適正なものとなるよう十分注視すること。
- 六 特定投資業務の法定期限の延長は、新型コロナウイルス感染症の被害対応とは直接関連することがないところではあるが、政府は、株式会社日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用や、中堅・大企業の資金繰りへの支援を通じ、中小事業者を取り巻く厳しい環境の改善に万全を期すこと。
- 七 地域経済の自立的発展を実現するためには、地域金融機関等の人材の育成が急務であることに鑑み、株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関等の協働等により、地域における人材育成が同行によって図られるよう適切な措置を講ずること。

## **○金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨**

本案は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るとともに、金融分野のデジタルイノベーションに対応するため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 金融サービスの提供に係る制度整備

- 1 「金融商品の販売等に関する法律」の題名を「金融サービスの提供に関する法律」に改めること。
- 2 多様な金融サービスを利用者にワンストップで提供する金融サービス仲介業を創設すること。
- 3 金融サービス仲介業を行う者は、内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととし、当該登録に係る手続、登録拒否事由等を定めること。
- 4 金融サービス仲介業に係る所要の行為規制等を整備するとともに、その行う業務の種別に応じて、それぞれ銀行法、保険業法、金融商品取引法又は貸金業法の規制を準用すること。

二 金銭債権を有する受取人からの委託により、債務者から弁済として資金を受け入れ、受取人に当該資金を移動させる行為等であって、受取人が個人であること等の一定の要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。

### 三 資金移動業に係る制度整備

- 1 資金移動業に、第一種資金移動業、第二種資金移動業、第三種資金移動業の種別を設け、資金の移動の額に応じた規制等を整備すること。
- 2 第一種資金移動業を営もうとする者は、業務実施計画を定め、認可を受けなければならないこと。

四 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、資金移動業に係る規定等については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 近年の情報通信技術の発展に伴う金融仲介及び資金決済の実態等を踏まえ、利用者保護等の観点から、実効性のある金融検査・監督を実施すること。その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の体制整備に努めること。
- 二 技術革新による金融サービスの急速な変化に対応し、適切な規制体系を構築する観点から、行政当局による必要に応じた監督権限の行使を可能とする法令に基づく規制と、環境変化に応じて柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制団体が策定する自主規制の連携を十分に図るよう努めること。また、法令適用事前確認手続においては、利用者の利便の向上に資するよう、その適切な運用に努めること。
- 三 利用者の利便の向上及び保護のため、オンラインによる金融サービスの仲介と既存の仲介業者を含む実店舗における対面によるサービスの提供との間の競争や両者の特性の違いを活かしたサービスの提供が適切に行われるよう配慮し、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意すること。
- 四 金融サービス仲介業者における手数料水準については、適切な競争が働くよう積極的な開示を促すとともに、利用者が仲介業者の中立性を適切に判断できるよう、金融機関との委託関係・資本関係の有無などの情報の開示に努め、利用者が不利益を被ることがないようにすること。
- 五 金融サービス仲介業が取り扱う業務に対しては、銀行・証券・保険・貸金など諸々の金融商品の仲介に定められる顧客保護等に関する業法規制を準用し、既存の金融業及び金融仲介業との間における同等の扱いを確立すること。また、金融サービス仲介業の事業内容の実態に応じたものとなるよう、情報

通信技術の発展に伴い、規制の在り方について適時適切に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

- 六 金融機関と金融サービス仲介業者との間の顧客説明における役割分担においては、オンラインによる仲介においても、顧客が十分に金融商品・サービスを理解することが可能となるよう、利用者保護の観点から適切に指導・監督すること。
- 七 金融サービス仲介業の取扱い可能な金融商品・サービス及びその金額の上限については、金融商品へのアクセス向上などの利便性と顧客が負うリスクのバランスを十分に考慮し定めること。その際、当初は日常生活に定着しているなど高度な説明を要せず、顧客に分かりやすい金融商品・サービスに限定し、国民の金融リテラシー及び技術進捗など環境の変化に応じて段階的に拡大していく観点から検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 八 金融サービス仲介業者のオンラインによる仲介においても、顧客の意向が十分に満たされるよう、適合性原則の遵守及び顧客本位の業務運営が徹底され、顧客が想定外の損失を被ることがないように適切な指導・監督を行うこと。
- 九 金融サービス仲介業の利用による金融商品の契約締結等に際して発生した紛争について、所属制を前提とした現行制度と比べて利用者保護に不足が生じることがないように、金融ADR制度を早期に整備し、その周知徹底及び事例の公表に努めること。
- 十 金融サービス仲介業者の顧客に対する賠償資力となる保証金供託額の水準を定めるに当たっては、イノベーションの促進による利用者利便の向上を考慮しつつも、顧客保護の観点に十分に配慮するように努めること。
- 十一 顧客情報の取扱いに係る規制については、金融サービス仲介業が仲介業務を通じて取得する顧客情報の幅広さを念頭に、仲介業者の情報管理体制に対する適切な指導・監督を行うこと。また、顧客情報の第三者への提供に当たって必要とされる本人の同意については、顧客がその内容を十分に理解し、顧客の真意が適切に反映されるよう指導・監督を行うこと。
- 十二 収納代行については、継続して実態把握に努め、利用者保護の観点から制度整備や規制の在り方について、引き続き検討を行うこと。また、改正資金決済法第2条の2の要件に該当しない場合であっても、為替取引に該当するときには、資金移動業の登録が必要となることを周知すること。
- 十三 前払式支払手段発行者に対する利用者の保護等に関する措置を定めるに



当たっては、サービスの提供実態や利用状況を把握して、利用者保護が十分に図られるようにするとともに、自主規制ルールの策定状況を十分に踏まえつつ、適切な指導・監督を行うこと。

十四 少額与信を伴うキャッシュレス決済の普及により多重債務問題が生じないよう、その実態把握に努めるとともに、過剰与信の制度的な防止の観点から、貸金業法等の運用の充実を図り、適切な指導・監督を行うこと。

十五 送金サービスの利用者資金の保全方法については、事業の運用状況を踏まえて利用者保護の観点や金融システムの安定性の確保の観点からさらなる検討を進めるとともに、可能な限り送金コストの低下を図るため、取扱送金額及びビジネスモデルに応じた最適な方法を業界団体と連携しながら引き続き検討すること。

十六 第一種資金移動業において、送金上限額が設けられていないことに鑑み、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策規制の遵守態勢については、海外送金コストの低下という利用者の利便の向上に配慮しつつ、実効的な指導・監督体制の整備を行うこと。

十七 この法律の施行に関し措置した政令等について、国会に対し十分説明すること。また、附則第28条に検討条項があることを踏まえ、改正後の各法律の施行状況を十分に把握し、国会への説明責任を果たすこと。

## ○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案（内閣提出第54号）要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響を緩和する観点から、所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 新型コロナウイルス感染症等の影響により多数の事業者において収入が急減しているという状況を踏まえ、納税の猶予制度の特例を設けること。

二 欠損金の繰戻しによる還付の特例、文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る寄附金控除の特例、住宅ローン控除の適用要件の弾力化等の措置を講ずること。

三 この法律は、公布の日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 納税の猶予制度の特例措置については、新型コロナウイルス感染症及びそ

のまん延防止のための措置の影響により、事業者に相当な収入の減少があった場合の緊急に必要な税制上の特例措置であるとの趣旨を踏まえ、猶予期間の経過後においては、本特例措置の適用を受けた事業者の事業の状況を十分に踏まえつつ、公平かつ適正な徴収に努めること。

二 納税の猶予制度の特例措置における猶予期間の経過前において、新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ、本特例措置の延長の要否について検討を行うこと。

三 納税の猶予制度の特例措置における猶予期間の経過後においては、本特例措置の適用状況の把握に努め、国会への報告を行うこと。

四 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により更なる財政的支援の必要性が生じる場合にあっては、我が国の極めて厳しい財政状況に鑑み、中長期的な財政健全化にも十分に配慮し、当該財政的支援の費用対効果も踏まえつつ、客観的、合理的な対応を行うこと。

## **○金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第58号) 要旨**

本案は、金融機関が新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業等に対し、今後も引き続き積極的に資金繰り支援等を行い、経済の再生を図っていくために、金融機関等が国の資本参加を受けて適切な金融仲介機能を発揮できるよう、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国の資本参加の申請期限を令和8年3月末まで延長すること。

二 新型コロナウイルス感染症等の影響により、自己資本の充実が必要となった金融機関等が国の資本参加を受けようとする場合において、経営責任が問われないことを明確化するとともに、収益性や効率性の向上の具体的な目標を求めないなどの特例を設けること。

三 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### **(附帯決議)**

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 時限的措置である金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づく国の資本参加制度の目的がこれまで一貫して地域経済活性化であり、その時々金融経済情勢に応じて申請期限が延長されてきたことを重く受け止めた上で、今回の長期間にわたる申請期限延長も含め、制度の適切な在り方に

ついて検討すること。

- 二 金融機関等に対する新型コロナウイルス感染症等に関する特例措置については、今後の感染症の収束状況やその社会経済に対する影響を踏まえた運用を行うとともに、申請期限の到来前であっても必要に応じて当該特例措置の見直しについて検討すること。また、同特例措置による国の資本参加を受けた金融機関等に対しては、地域経済活性化に資する金融仲介により、企業規模の大小に関わらず産業連関を念頭に国全体に経済効果がもたらされるように促すこと。
- 三 国の資本参加に伴う金融機関等の金融仲介機能の発揮においては、個々の事業者の経営の独立性が最大限尊重されるとともに、金融機関等への国の資本参加の目的が地域経済の活性化であることに鑑み、配当を受ける出資者だけではなく、金融機関等を利用する者を含む地域に対する便益向上の観点にも配慮されるよう注視すること。
- 四 政府が進める中小企業等への資本性資金の供給の効果を高めるべく、民間金融機関の官民連携ファンドへの出資や協調融資を促し、その際のリスクを軽減するという見地から、国の資本参加は適時適切に行うこと。

## 【文部科学委員会】

### ○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、文化及び観光の振興並びに地域の活性化を図る上で文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定並びに拠点計画及び地域計画の認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 主務大臣は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針を定めるものとする。

#### 二 拠点計画の認定等

1 文化資源保存活用施設の設置者は、基本方針に基づき、主務省令で定めるところにより、文化観光推進事業者と共同して、文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に関する計画（拠点計画）を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとする。

2 道路運送法、海上運送法その他の関係法律に基づく手続のうち一定のものについて、認定を受けた拠点計画に基づく事業に対する特別の措置を定めるものとする。

#### 三 地域計画の認定等

1 市町村又は都道府県は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

2 協議会において、基本方針に基づき、主務省令で定めるところにより、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（地域計画）を作成したときは、市町村又は都道府県、文化観光拠点施設の設置者及び文化観光推進事業者は、共同で、主務大臣の認定を申請することができるものとする。

3 文化財保護法に基づく文化財の登録の提案について、認定を受けた地域計画に基づく事業に対する特別の措置を定めるものとし、二の二は、地域計画について準用するものとする。

四 国及び地方公共団体等は、拠点計画又は地域計画の認定を受けた者に対し、必要な助言その他の援助を行うように努めなければならないものとする。

- 五 この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び国土交通大臣とすること。
- 六 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

## ○著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）要旨

本案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作権等を侵害する自動公衆送信等による被害の拡大を防止するための措置、著作権者等から許諾を得て著作物等を利用する権利について第三者への対抗力を付与する措置等を講ずるとともに、プログラム登録がされた著作物の著作権者等が自らの保有する著作物がプログラム登録がされたものであることの証明を受けることを可能とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 著作権法の一部改正

- 1 リーチサイト等の運営行為等を刑事罰の対象とするとともに、リーチサイト等における侵害コンテンツへのリンク掲載行為等を著作権等侵害行為とみなし、民事措置及び刑事罰の対象とすること。
- 2 違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、一定の要件の下で私的使用目的であっても違法として民事措置の対象とするとともに、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰の対象とすること。
- 3 写り込みに係る権利制限規定について、生配信やスクリーンショットを対象に含めるなど対象範囲の拡大を行うこと。
- 4 行政手続に係る権利制限規定について、種苗法及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の審査等の手続を対象に追加するほか、これらに類する手続を政令で定めることができることとすること。
- 5 著作権者等から許諾を受けて著作物等を利用する権利について、その著作権等を譲り受けた者その他の第三者に対抗することができることとすること。
- 6 裁判所は、著作権等侵害訴訟において、書類の提出命令の可否を判断するために必要があると認めるときは、書類の所持者に当該書類の提示をさせることができること等とすること。

- 7 著作物等の不正使用防止技術について、最新の技術動向を踏まえた保護対象の明確化を行うとともに、これを回避する不正なシリアルコードの提供等を著作権等侵害行為とみなし、民事措置及び刑事罰の対象とすること。
- 二 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正
- 1 プログラム登録がされた著作物の著作権者等が自らの保有する記録媒体に記録された著作物がプログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができることとする。
- 2 国又は独立行政法人が登録を行う場合の手数料の免除規定を廃止すること。
- 三 この法律は、一部を除き、令和3年1月1日から施行するものとする。

#### **(附帯決議)**

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 海賊版サイトの形態は多種多様であり、本法の措置では対応できないストリーミング形式を採用している海賊版サイト等も存在することを踏まえ、本法による規制にとどまらず、今後ともあらゆる手段を通じて海賊版対策の徹底に向けた取組を政府一丸となつて行うこと。
- 二 侵害コンテンツの違法アップロードについては、アップロードを行う者が海外サーバーを利用する事例や我が国の捜査協力等の要請に対して非協力的な国が存在することも踏まえ、迅速かつ円滑な捜査・摘発に向けて、政府は、海外の捜査機関や通信業者等との更なる連携強化を促進し、実効性のある違法アップロード対策の実現に努めること。
- 三 政府は、海賊版対策を講じるための専門的知見、人的資源、資金等が不十分な中小企業等を支援するため、海賊版対策の構築に係る専門的知見の提供や経費の補助等の様々な支援策を講じるよう努めること。
- 四 本法による侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る措置が、国民の正当な情報収集等の萎縮をもたらさないよう多くの要件が設けられ複雑な制度設計となっていることを踏まえ、本法附則による国民への普及啓発及び未成年者への教育を行うに当たっては、分かりやすいガイドライン等を作成するとともに、インターネット上や学校現場等の様々な場面での普及啓発・教育に万全を期すこと。
- 五 政府は、関係者による議論の状況等を踏まえつつ、演奏権等の要件としての公衆に直接見せ又は聞かせる目的の範囲について、必要に応じて社会通念

や妥当性の観点から検討するとともに、その結果に基づいて必要な見直しを行うよう努めること。

六 デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、従来は受信者であった国民が同時に発信者にもなる時代が到来し、著作物の利用・流通形態の多様化が今後さらに進行することが想定されることに鑑み、政府は、権利の保護と著作物の円滑な利用の促進とのバランスに十分留意しつつ、時代に即した著作権法制となるよう、その在り方について不断の検証を行うこと。

## 【厚生労働委員会】

### ○労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、労働者保護の観点から、賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類（以下「労働者名簿等」という。）の保存期間について、5年間に延長すること。
- 二 付加金の請求を行うことができる期間について、違反があった時から5年に延長すること。
- 三 賃金（退職手当を除く。）の請求権の消滅時効期間を5年間に延長するとともに、消滅時効の起算点について、請求権を行使することができる時であることを明確化すること。
- 四 一から三までによる改正後の規定の適用について、労働者名簿等の保存期間、付加金の請求を行うことができる期間及び賃金（退職手当を除く。）の請求権の消滅時効期間は、当分の間、3年間とすること。
- 五 この法律は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和2年4月1日）から施行すること。
- 六 この法律の施行前に違反があった場合の付加金の請求期間及び賃金（退職手当を除く。）の支払期日が到来した場合の当該賃金の請求権の消滅時効の期間については、なお従前の例によること。
- 七 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 賃金請求権は労働者の重要な債権であることに鑑み、施行後5年を経過した場合においては、労働者の権利保護の必要性を踏まえつつ、未払賃金をめぐる紛争防止など賃金請求権の消滅時効が果たす役割への影響等を検証した上で、賃金請求権の消滅時効期間を原則の5年とすることを含め検討し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。その環境整備のため、施行後5



年の経過を待たずに賃金台帳等の記録の保存期間の延長が可能となるよう、中小企業等における記録の電子データ化を支援し、記録の保存等にかかる負担の軽減を図ること。

二 労働基準監督署においては、賃金の未払いを発生させないよう、事業所に対する指導・監督を徹底するとともに、賃金未払事案に対しては是正指導を厳正に行うこと。

三 災害補償請求権の消滅時効期間については、労働者の災害補償という観点から十分であるのか、施行後5年を経過した際に、労働者災害補償保険法における消滅時効期間と併せ、検討を行うこと。

四 改正後の規定に基づく消滅時効期間が本法の施行日以後に支払期日が到来する全ての賃金請求権に適用されることについて、周知徹底すること。

### ○雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、多様化する就業ニーズに対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保等を通じて、職業の安定と就業の促進等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 雇用保険の育児休業給付について、失業等給付から独立させ、子を養育するために休業した労働者の生活及び雇用の安定を図るための給付と位置付けるとともに、育児休業給付に係る保険料率を設定し、育児休業給付資金の創設等を行うこと。

二 令和2年度及び令和3年度の各年度において、暫定的に、雇用保険の保険料率の引下げを行うとともに、雇用保険の失業等給付、育児休業給付等の支給に要する費用に係る国庫の負担額を国庫が負担すべき額の100分の10に相当する額とすること。

三 二以上の事業に雇用され、一の事業における週所定労働時間が20時間未満かつ二の事業の週所定労働時間の合計が20時間以上である65歳以上の者が、厚生労働大臣に申し出た場合には、雇用保険の高年齢被保険者となることができることとすること。

四 労災保険において、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病等に関する保険給付を創設するとともに、複数事業労働者に係る保険給付を行う場合の給付基礎日額は、事業ごとの給付基礎日額を合算した額に基づき算定すること。

五 常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、雇い入れた通常の労

働者等に占める中途採用により雇い入れられた者の割合を定期的に公表しなければならないこととする。

六 事業主は、その雇用する高年齢者等について、定年の引上げ、継続雇用制度の導入及び定年の定め廃止の措置を講ずることにより、70歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならないこととする。ただし、当該事業主が、労働者の過半数を代表する者等の同意を得て、新たに事業を開始する者との間で委託契約を締結する措置等を講ずることにより、70歳までの就業を確保する場合は、この限りでないこととする。

七 この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行すること。

### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 65歳までの高年齢者雇用確保措置が全ての企業において確実に実施されるよう事業主に対する周知を強化するとともに、違反事業主に対する指導等を通じて、65歳までの希望者全員の雇用確保が図られるように努めること。

二 事業主が複数の高年齢者就業確保措置を講ずる場合において、個々の労働者の意思を十分に尊重することを指針等で明確にし、その周知徹底を図ること。

三 創業支援等措置による就業は、労働関係法令による労働者保護などが図られないことから、以下の事項を指針等で明確にすることを検討し、その周知徹底を図ること。

1 事業主は、当該措置を選択する理由を書面等により過半数労働組合又は過半数代表者に十分に説明すること及び当該措置を適用する労働者に対しても丁寧に説明し納得を得る努力をすることが重要であること。

2 事業主が当該措置のみを講ずる場合は、過半数労働組合等の同意が必要であること。また、継続雇用制度の導入に加えて当該措置を講ずる場合であっても、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいこと。

3 当該措置により就業する者について、同種の業務に労働者が従事する場合における労働契約法に規定する安全配慮義務の内容も勘案しつつ、委託業務の内容・性格等に応じた配慮を当該措置を講ずる事業主が行うことが望ましいこと。

4 高年齢者雇用安定法の改正の趣旨が70歳までの雇用・就業機会の確保であることを踏まえ、当該措置を講ずる事業主は、70歳まで継続的に労働者

を支援することが求められること。

四 創業支援等措置による就業について、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を参考とするよう周知・広報すること。また、就業する者が被災したことを把握した場合は、当該措置を講ずる事業主が厚生労働大臣に報告することを検討することとし、同種の災害の再発を防止するための対策の検討に当該報告を活用すること。

五 高年齢期においては、労働者の体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様となることから、事業主がより柔軟な労働条件を整備できるよう適切に支援すること。

六 65歳以降も働くことを希望する全ての労働者が個々の意欲及び能力に応じて働くことができる環境整備を図るため、施策の充実に努めること。

七 雇用政策に対する政府の責任を示すものである雇用保険の国庫負担については、改正後の雇用保険法附則第15条の規定に基づき、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこと。また、今回の時限的な国庫負担率の引下げ措置の継続については、令和3年度までの2年度間に厳に限った措置とすること。

八 失業等給付と異なる給付体系に位置付けられる育児休業給付について、給付額が増加傾向にある状況を踏まえ、中長期的な観点から国庫負担割合も含めた制度の在り方を検討すること。

九 求職者支援制度について、雇用の安定化の必要性が高い者に対し十分な支援が行き届くよう制度運営の充実に努めるとともに、雇用政策に対する政府の責任を示す観点から、国庫負担割合の在り方を検討すること。

十 企業による65歳までの雇用継続を下支えしている高年齢雇用継続給付について、今回の給付率の引下げに当たって、働き方改革関連法の「同一労働同一賃金」に基づく高年齢者の不合理な待遇差の解消に取り組む企業に対して十分な支援を行うこと。その上で、今後の給付の在り方については、65歳までの高年齢労働者の雇用の進展状況を十分に踏まえ、中長期的な観点から検討すること。

十一 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者に対する雇用保険の適用について、施行後5年を目途に、懸念される逆選択やモラルハザードといった事象も含め、適用による行動変化や財政への影響等を十分に検証し、必要に応じて、マルチジョブホルダーに対する雇用保険の適用の在り方を検討すること。

十二 新型コロナウイルス感染症により我が国経済は大きな影響を受けており、

今後雇用への影響の拡大が懸念されることから、雇用の維持に向け、雇用安定資金も活用して、雇用調整助成金をはじめとする雇用保険 2 事業により十分な支援を行うこと。

十三 労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。

十四 大企業における中途採用比率の公表に当たっては、企業の実態や入社後のキャリアパスなどの情報も中途採用を目指す労働者にとって有益であることから、様々な情報を総合的に公表しやすくするための支援を検討すること。

### **○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨**

本案は、社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、現行の従業員500人超から、令和4年10月1日以降は従業員100人超とし、令和6年10月1日以降は従業員50人超とすること。

二 被用者保険における従業員5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、公認会計士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加すること。

三 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者の年金額について、毎年9月1日を基準日とし、基準日の属する月の翌月から改定すること。

四 65歳未満の被保険者に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を引き上げ、支給停止とならない範囲を拡大すること。

五 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の繰下げ受給の上限年齢を70歳から75歳に引き上げること。

六 確定拠出年金について、加入可能年齢を引き上げるとともに、受給開始時期の選択肢を拡大すること。また、中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企

業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金への加入要件の緩和等の措置を講ずること。

七 その他、国民年金手帳の廃止、未婚のひとり親等の国民年金保険料の申請全額免除基準への追加、短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数の引上げ、年金生活者支援給付金制度における所得及び世帯情報の照会の対象者の見直し、児童扶養手当と障害基礎年金等の併給調整の見直し等の措置を講ずること。

八 この法律は、一部を除き、令和4年4月1日から施行すること。

### **(修正要旨)**

一 受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき等の児童扶養手当の支給の制限に係る政令を定めるに当たっては、監護等児童が2人以上である受給資格者に支給される児童扶養手当の額が監護等児童が1人である受給資格者に支給される児童扶養手当の額を下回ることをしないようにするものとする。

二 附則第2条第1項及び第2項の検討は、これまでの財政検証において、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しと比較して長期化し、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする規定を追加すること。

三 政府は、国民年金の第1号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第1号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うものとする規定を追加すること。

四 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加すること。

### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 短時間労働者に対する被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、当分の間の経過措置となっている企業規模要件については、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。
- 二 被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対しては、各種の支援措置の充実を検討すること。
- 三 今後の年金制度の検討に当たっては、これまでの財政検証において、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しと比較して長期化し、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを十分に踏まえて行うこと。
- 四 将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を45年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。
- 五 年金の繰下げ受給については、年金額が増額される一方で、加給年金や振替加算が支給されない場合があること、社会保険料や所得税、住民税の負担が増加する場合があることについても、国民に分かりやすい形で周知徹底すること。
- 六 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）等が管理・運用する年金積立金については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことから、市場の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行うこと。また、会計検査院から開示を求められていたストレステスト等の中長期のリスク情報については、GPIFの業務概況書に記載するなど少なくとも年1回は公表すること。
- 七 国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。

九 今後、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、財政負担の在り方にも留意しつつ、国民年金の検討と併せて国民健康保険の保険料における配慮の必要性や在り方等についても検討すること。

## ○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）要旨

本案は、地域共生社会の実現を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決に資する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等を実施する重層的支援体制整備事業を創設すること。
- 二 国及び都道府県は、市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。
- 三 国及び地方公共団体は、地域における認知症である者への支援体制の整備その他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならないものとする。
- 四 市町村が地域支援事業を行うに当たっては、介護保険等関連情報等を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとする。
- 五 市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等に関する事項、認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項並びに有料老人ホーム等の入居定員総数について定めるよう努めるものとするほか、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通しを勘案して作成されなければならないものとする。
- 六 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、介護サービス事業者等に対し、介護保険等関連情報を提供するよう求めることができるものとする。
- 七 社会保険診療報酬支払基金等は、医療保険被保険者番号等を利用し、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報を提供することができるものとする。
- 八 平成29年度から令和8年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間、

介護福祉士となる資格を有するものとする。

- 九 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人、NPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設すること。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 重層的支援体制整備事業が、より多くの市町村において円滑に実施されるよう、同事業を実施していない市町村に対し、計画の策定、支援会議の設置及び同事業の実施の準備について、必要な助言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。
- 二 より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。
- 三 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営することができるよう、必要な予算の確保に努めること。
- 四 介護保険法第5条第1項に規定する介護サービス提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講ずるに当たっては、介護人材の確保及び資質の向上の重要性に十分に留意すること。
- 五 介護・障害福祉に関するサービスに従事する者の賃金等の状況を把握するとともに、賃金、雇用管理及び勤務環境の改善等の介護・障害福祉に関するサービスに従事する者の確保及び資質の向上のための方策について検討し、速やかに必要な措置を講ずること。
- 六 介護人材を確保しつつその資質の一層の向上を図るための方策に関し、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の終了に向けて、できる限り速やかに検討を行うこと。また、毎年、各養成施設ごとの国



家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態を調査・把握の上、公表し、必要な対策を講ずること。

七 今後、必要となる介護人材を着実に確保していくため、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を更に充実させること。

八 准介護福祉士の国家資格については、フィリピン共和国との間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン共和国政府との協議を早急に進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の在り方について、介護福祉士への統一化も含めた検討を開始すること。

九 社会福祉連携推進法人制度について、社会福祉連携推進法人が地域の福祉サービスの維持・向上に資する存在として円滑に事業展開できるよう、社員となることのメリットを分かりやすく周知すること。

### **○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案（内閣提出第59号）要旨**

本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法の特例等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 政府は、雇用保険の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、休業期間中の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかった被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができることとすること。また、雇用保険の被保険者でない労働者に対しても、予算の範囲内において、同支援金に準じて特別の給付金を支給することができることとすること。

二 地域における雇用機会の状況及び新型コロナウイルス感染症についての新型コロナウイルスインフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況その他の事情を勘案し、雇用保険の基本手当の受給資格者に対し、その給付日数を60日、一部の者については30日延長できることとすること。

三 雇用保険の求職者給付等に要する費用の一部について、令和2年度及び令和3年度に限り、一般会計から労働保険特別会計の雇用勘定に繰り入れることができることとすること。また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、雇用調整助成金等を支給する事業に要する費用のうち、当該事業に基づき支給又は助成をする額と基本手当の日額の最高額との差等を考慮して政令

で定めるところにより算定した額について、両年度に限り、一般会計から雇用勘定に繰り入れること。

四 この法律は、公布の日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の事業は、賃金の支払いその他の労働契約に関する労働者及び使用者の自主的な交渉の重要性を勘案し、雇用安定事業その他これに類する事業との関連を十分に勘案しつつ、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の甚大な影響に鑑み限定的に設けられたものであることを十分に踏まえること。
- 二 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等について、休業手当の支払を受けることができない労働者が確実に支給を受けることができるよう、その周知徹底を図ること。
- 三 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給に当たっては、これらの措置が特別の措置であることを踏まえ、休業手当の支払の状況等を勘案して、国民の勤労意欲の増進を阻害することがないように適切な配慮を行うこと。また、雇用調整助成金のオンライン申請について運用停止が繰り返されていることを踏まえ、申請受付から支給までの事務手続を迅速かつ確実に遂行することができるよう、必要な体制整備に努めること。
- 四 雇用調整助成金の上限額引上げ措置が講ぜられる前に休業手当を支払って雇用調整助成金の支給を受けた事業主が当該措置に応じて休業手当を追加して支払った場合、雇用調整助成金の差額分の追加の支給が可能であることを周知するとともに、上限額引上げ措置が適用される時期に遡って適切に支給できるよう必要な措置を講ずること。
- 五 登録型派遣労働者も雇用調整助成金の対象となることができることから、安易に労働契約の解除をせず雇用を継続することを派遣元事業主に対し指導等を行うこと。
- 六 雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例について、全国の公共職業安定所において統一的な取扱いがなされるよう、適用基準の明確化を図ること。

**○令和２年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第24号）要旨**

本案は、令和２年度の一般会計補正予算（第２号）における補助金等を財源として都道府県等から支給されるひとり親世帯臨時特別給付金及び医療機関、介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務する職員等に対する慰労金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

## 【農林水産委員会】

### ○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、最近における家畜の伝染性疾病をめぐる状況の変化に鑑み、家畜防疫を的確に実施するため、新たに野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置を講ずるとともに、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充、予防的殺処分の対象となる家畜伝染病の追加、輸出入検疫に係る家畜防疫官の権限の強化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 家畜の所有者、国及び地方公共団体並びに関連事業者の責務の明確化

家畜の所有者、国及び地方公共団体並びに関連事業者の責務を規定するものとする。

#### 二 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

1 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、当該家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者の管理等を行う飼養衛生管理者を選任しなければならないものとする。

2 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準に基づく都道府県知事による指導等についての指針を策定し、都道府県知事は、当該指針に即して、具体的な指導等の実施に関する計画を策定し、当該計画に即して飼養衛生管理基準の遵守に係る指導・助言、勧告又は命令を行うものとする。

#### 三 野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置の法への位置付け

都道府県知事は、野生動物における悪性伝染性疾病の病原体の拡散を防止するため、当該都道府県の職員に、当該動物の検査、注射、薬浴又は投薬を行わせることができるものとする。

#### 四 予防的殺処分の対象疾病の拡大

予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加するとともに、野生動物が口蹄疫又はアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合にも、当該殺処分を実施することができるものとする。

#### 五 家畜防疫官等の権限の強化

1 家畜防疫官は、入国者及び出国者の携帯品中の指定検疫物等の有無について質問するとともに、検査を行うことができるものとする。

2 家畜防疫官は、輸出入検疫の結果、輸出入検疫に係る規定に違反している事実があると認めるときは、当該物品を廃棄することができるものとする。

#### 六 罰則の強化

輸出入検疫に係る違反及び飼養衛生管理基準の遵守命令違反に係る罰金を引き上げるものとする。

#### 七 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (附帯決議)

平成30年9月以降、国内における豚熱の発生を受け、農林水産省は、都道府県や関係省庁と連携し、防疫の基本となる飼養衛生管理の徹底、予防的ワクチンの接種、野生イノシシの捕獲強化や経口ワクチン散布等を行い、豚熱の封じ込めに向けて対策を講じてきたところである。

一方、ワクチンや有効な治療方法がないアフリカ豚熱はアジア地域で急速に拡大し、我が国への侵入の脅威が一層高まっている。本委員会においては、家畜の悪性伝染性疾病のまん延は我が国畜産業に深刻な打撃を与えるという認識の下に、アフリカ豚熱を予防的殺処分の対象とするための法律案の起草等を行ってきたところである。

豚熱を早期に終息させ、アフリカ豚熱等の悪性伝染性疾病の国内への侵入を防止することは、我が国の畜産の振興を図る上で最優先かつ最重要の課題であり、引き続き、政府、都道府県、関係者一体となって家畜防疫に取り組む必要がある。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

#### 記

- 一 都道府県が飼養衛生管理に係る指導等に積極的に取り組むために、都道府県の飼養衛生管理指導等計画の策定について十分な指導及び助言を行い、家畜の伝染性疾病の発生予防を図ること。また、都道府県による飼養衛生管理に係る指導等の取組状況を正確に把握し、的確な指導を行うこと。特に、養豚農場における飼養衛生管理の水準が向上するよう措置すること。
- 二 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための措置に係る国、地方公共団体、家畜の所有者、関連事業者及び自衛防疫団体の相互の連携を強化し、実効性のある防疫措置を実施するために、協議会を積極的に開催し、その活用を図ること。
- 三 家畜伝染病の発生時における適切かつ迅速な初動対応を実施するために、家畜の健康観察により特定症状が確認された場合には、直ちに家畜保健衛生

所に通報するよう、都道府県と連携しつつ、家畜の所有者その他畜産業従事者への周知を徹底すること。

四 海外からの畜産物の違法持込みに対する罰則強化、当該違反畜産物の廃棄等の家畜防疫官の権限強化については、厳格に運用し摘発を強化するとともに、外国政府、船舶・航空会社及び旅行会社等を通じてその周知を徹底すること。また、家畜防疫官の増員、検疫探知犬の増頭等により水際検疫に係る体制の充実・強化を図ること。

五 野生動物に悪性伝染性疾病の発生が確認された場合においては、飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告・命令を含むまん延防止措置が的確に行われるよう速やかに都道府県知事に指示すること。また、野生鳥獣の捕獲活動に従事する者の高齢化・減少が進む中、野生イノシシによる養豚農場への豚熱等の侵入リスクの軽減及び浸潤状況調査のため、関係者が緊密に連携して、戦略的にその捕獲を強化するとともに、陰性が確認された個体の適切な利用に向けた取組を推進すること。

六 飼養衛生管理基準の見直しによるエコフィールドに係る加熱処理条件の引上げについては、農場における遵守はもとより、食品リサイクル事業者が円滑に対応できるよう、施設の更新に係る低利融資等の支援を行うこと。  
右決議する。

### ○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）要旨

本案は、最近における家畜人工授精及び家畜受精卵移植をめぐる状況の変化に鑑み、家畜人工授精用精液等の保存等に関する規制を強化するとともに、特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等について容器への表示等の規制を整備する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 家畜人工授精用精液等の不適切な流通を防止するための規制の強化

- 1 家畜人工授精所等以外の場所で家畜人工授精用精液等を保存してはならないものとする。
- 2 家畜人工授精所等で保存されていない家畜人工授精用精液等の譲渡等をしてはならないものとする。

#### 二 特定家畜人工授精用精液等に関する規制の整備

- 1 特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等を、特定家畜人工授精用精液等として農林水産大臣が指定できるものとする。

2 特定家畜人工授精用精液等の容器に種畜の名称等を表示することを義務付けるものとする。

3 特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し等について帳簿に記載して保存することを義務付けるものとする。

### 三 家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化

農林水産大臣及び都道府県知事は、家畜人工授精所等で保存されていない家畜人工授精用精液等を譲渡した者に対し、その譲渡した家畜人工授精用精液等の回収及び廃棄等を命ずることができるものとする。

### 四 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律の一部を改正するものとする。

### (附帯決議)

和牛を始めとする我が国の畜産物は世界的にも評価が高まっており、その安定的な生産のために必要となる家畜人工授精用精液・受精卵は長年にわたる改良の成果である付加価値の向上により知的財産としての価値を有し、我が国畜産業における競争力の源泉の一つとされている。これが不正に流通することのないよう、その管理保護を強化することは、我が国畜産の振興を図る上で極めて重要な課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

### 記

一 国内における不正流通のリスクを低減するため、各地域での実情に応じた家畜人工授精用精液・受精卵の流通管理の仕組みを構築することが肝要である。そのため、国が適切な流通管理のための方針を示すなど主導的にその構築を推進すること。

二 家畜人工授精用精液・受精卵の不正な海外持ち出し等の防止を徹底するため、畜産関係者はもとより、動物検疫所、税関、空海港管理組織、運輸業者、液体窒素の供給事業者等の協力・連携体制を構築・強化すること。

三 家畜人工授精用精液・受精卵の流通管理において重要な役割を果たしている家畜人工授精師が不断に技術や知識を磨くための機会の確保に努めること。

四 家畜人工授精用精液・受精卵の流通規制の強化等に当たっては、現場が混

乱することのないよう、その周知徹底を図り、確実な実施を担保するとともに、現場の負担を極力軽減するよう十分配慮すること。

五 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に係る新たな制度については、家畜遺伝資源の知的財産としての価値を強力に保護するため、その趣旨及び内容を幅広く関係者に周知し、不正競争の未然防止に努めること。

六 外国産WAGYUが国外で流通している実態を踏まえ、国内外の市場における我が国の和牛ブランドの確立・浸透の取組を一層強化すること。

七 国内外における我が国畜産物の需要増に対応するため、中小規模の家族経営も含めた生産基盤の強化による増産への取組を支援すること。

八 我が国畜産振興に影響を及ぼすアフリカ豚熱の侵入脅威に対処するため、輸入禁止畜産物を所持した者の入国を阻止するための制度について早急に検討すること。

右決議する。

## ○家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案（内閣提出第36号）要旨

本案は、家畜遺伝資源の生産事業者間の公正な競争を確保するため、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 不正競争行為の定義

1 家畜遺伝資源について、人を欺いて、又は窃取する行為等により取得する行為や、その取得後に使用し、譲渡し、引き渡し、輸出する行為、また、不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、契約による制限を超えて家畜遺伝資源を使用し、譲渡等する行為を、不正競争として定義すること。

2 これらの行為の介在を知って、又は重大な過失により知らないで当該家畜遺伝資源を取得し、使用等する行為、更には、不正競争に該当する家畜遺伝資源の使用により生産された家畜や受精卵を譲渡する行為等についても、同様に不正競争として定義すること。

### 二 民事上の救済措置の整備

不正競争によって営業上の利益を侵害された家畜遺伝資源生産事業者は、その営業上の利益を侵害した者に対し、その差止め及び損害賠償を請求することができるものとするとともに、家畜遺伝資源生産事業者の立証負担の軽



減等を図るものとする。

### 三 刑事罰による抑止

家畜遺伝資源について、不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、人を欺いて、又は窃取する行為等により取得する行為や、その取得後に使用し、譲渡し、引き渡し、輸出する行為等に対して、罰則の導入を措置すること。

### 四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律の一部を改正するものとする。

#### (附帯決議)

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案に対する附帯決議と同内容（99頁参照）

## ○森林組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、森林組合の経営基盤の強化を図るため、組合間の合併以外の多様な連携手法の導入、正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 組合間の多様な連携手法の導入

- 1 森林組合及び森林組合連合会（以下「組合等」という。）が事業の全部又は販売事業等の全部若しくは一部を他の組合等に譲渡することを可能とする、事業譲渡の制度を導入するものとする。
- 2 組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して他の組合等に承継させることを可能とする、吸収分割の制度を導入するものとする。
- 3 2以上の組合等がそれぞれの事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して新たに設立する森林組合連合会に承継させることを可能とする、新設分割の制度を導入するものとする。

### 二 正組合員資格の拡大

森林所有者である個人の推定相続人であって、当該個人が所有している森

林についてその委託を受けて森林の経営を行うもののうち、当該個人が指定する者については、定款で定めるところにより、正組合員となる資格を有するものとする。

### 三 事業の執行体制の強化

- 1 組合員又は所属員の生産する林産物その他の物資の販売事業を行う組合等にあつては、理事のうち1人以上は、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないものとする。
- 2 組合等は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないものとする。
- 3 組合等がその事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする。

### 四 施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行するものとする。ただし、この法律の施行の際現に存する組合等については、三の1及び2は、この法律の施行の日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないものとする。

#### (附帯決議)

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、森林経営管理制度や国有林野における樹木採取権制度の創設等を受けて、地域の林業経営の重要な担い手である森林組合には、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、「意欲と能力のある林業経営者」として、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、さらにこれらを通じた山元への一層の利益還元を進めていく役割が期待されている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

#### 記

- 一 組合間の多様な連携手法の導入に当たっては、その活用を通じた地域の森林整備の確実な実施と販売事業の拡大による経営基盤の強化が図られるよう、制度を周知すること。また、多様な連携手法を活用しない事業展開を進めようとする場合も含め、個々の森林組合の状況に応じて、経営基盤の強化に向けた自主的な取組を引き続き支援すること。

- 二 正組合員資格の拡大については、その活用により後継者等が森林組合の運営に参画することが促進されるよう、制度の周知と森林経営への意識の醸成を図ること。また、森林組合及び地域の実情に即し、理事への女性や若年者の登用が進むよう環境整備を図ること。
  - 三 森林組合による林産物販売等の強化を通じ、地域林業の活性化、ひいては、地域経済への貢献が図られるよう、販売事業又は法人経営に関し実践的な能力を有する理事の配置はもとより、地域の実情に応じ多様な連携手法の活用に向けた総合的な指導、支援を行うこと。
  - 四 森林組合がその事業実施を通じて森林経営管理制度や樹木採取権制度の円滑な実施を始め地域の林業経営の重要な担い手としての役割を発揮することができるよう、人材の育成・確保、施業技術の向上等に係る必要な支援を行うこと。併せて、林業従事者の所得の向上、労働安全対策を始めとする労働条件の改善に向けた対策の更なる強化を図ること。
  - 五 台風等の自然災害による森林被害が頻発している現状に鑑み、災害からの復旧を迅速化するとともに、今後の災害発生を予防する観点から、倒木の防止や除去等を含め、間伐を始めとする適切な森林整備を推進すること。また、市町村が主体となった森林整備の着実な推進に向け、林地台帳の整備、境界の明確化、森林所有者の明確化等を一層推進すること。
- 右決議する。

## ○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第2号）要旨

本案は、「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更するとともに、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止の在り方に関し総合的な見直しが行われるまでの間の緊急の措置として、アフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するために行う予防的殺処分等の必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更  
「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更すること。
- 二 アフリカ豚熱に関する特例
  - 1 アフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するための予防的殺処分

- (一) 農林水産大臣は、当分の間、アフリカ豚熱がまん延し、又はまん延するおそれがある場合（家畜以外の動物から家畜に伝染することによりまん延するおそれがあるときを含む。）において、その患畜及び疑似患畜の殺処分、家畜の移動制限等並びに2の措置のみによってはまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、アフリカ豚熱の患畜及び疑似患畜以外の家畜であってもこれを殺すことがやむを得ないと認めるときは、予防的殺処分の対象となる地域及び家畜を指定することができるものとする。
- (二) 家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合における(一)の指定は、周辺における当該動物の生息状況、アフリカ豚熱の病原体の拡散状況、家畜の飼養衛生管理の状況等を考慮するとともに、関係都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて行うものとする。

## 2 家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延による病原体の拡散の防止

- (一) 当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延による病原体の拡散を防止するため必要がある場合においても家畜等の移動の制限、消毒、通行の制限その他のまん延防止のための措置を講ずることができるようにすること。
- (二) 当分の間、アフリカ豚熱のまん延を防止するため必要がある場合においても飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告及び命令を行うことができるようにすること。

## 三 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

## ○養豚農業振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第5号）要旨

本案は、現下の豚の伝染性疾病の国内外における発生の状況に鑑み、豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和等の措置を講ずるために養豚農業振興法の一部を改正するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和

- 1 法律の目的及び基本方針に定める事項に、「豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和」を追加すること。
- 2 国及び地方公共団体は、豚の伝染性疾病の発生を予防し、及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、豚の伝染性疾病に対する検査その他の防疫に関する事務の実施体制の整備、養豚農家による豚の飼養衛生管理の向上の促進、豚の伝染性疾病の発生後の養豚農家の経営の再建に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、現下の豚の伝染性疾病の国内外における発生の状況に鑑み、養豚農家による的確な防疫の迅速な実施のために必要な期間において、豚の飼養衛生管理の向上のために必要な施設、設備又は資材の整備の促進その他豚の飼養衛生管理の向上の促進に必要な施策を集中的に講ずるよう努めるものとする。

## 二 国内由来飼料の安全性の確保への配慮

国内由来飼料の利用を増進するための施策については、国内由来飼料の安全性の確保に配慮しつつ、これを講ずるよう努めるものとする。

## 三 特別な銘柄の豚肉等の生産に資する種豚の改良及び保護

安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大を図るための施策として、「特別な銘柄の豚肉等の生産に資する種豚の改良及び保護」を追加すること。

## 四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

## ○防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案（農林水産委員長提出、衆法第23号）要旨

本案は、防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 防災工事等基本指針

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針（以下「基本指針」という。）

を定めなければならないものとする。

## 二 防災重点農業用ため池の指定

都道府県知事は、基本指針に基づき、あらかじめ関係市町村長の意見を聴いて、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、防災重点農業用ため池として指定することができるものとする。

## 三 防災工事等推進計画

- 1 都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 推進計画においては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する基本的な方針、防災工事等の実施に関する事項、市町村との役割分担及び連携に関する事項等を定めるものとする。

## 四 推進計画に基づく防災工事等に対する支援

- 1 都道府県は、推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、当該防災工事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な技術的な指導、助言その他の援助に努めるものとし、その援助に関し必要があると認めるときは、土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができるものとする。
- 2 国は、推進計画に基づく事業及び1の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 地方公共団体が推進計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

## 五 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、令和13年3月31日限り、その効力を失うものとする。

## ＜委員会決議＞

### ○防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する件

農業用ため池は、農業用水の確保はもとより、生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に寄与している。このため、防災重点農業用ため池の防災工事等を推進する際には、こうした多面的な機能への十分な配慮が必要である。

よって、政府は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

#### 記

- 一 法第3条第1項に規定する防災工事等基本指針に、防災工事等を行うに当たって、生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に配慮しなければならない旨を明記すること。
- 二 防災工事等基本指針を定めるに当たっては、関係行政機関の長との協議にとどまらず、十分な時間的余裕をもって、幅広く、地方自治体、農業・農村関係者、農業用ため池について知見を有する者等から意見を聴取すること。
- 三 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成31年法律第17号）附則第5条（5年後見直し）については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）の趣旨及び本決議を踏まえて行うものとする。右決議する。

## 【経済産業委員会】

### ○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入（以下「開発供給等」という。）がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 基本理念

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る産業の国際競争力の強化並びに新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨として行うものとする。

#### 二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針を定めるものとする。

#### 三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。

#### 四 認定計画に基づく開発供給等に対する支援措置

- 1 開発供給又は導入に対する支援措置として株式会社日本政策金融公庫法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例について定めること。
- 2 導入に対する支援措置として課税の特例について定めること。

#### 五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。



## **(附帯決議)**

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画及び導入計画の認定については、サイバーセキュリティの確保を前提としつつ、事業者にとって公正公平で予見可能性が高い認定基準を明確に定めるとともに、サイバーセキュリティ及び5Gに関する専門人材の確保に努め、電波法に基づく調達ベンダーの確認等、関係省庁の密接な連携の下、適切な認定の実施に向けた体制の整備に万全を期すること。
- 二 5G基地局の整備に当たっては、通信事業者において効率的に全国への基地局の早期整備が行われるよう、インフラシェアリングや既存の4G基地局の利用促進に向けた環境整備を図ること。
- 三 本法による5G基地局の早期整備が産業分野での新事業創出及び事業革新につながるよう、5Gの実証研究に対する一層の支援を進めるとともに、活用事例・成功事例を広く周知し、大企業のみならず個人事業主まで含めた中小企業等における5Gの幅広い活用の推進に努めること。
- 四 ローカル5Gについては、その導入促進が我が国の産業競争力の底上げに資するものとして期待される一方、本法による支援措置を考慮してもなお特に財政基盤の弱い中小企業等の導入事業者の負担が重くなることに鑑み、本法施行後の導入状況を注視しつつ、更なる支援策について検討すること。
- 五 今後、ドローンが配達困難地域での配送、インフラの点検、農業分野での活用等様々な分野で地方の抱える問題を解決する切り札となり得ることに鑑み、地方でのドローンの活用を促進するため、導入事業者に対する更なる支援策について検討すること。
- 六 我が国の従前の産業政策について厳密な政策評価が行われてこなかった現状を踏まえ、5Gを始めとした激変する成長分野に対するこれまでの産業政策について適切な検証・評価・総括を行った上で、日本の産業界を取り巻く市場の変化、特に中国その他アジア諸国の企業が台頭する状況等に的確に対応した政策への抜本的見直しを行い、ポスト5Gや6Gを見据えて新しい産業の創造の支援に努めること。

## **○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案 (内閣提出第23号) 要旨**

本案は、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、

デジタルプラットフォームを商品等を提供する目的で利用する者（以下「商品等提供利用者」という。）等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定

経済産業大臣は、政令で定める事業の区分ごとに、政令で定める規模以上のデジタルプラットフォーム提供者を、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者として、指定するものとする。

#### 二 特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示

特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者に対し、特定デジタルプラットフォームの提供条件を開示しなければならないものとし、提供の拒絶や提供条件の変更等を行うときは、当該行為の相手方にその内容及び理由等を開示しなければならないものとする。

#### 三 特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置

特定デジタルプラットフォーム提供者は、商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置を講じなければならないものとし、経済産業大臣は、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めるものとする。

#### 四 特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書の提出、評価等

特定デジタルプラットフォーム提供者は、毎年度、二及び三の実施状況等及びその自己評価を記載した報告書を経済産業大臣に提出するものとし、経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行うものとする。

#### 五 公正取引委員会への措置請求

経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

#### 六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で

定める日から施行すること。

### **(附帯決議)**

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 特定デジタルプラットフォーム提供者の対象範囲については、プラットフォームビジネスの市場変化のスピードが速いこと、また、現状において商品等提供利用者との間で契約の合理性・対等性等の課題が指摘されていることを踏まえ、取引現場において必要とされる規制等を適時確認する調査を実施し、デジタルプラットフォームのイノベーションが阻害されることのないよう留意しつつ、国内外のデジタルプラットフォーム提供者に同一の規律を及ぼすとともに、必要とされる見直しの検討を行うこと。
- 二 特定デジタルプラットフォーム提供者が経済産業大臣に提出する報告書の評価に当たっては、迅速性も踏まえつつ、利用者又はその組織する団体、学識経験者等から幅広く意見を聴くことで、商品等提供利用者や一般利用者の保護を図るとともに、特定デジタルプラットフォーム提供者とも十分なコミュニケーションを図り、当該特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の実効性確保に資するよう、適切な実施に努めること。
- 三 特定デジタルプラットフォームに係る苦情処理及び紛争解決については、中小企業者等の利用者にとって過度な負担とならない、簡便かつ迅速な苦情処理及び紛争解決のための体制の整備を図るとともに、当事者間の苦情処理や紛争解決の適切性、妥当性が客観的に評価できるようなシステムの構築を検討すること。
- 四 本法の実効性を高め、とりわけ中小企業者等の利用者の意見等について迅速に対応するため、諸外国における取組等を踏まえながら、外部の知見を得るために専門人材等を積極的に活用し、利用者、特定デジタルプラットフォーム提供者等の関係者間において課題を適時共有するとともに、相互理解の促進を図るよう体制整備に努めること。

### **○強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨**

本案は、自然災害の頻発、中東等の国際エネルギー情勢の緊迫化、再生可能エネルギー電気の供給の拡大等、近年の電気供給を巡る環境変化を踏まえ、強靱かつ持続可能な電気の供給体制の確立を図るための措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一 電気事業法の一部改正

- 1 送配電事業者に災害時連携計画の策定の義務付けや仮復旧等に係る費用を予め積み立てて被災した送配電事業者に交付する相互扶助制度の創設等、災害時の連携強化に向けた所要の措置を講じること。
- 2 将来を見据えた広域系統整備計画策定を電力広域的運営推進機関の業務に追加し、送配電事業者に既存設備の計画的更新を義務化する等、送配電網の強靱化に向けた所要の措置を講じること。
- 3 地域において配電網を運営しつつ、緊急時には分散小型の電源等を活用し独立したネットワークとして運営できるよう、配電事業を法律上位置付けるとともに、山間部等における送配電網の独立運用を可能とする等、災害に強い分散型電力システムの拡大に向けた所要の措置を講じること。

## 二 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正

- 1 法律の題名を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改めるとともに、再生可能エネルギーの電力市場への更なる統合を図るため、従来の固定価格買取制度に加え、新たに、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして、再生可能エネルギー発電事業者に交付する制度を創設すること。
- 2 系統増強費用の一部を賦課金方式で全国から回収し、送配電事業者に交付する制度及び発電設備の廃棄費用を外部に積み立てる制度を創設すること。

## 三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正

機構が、緊急時に、電気事業法の規定に基づく経済産業大臣からの要請により可燃性天然ガス等の発電用燃料を調達する業務を創設するとともに、機構が、可燃性天然ガスの積替・貯蔵基地や、金属鉱物の採掘・製錬事業に対して出資等を行う業務を追加すること。

## 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行するものとする。

### (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 一般送配電事業者が事故等により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、その支障を速やかに除去するために講ずるべき必要な対策について、予め検

- 証するとともに、関係省庁間又は関係省庁と地方公共団体との間の調整その他の措置を講ずるなど、国の役割を明確にするとともに必要な支援を行うこと。
- 二 一般送配電事業者が共同して作成する災害時連携計画については、現場の実態や関係者の意見等を踏まえ、真に災害復旧の迅速化・円滑化に資するものとなるよう適切に指導を行うとともに、今後の災害復旧の経験から得られる改善点等について、他の事業者と速やかに情報共有し、災害対応力の全国一律の向上が図られるよう指導すること。
- なお、同計画で定める事項のうち電気工作物の仕様の共通化に関する検討に当たっては、現場の混乱や作業効率の低下等に繋がることのないよう配慮すること。
- 三 災害時等における地方公共団体等への一般送配電事業者の電力データの提供に当たっては、災害復旧の現場における実効的かつ迅速な対応が図られるよう、予めデータ提出の様式や手順等を定めること。
- 四 電気の使用状況等のデータを有効活用する制度については、節電やエネルギー需給の効率化のための需給管理（デマンドレスポンス）の推進の観点から踏まえて、その活用を進めるとともに、一部の事業者の独占が起きないように配慮しつつ、新しい事業の幅広い展開に繋がるよう取り組むこと。
- 五 電力広域的運営推進機関による広域系統整備計画の策定等については、電力システム改革が進展する中で、全国を視野に入れた再生可能エネルギーの主力電源化及び分散型電力システムの実現に向け、一般送配電事業者による送配電網設備の増強等が効果的に行われるよう、公開された、幅広い関係者による検討を行うこと。
- 六 電力自由化の一層の推進、再生可能エネルギー電気その他の電気の安定的かつ効率的な供給の一層の確保、送電網の広域化及び配電網の分散化の一層の推進を図るため、役割の多様化が進み重要性が増す電力広域的運営推進機関の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 七 送配電網の強靱化とコスト効率化を両立するための新たな託送料金制度の詳細の検討に際しては、電力の安定供給の継続的な確保とこれを支える人材の確保・育成等に支障が生ずることがないように十分配慮すること。
- 八 地域においてエネルギーの地産地消や災害に強い電気供給体制の確立等に資する分散型電力システムの円滑な導入が図られるよう、配電事業者及びアグリゲーターによる事業参入の円滑化に向けた環境整備を図ること。

その場合、地域の意向を十分踏まえるなど地域と密接に連携した取組を進めるとともに、災害発生時のリスク対応など電力の安定供給確保に万全を期するため、アグリゲーターに対する指導監督に努めること。

また、配電事業の許可を行う際には、事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進に資するよう適切に審査するとともに、事業の休廃止により電気の利用者の利益を損なわないよう必要な措置を講ずること。

九 市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付するいわゆるF I P制度の導入に当たっては、対象となる電源、規模、プレミアムに係る参照価格の見直し期間等について、再生可能エネルギーに対する投資インセンティブの確保及び市場への統合の観点から十分踏まえるとともに、関係者の意見を聞く等、再生可能エネルギー発電事業者の経営の安定化に配慮すること。

また、再生可能エネルギーの導入が進展しているものの、発電コストのもう一段の低下が求められるところ、F I P制度の導入により再生可能エネルギーの導入にブレーキをかけることがないよう、再生可能エネルギー事業の動向に配慮して適切な導入時期を検討すること。

なお、制度設計の時点では予見できなかった事態が生じた場合には、広く関係者に情報共有するとともに、必要な措置を講ずること。

十 再生可能エネルギーの大量導入に資するプッシュ型系統整備を図るための賦課金方式の活用にあたっては、電力需要家に対する過度な負担とならないように配慮するとともに、賦課金の算定方法など制度に係る詳細を早期に明らかにし、電力需要家の理解と協力が得られるよう、本制度の丁寧な周知広報を行うこと。併せて、電気料金表に固定価格買取制度の賦課金と区別して記載するなど、電力需要家に正確かつ確実に賦課金額が周知されるよう検討すること。

また、電力系統整備費用の負担の在り方については、託送料金制度においても、連系線の増強に際して地域による負担の差が再生可能エネルギーの導入の障害とならないよう、検討を進めること。

十一 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組が国民の理解と協力の下により健全かつ効果的に進められるよう、未稼働案件対策、設備廃棄対策、地域の理解を得られにくい開発案件対策、長期安定発電を可能とするような産業育成について、所管官庁である経済産業省の主導により関係省庁の密接な連携により進めること。

十二 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い発生する、電気事業者が現に締結する特定契約の変更その他の事務処理及びそれらに要する費用について、当該電気事業者の負担が軽減されるよう配慮すること。

十三 発電側基本料金制度の検討に当たっては、固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業者の状況を踏まえるとともに、再生可能エネルギー発電事業者が他の発電事業者と比較して著しく不利益になることがないように、十分に配慮すること。

十四 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による資源開発や緊急時の発電用燃料の調達等の業務のうち、特に石炭に関連するものについては、温室効果ガスの排出削減に取り組む政府の方針等と十分に整合性を確保するとともに、公開された幅広い関係者による検討に基づき事業を進めること。

また、同機構のリスクマネー供給については、国際情勢を注視しつつ、将来にわたる資源の安定的な確保に向けて、民間事業者とも密接に連携して取り組むこと。

十五 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済的な悪影響が懸念されていることから、電気料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、柔軟な対応を行うことを要請するなど、必要な対応を検討すること。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策の一つとして、配電事業及びアグリゲーター等による新たな分散型電力システムの推進に資する支援や環境整備を検討すること。

十六 電気等の使用者の利益の保護及び電気事業等の健全な発達をより一層図る観点等から、電力・ガス取引監視等委員会の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

## ○割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）要旨

本案は、新しい決済技術・サービスに対応し、利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備するため、少額分割後払いサービスの登録制度の創設、限度額審査手法の高度化への対応及びQRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 少額分割後払いサービスの登録制度の創設

少額の分割後払いサービスの提供事業者について、登録制度を創設すること。

#### 二 審査手法の高度化への対応

蓄積されたデータ等に基づく高度な限度額審査の手法について、経済産業大臣の認定制度を創設し、認定事業者は、認定を受けた審査手法をもって、現行の包括支払可能見込額調査に代えることができることとすること。

#### 三 QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化

QRコード決済事業者等、決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者について、クレジットカード番号等の適切管理を義務化すること。

#### 四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

#### 一 蓄積されたデータ等に基づく新たな与信審査手法に係る認定制度の創設に当たっては、利用者への過剰与信防止の実効性が十分に確保されるよう、その審査手法の妥当性・透明性・公正性等について事前及び事後チェックを適確に行える規制体制を整備すること。その際、新たな与信審査において用いられる利用者の個人情報適正に取り扱われるよう、適切に指導監督を行うこと。

#### 二 利用者への過剰与信防止・多重債務防止の観点からは、指定信用情報機関への情報集約が重要な機能を果たしていることに鑑み、その運用・システムに係る利便性の改善やコスト低減への取組等を更に進めること。

#### 三 少額の包括信用購入あっせんを行う事業者の登録制度の創設に当たっては、キャッシュレス決済手段の多様化や成年年齢の引下げも踏まえ、消費者保護の観点から、特に若年層を中心とした消費者教育や、消費者相談体制の充実に努めること。また、カード交付時等の書面交付の電子化に伴い、事業者に対し、高齢者等のデジタル弱者に配慮しつつ、利用者に分かりやすく効果的な情報提供が行われるよう促すとともに、利用者に対しても、契約内容等を確認することの重要性について啓発活動を推進すること。

#### 四 近年、2か月内払いのいわゆるマンスリークリア取引や、割賦販売法及び



資金決済法の適用のない立替払い型の後払い決済サービスについて、国民生活センターへの相談件数が増加していることに鑑み、消費者トラブル防止に向けた事業者による自主的な取組・対応を促進するとともに、その実態を踏まえつつ必要な対策を講じること。

五 決済テクノロジーの進展に伴い、フィンテック企業を中心に大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者が多数登場し、セキュリティ上の問題が増加している実態を踏まえ、昨今の情報漏えい等の不正事案について検証するとともに、QRコード決済事業者等についてクレジットカード番号等の適切管理を義務化するに当たっては、その実効性確保に努め、クレジットカードのセキュリティ強化に向けて不断の取組を行うこと。

また、海外の加盟店契約会社等を経由する不適正な取引の排除等に向けて、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録義務の履行状況を適切に把握し、違反事業者に対する速やかな是正に向けた取組を進めること。

六 決済関連法制の横断化に向けては、近時の技術革新の進展及び国際的な動向等を踏まえ、利用者・事業者双方にとってシームレスで利便性の高い制度となるよう、関係省庁間で緊密に連携し、具体的な検討を更に進めること。その制度設計に際しては、消費者保護の観点から規制のすき間が生じることのないよう特に留意すること。

## **○中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）要旨**

本案は、中小企業による事業承継の円滑化を図るため、経営者保証の解除に係る支援、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援、親族内承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

- 1 経営者保証の存在により経営の承継に支障が生じている中小企業者が、経営者保証の付された債務を借り換える際の資金に対して、一定の要件を満たす場合には経営者保証を不要とする信用保証制度を追加すること。
- 2 他の中小企業者から事業用資産等を取得して事業承継を行おうとする中小企業者に対し、必要資金の調達に係る信用保証について、一定の要件を満たす場合には経営者保証を不要とすること。

### 二 中小企業等経営強化法の一部改正

- 1 経営革新計画等の承認等を受けた中小企業者の外国関係法人等が当該計画を行うための資金について、株式会社日本政策金融公庫が当該外国関係法人等に対して直接融資を行うことができることとすること。
  - 2 異分野連携新事業分野開拓計画及び「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」における特定研究開発等計画を経営革新計画に整理統合すること。
- 三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正
- 1 地域経済牽引事業計画の承認の申請時に中小企業者であつて、当該計画の実施期間内に中小企業者でなくなった場合には、当該実施期間内に限り引き続き中小企業者とみなして、当該計画に基づく中小企業者向けの措置を受けることができるものとする。
  - 2 「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」における地域産業資源活用事業計画を地域経済牽引事業計画に整理統合すること。
- 四 産業競争力強化法の一部改正
- 認定支援機関の業務に、親族内承継支援業務及び経営者個人の保証債務整理支援業務を追加すること。
- 五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正
- 右記の措置を支援するための業務を独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として追加すること。
- 六 施行期日
- この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

- 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
- 一 中小企業の経営の安定及び資金調達の円滑化を図るため、経営者保証に依存しない融資を一層促進すること。
- また、事業承継の際の障壁となっている経営者保証の解除については、「経営者保証に関するガイドライン」及び同ガイドラインの特則の周知を図り適切な運用を促すとともに、本法により新たに措置される信用保証制度の活用状況及び経営者保証解除による事業承継促進への効果について適時検証し、円滑な事業承継が実現するよう、必要に応じて更なる対応策について検

討すること。

二 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う景気悪化の中、中小・小規模事業者の廃業や倒産の回避のため、万全の対策を講じること。加えて、後継者が見つけられず廃業に追い込まれる中小企業が増加しないよう、第三者承継や中小M&A市場の活性化を含む施策を講じるとともに、税制面・予算面も含めた更なる支援策を早急に検討すること。

三 中小企業の海外展開支援については、新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの多様化や国内における生産拠点の再構築の動向等も踏まえるなど、中小企業のニーズを把握した上で、的確な支援策の充実を図ること。

また、中小企業が新型コロナウイルス感染症を契機に世界で生まれる新たな需要に対応できるよう、情報提供やニーズの発掘、マッチング支援等、資金面以外の支援もあわせて強化すること。

四 各種計画制度の整理統合に当たっては、これまでの計画制度の運用実績、効果等の検証を的確に行い、事業者にとってより使い勝手のよいものとなるよう見直すとともに、既存の制度を活用してきた中小企業に混乱が生じないよう、情報の周知徹底を図ること。また、計画の申請手続については、可能な限り簡素なものとし、事業者の負担軽減を図るとともに、とりわけ、計画の電子申請については、申請書類等の合理化とあわせ、事業者間のデジタル・デバイド（情報格差）に十分に配慮しつつ取り組むこと。

## 【国土交通委員会】

### ○土地基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、所有者不明土地の増加や自然災害の頻発等により、適正な土地の管理の重要性が増大していることに鑑み、適正な土地の管理についての基本理念、土地所有者等の責務等を明らかにし、政府による土地基本方針の策定等について定めるとともに、同基本方針に即した国土調査の促進を図るため、新たな国土調査事業十箇年計画を策定し、あわせて、街区境界調査成果の取扱い及び地方公共団体による筆界特定の申請について定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 土地基本法の一部改正

- 1 目的、基本理念、基本的施策等、法全般で適正な土地の管理の確保の重要性等を明確化すること。
- 2 土地所有者等の責務を定めるとともに、土地の所有者の責務として、所有する土地に関する登記手続等及び所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならないこと。
- 3 政府は、土地に関する施策の総合的な推進を図るため、土地に関する基本的な方針を定めなければならないこと。

#### 二 国土調査促進特別措置法の一部改正

国土交通大臣は、令和2年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

#### 三 国土調査法の一部改正

- 1 地籍調査を行う地方公共団体等は、街区内の土地（街区外土地に隣接する土地に限る。）について、その所有者及び地番の調査並びに街区外の土地との境界に関する測量のみを先行して行い、地図及び簿冊（以下「街区境界調査成果」という。）を作成することができること。また、街区境界調査成果について、都道府県知事等にその認証を請求することができること。
- 2 国土調査を実施する者は、土地の所有者等に対し、当該国土調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料の提出を求めることができること。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、国土調査の実施に必要な限度で、その保有する当該国土調査に係る土地の所有者等に関する情報を内部で利用できること。また、国土調査を実施する者は、関係する地方公共団体の長等に対して、当該情報の提供を求めることができること。

#### 四 不動産登記法の一部改正

地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、筆界特定登記官に対し、当該対象土地の筆界（不動産登記法第14条第1項の地図に表示されないものに限る。）について、筆界特定の申請ができること。

五 この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 新たな土地についての基本理念や、土地所有者等の責務等について周知徹底を図るとともに、あわせて、土地の所有者が、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化及び当該土地の所有権の境界の明確化等の責務を果たすことを支援するための措置を講ずること。
- 二 土地基本法の基本理念にのっとり、基本的施策の実現等が図られるよう、適正な土地の利用及び管理を確保するための施策については、財産権を不当に侵害することのないよう十分に配慮しつつ、土地の有効利用の誘導、防災・減災、地域への外部不経済の発生防止及び解消等に向け、土地基本方針の策定を通じた関係省庁の緊密な連携の下、総合的に進めること。
- 三 新たに策定する土地基本方針に基づく施策の推進に当たっては、地籍調査の円滑化・迅速化を図るため新たに導入される手続等に関する国からの助言、有識者の派遣、知識・経験を有する民間事業者の積極的な活用等、地方公共団体への支援や連携協力を努めること。
- 四 災害からの復旧・復興等に資する地籍調査の迅速化を図るため、その必要性及び重要性について、国民及び地方公共団体に周知すること。また、地籍調査の未着手・休止市町村の解消に向け、民間委託制度の活用促進等、体制が十分でない市町村へのきめ細やかな支援を行うとともに、早期に地籍調査を完了するため、新たに策定する国土調査事業十箇年計画に基づく事業の着実な推進のため必要となる予算の確保に努めること。
- 五 地方公共団体による筆界特定の申請については、権利関係の明確化や円滑な地籍調査の実施等に資することから、地方公共団体による申請に応えられるよう、申請代理人や筆界調査委員などの専門的知識・経験を有する者の確保も含め、十分な体制及び必要な予算の確保に努めること。

## ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、国民の理解の増進及び協力の確保を図るための制度を整備するとともに、公共交通事業者等に対して役務の提供の方法に関する基準の遵守を義務付ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律の目的を達成するための措置に、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置を追加するとともに、基本方針及び移動等円滑化促進方針の記載事項を拡充すること。
- 二 市町村が重点整備地区において基本構想に位置付け市町村等が実施する、移動等円滑化の促進に関する児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業及び移動等円滑化の促進に関する住民等の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関する住民等の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業を、教育啓発特定事業として創設すること。
- 三 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保を行うに当たっては、観光施設等における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう必要な措置を講ずること。
- 四 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であつて、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものを高齢者障害者等用施設等として定め、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等の同施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮に係る規定を追加するとともに、施設設置管理者に対して、高齢者、障害者等が新設旅客施設等、新設特定道路等、新設特定路外駐車場、新設特定公園施設又は新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行う努力義務を設けること。
- 五 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合い等の用に供する道路の附属物である旅客特定車両停留施設の新設等を行うときの道路管理者の基準適合義務等を創設すること。
- 六 特別特定建築物の定義を改め、その範囲を拡大すること。
- 七 公共交通事業者等及び道路管理者に対し、新設旅客施設等又は新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準の遵守を義務付けること。

八 公共交通事業者等又は道路管理者は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等の関係者と相互に協力して、移動等円滑化のための措置を講ずるよう努めなければならないものとし、他の公共交通事業者等又は道路管理者に当該措置に関する協議を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないものとする

九 この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 本法の基本理念に則り、社会的障壁の除去のために合理的配慮について理解が深まり的確に提供されるため、必要な環境整備を推進すること。
- 二 障害者が公共交通機関の利用において、様々な制約が存在する状況に鑑み、障害者権利条約の理念を踏まえて移動の権利について検討を進めること。
- 三 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。
- 四 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。
- 五 移動円滑化基準適用除外認定車両を見直し、鉄道のない地方空港の空港アクセスバス路線に重点的にバリアフリー車両の導入が促進されるように必要な措置を検討すること。
- 六 生活利便施設である物販、飲食店の数は2,000平米未満の小規模店舗が大半を占めることに鑑み、2,000平米未満の小規模店舗及び特別特定建築物内における店舗内部の障壁となっている入口の段差解消、扉幅の確保、可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるため、ガイドラインを作成すること。あわせて、条例によるバリアフリー基準適合義務の対象規模の引き下げ及び建築物特定施設の見直しを要請すること。
- 七 地方の旅客施設のバリアフリー化を進めるため、基本方針に1日の平均的な利用者数が3,000人未満の駅も含めた整備目標を定めるよう検討すること。また、無人駅の増加に伴い社会的障壁が拡大しないよう、無人化に際し事業

者が取り組むべき事項をガイドラインに定めた上で、当該事業者が遵守するように必要な措置を講ずること。

八 駅ホームからの視覚障害者の転落事故が全国で毎週1件以上発生していることに鑑み、ホームドアの設置、バリアフリー設備の表示や駅の構造等情報提供の充実を進めるよう、必要な措置を講ずること。

九 障害者が居住可能な共同住宅についての実態把握の調査等必要な措置を講ずること。

十 ホテルの一般客室におけるユニバーサルデザイン化の推進及びバリアフリールームの設置率を国際的な水準に引き上げるために、必要な措置を講ずること。

十一 ユニバーサルデザインタクシーが活用されるためには、運転者の負担軽減とともに、研修支援に必要な措置を講ずること。

十二 建築物やユニバーサルデザイン等の設計に際しては、当事者からの意見を反映させるため、建築士の資格取得における教育内容や設計業務に当たる者に対する研修等においてインクルーシブデザインによる設計が行われるよう制度の構築を検討すること。

十三 移動等円滑化評価会議及び同地域分科会において、地域の特性に応じた施設、先進的な施設の整備等を通じ、多様な障害当事者が参画を継続的に実施する等必要な措置を講ずること。

十四 障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。

## ○道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の効果的な利用を推進するとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 道路法の一部改正

1 自動運行補助施設（自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行等を補助するための施設）及び特定車両停留施設（バス、タクシー、トラック等の事業の用に供する車両専用の停留施設）を道路の附属物に追加すること。

2 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管



理者の許可を受けなければならないものとし、道路管理者は同施設に特定車両を停留させる者から、停留料金を徴収できること。

- 3 道路管理者は、自動車駐車場等運営権を設定する場合には、当該運営権を有する者に当該自動車駐車場等運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させること。
- 4 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方公共団体からの要請に基づき、当該地方公共団体に代わって地方管理道路の道路啓開、災害復旧を自ら行うことができること。
- 5 限度超過車両を通行させようとする者は、当該車両について国土交通大臣の登録を受けることができるものとし、国土交通大臣は、登録車両を通行させようとする者の求めに応じ、通行可能経路の有無を判定し、その結果について回答すること。この回答の内容に従って通行させるときは、最高限度を超える車両の通行禁止に係る規定等は適用しないこと。
- 6 国土交通大臣は、一定の要件を満たす法人を指定登録確認機関として指定し、5の登録、回答等の業務を行わせることができること。
- 7 道路管理者は、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて区間を定め、歩行者利便増進道路として指定することができること。
- 8 歩行者利便増進道路の区域のうち、利便増進誘導区域内に設けられる歩行者利便増進施設等については、無余地性の基準にかかわらず道路の占用の許可を与えることができるとともに、公募によって占有者を選定できること。

## 二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

国は、地方公共団体が自動運行補助施設の設置工事又は歩行者利便増進道路の区域における電線共同溝への電線の敷設工事に要する費用に充てる資金を事業者は無利子で貸し付ける場合、その資金の一部を無利子で地方公共団体に貸し付けることができること。

- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 人手不足で厳しい対応が求められている物流業界の生産性向上のため、新たな特殊車両の通行制度を創設するに当たっては、事業者を利用しやすく障害にも強いシステムを構築するとともに、可能な限り速やかな施行に努めること。また、新たな制度が施行されるまでの間、現行の通行許可制度における審査の迅速化を引き続き進めること。
- 二 新たな特殊車両の通行制度の利用はE T C 2.0の搭載を要件とすることから、E T C 2.0の普及に向けた支援など必要な措置を講ずるとともに、E T C 2.0を通じて把握した通行情報を有効に活用して道路の維持管理や渋滞対策を推進すること。
- 三 交通結節拠点となる特定車両停留施設について、道の駅と同様に災害時には防災拠点として機能するよう必要な措置を講ずるとともに、バスロケーションシステムによる情報提供、バリアフリー化、M a a Sなど新たなモビリティ・サービスへの対応等、利用者に対し利便性の高いサービスを提供するものとして整備を進めること。
- 四 歩行者中心の道路空間となる歩行者利便増進道路では、民間の創意工夫を引き出せるよう柔軟な運用を行うとともに、まちづくりを担う地方公共団体、地域の民間事業者等との連携を図りつつ、地方創生にも資する賑わいのある道路空間の構築に向けた必要な措置を講ずること。
- 五 自動運行補助施設について自動運転技術に係る国際基準との調和が図られたものとなるよう基準の整備等必要な措置を講ずるとともに、今後の自動運転技術の急速な進化に対応できるよう、自動運転車両専用の走行空間の確保を始めとした自動運転社会における道路空間の在り方について引き続き検討を進めること。
- 六 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地方で公共交通事業の縮小やサービス水準の低下が懸念されていることに鑑み、道の駅を活用した中山間地における移動支援サービスについては、高齢者など利用者の確実な地域の移動手段となるよう必要な措置を講ずること。
- 七 災害に強い道路を構築するため、地方公共団体における道路の維持・修繕を担う技術者の確保及び育成への支援に努めること。また、災害に対する即応力を高めるため、地方公共団体や復旧作業を行う建設業者との連携を一層推進するとともに、国の体制の充実を図ること。

## ○持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を一層推進するため、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び同計画に定められた事業の実施に係る関係法律の特例等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

- 1 法の目的に、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資することを追加し、地方公共団体による、従前の地域公共交通網形成計画を地域公共交通計画に改めること。
- 2 継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる乗合バス等の旅客運送事業に係る路線等について、地方公共団体が選定した旅客運送事業者等が、当該地方公共団体の支援を受けつつ当該路線等の運送を実施することにより、地域旅客運送サービスの維持を図るための事業を、地域旅客運送サービス継続事業として、地域公共交通計画に定めることができる地域公共交通特定事業に追加すること。
- 3 旅客鉄道事業等及び貨物鉄道事業等について、同一の車両等を用いて旅客及び貨物の運送を併せて行うこと等により、事業に係る経営資源を共用し、経営の効率化を図るための事業であって、旅客鉄道事業等の経営の安定に資するものを、貨客運送効率化事業として地域公共交通特定事業に追加すること。
- 4 地域公共交通再編事業を地域公共交通利便増進事業に改め、同事業として行う利用者の利便を増進する事業に、運賃等の設定を行う事業及び運行回数等の設定を行う事業を追加すること。
- 5 先端的な技術を活用して交通機関の利用に係る予約、料金の支払等を一括して行えるようにすることにより交通機関の利用者の利便を増進するサービスを提供する事業を、新モビリティサービス事業として国土交通大臣による認定制度を創設し、共通乗車船券の運賃割引等の届出に係る特例を設けること。

### 二 道路運送法の一部改正

- 1 自家用有償旅客運送の運送対象に観光旅客等の当該地域を来訪する者を追加するとともに、一般旅客自動車運送事業者の協力を得て運送を行う場

合における登録の有効期間に係る特例を設けること。

2 乗合バスの路線定期運行に係る新規参入の際の関係地方公共団体への通知制度を創設すること。

三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、流通業務総合効率化事業を推進するため、認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付け等の業務を行うこと。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 国及び地方公共団体は、持続可能な地域公共交通の確保及び維持のために安定的な財源の確保を図ること。また、バス、タクシーやデマンド交通の確保及び維持等、公共交通の利用環境の改善に関する取組に対しては、これまで以上に多様かつ柔軟な対応を図りつつ、財政的な支援を図ること。

二 地域公共交通の確保及び維持のために、自動車運転者等輸送の担い手である公共交通に従事する者の確保、育成及び定着に配慮するとともに、自動車運転者等の賃金及び労働条件の改善について幅広く検討すること。

三 地域公共交通計画を適切に作成し同計画に基づく事業計画等を円滑に推進するために、財政的支援のみならず、ガイドラインの作成、知見やノウハウの提供、人材の確保や育成といった、ソフト面での支援や助言も十分に行うこと。また、地域公共交通計画の作成に当たり、地方公共団体における組織体制の充実のための支援を強化すること。

四 福祉輸送、スクールバス等の地域の輸送資源の総動員に当たっては、これらの担い手である関係者とともに高齢者、障害者等の移動弱者の声を代表する者が協議会に参画できるよう、基本方針やガイドラインで、明らかにすること。また、MaaSの全国的な普及やICT等最新技術の積極的な活用による既存の公共交通サービスを改善する取組を推進し、バリアフリーの視点に立った利便性及び快適性向上に向けた必要な環境整備を図ること。

五 自家用有償旅客運送が事実上の営利事業として地域公共交通の担い手となっているタクシー事業者の経営を圧迫することにならないよう対策を講ずること。また、地域公共交通会議等における関係者の協議を経て、安全の確

保、利用者の保護等に万全を期すこと。あわせて、いわゆる「ライドシェア」は引き続き導入を認めないこと。

六 営業区域外旅客運送を行うタクシー事業については、住民の利便性の向上に資する観点から、地域公共交通会議等において十分な協議を経て、一定のルールの下で、事業者において混乱なく、また、運用の効率化ができるよう、ガイドラインの制定や通知の発出等必要な措置を講ずること。

七 地域公共交通利便増進事業において、乗合バスの新規参入等に係る通知を受けて地方公共団体から地域の意見が提出された場合は、その意見を十分に尊重し判断を行うこと。あわせて、運行計画におけるいわゆるクリームスキミング規制について時間帯による運行本数のみならず面的なネットワークの維持に繋がるよう地域の判断を前提とした今回の制度改正の効果を検証し、必要に応じてその見直しを検討すること。また、同事業における事業者間の利害調整が円滑に進むよう環境整備に努めること。

八 地域公共交通計画において事業の効率化に関する指標を定めた上で、毎年度、実施状況の評価等を行い、それを翌年度以降の事業予算等に反映されるという適正なPDCAサイクルが地方公共団体において継続的に実施されるよう、支援や助言を十分に行うこと。

九 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による民間事業者への資金の貸付制度の運用に当たっては、公的資金を原資とするものであることを踏まえ、真に地域公共交通の活性化を図る目的に合致した事業に限定するとともに、選定基準の明確化を図ること。また、貸付対象となる事業者について、客観的かつ中立的な立場から審査及び評価を行うとともに、第三者委員会を活用して選定過程の透明化と説明責任の向上を図るよう機構を指導すること。

## ○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、都市の魅力及び防災機能を高め、都市の再生を図るため、滞在快適性等向上区域が都市再生整備計画に定められた場合における関係法律の特例を設けるとともに、立地適正化計画の記載事項への都市の防災に関する機能の確保に関する指針の追加、災害危険区域等に係る開発許可の基準の見直し等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 都市再生特別措置法の一部改正

- 1 市町村は、滞在者等の滞在及び交流の促進を図るため、滞在快適性等向上区域（滞在の快適性等の向上のために必要な公共公益施設の整備等を行

う必要があると認められる区域)を都市再生整備計画に記載することができること。また、同区域内における都市公園法及び駐車場法の特例を設けること。

- 2 立地適正化計画の記載事項として、都市の防災に関する機能の確保に関する指針を追加すること。
- 3 市町村は、居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内の一定の土地等を対象として、居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成することができ、公告があった同計画の定めるところによって、地上権等の権利が設定等され、又は所有権が移転すること。
- 4 居住誘導区域のうち、居住環境向上施設(都市の居住者の日常生活に必要な施設であって、居住環境の向上に資するもの)を誘導する必要がある区域については、居住環境向上用途誘導地区を都市計画に定めることができること。
- 5 都市計画施設の改修事業の実施に係る都市計画事業認可に関する事項が記載された立地適正化計画が公表されたときは、当該事業を実施する市町村に対する都市計画事業認可があったものとみなすこと。
- 6 民間都市再生事業計画の認定の申請期限を令和9年3月31日までとすること。

## 二 都市計画法の一部改正

- 1 開発許可の基準として、自己業務用の建築物に係る開発行為については、災害危険区域等の土地の区域を含まないこと。
- 2 都道府県が条例で市街化調整区域において開発許可を行い得る区域等を定める際に基準とすべき政令は、災害の防止等の事情を考慮して定めること。

## 三 建築基準法の一部改正

居住環境向上用途誘導地区内の居住環境向上施設についての容積率及び用途の制限を緩和することができること。

- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 災害危険区域等における開発許可の見直しについては、関係政令等の内容

を関係事業者や地方公共団体に対し早期に示した上でその周知徹底を図ること。また、本法の趣旨に鑑み、市街化区域の浸水ハザードエリア等における開発許可についても、その周辺地域を含め溢水等の災害リスクが増大しないよう適切な措置がなされているか等について十分に確認して基準への適合性が判断されるよう、地方公共団体に対し適切な助言等を行うこと。

二 地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、国において事務経費を含めた財政支援を行うことなどにより、防災集団移転促進事業が事前防災対策として積極的に活用されるよう地方公共団体の取組を後押しすること。また、多数の災害弱者が利用する病院、社会福祉施設等の災害危険区域等からの移転が図られるよう一層の取組を行うこと。

三 立地適正化計画について、災害危険区域等が居住誘導区域から可能な限り除外されるよう助言等を行うとともに、除外が困難な区域については、防災指針に基づき適切な対策が講じられるよう必要な支援を行うこと。また、防災指針に基づく取組を進める際には、市町村と国や都道府県の河川管理者等とが連携し、必要な治水対策等とまちづくりが一体となったものとなるよう、関係者による総合的な取組を推進すること。

四 居住環境向上用途誘導地区を定め、病院、店舗等の日常生活に必要な施設の立地の促進を図る際には、既存の用途地域の趣旨を踏まえ、建築規制の緩和が住環境や景観に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、地域住民等の意向に十分配慮した運用がなされるよう、地方公共団体に対し適切な助言等を行うこと。

## **○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）要旨**

本案は、最近における無人航空機その他の小型無人機の利用の実態及び空港等の機能の確保をめぐる状況に鑑み、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の登録制度について定めるとともに、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に国土交通大臣が指定する空港を追加するほか、空港等の管理に関する基準を強化する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 航空法の一部改正

1 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める機

能確保基準に従って当該施設を管理しなければならないこと。

2 空港の設置者は、機能確保基準に従って空港の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき事項を空港機能管理規程として定め、国土交通大臣に届け出なければならないこと。

3 無人航空機の登録制度を創設し、無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供してはならないこと。

4 3の登録を受けた無人航空機の所有者は、登録記号の通知を受けたときは、遅滞なく無人航空機に当該登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければならないこと。

二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正

1 国土交通大臣は、小型無人機等の飛行による危険を未然に防止するため、対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域を対象空港周辺地域として指定するものとし、その上空における小型無人機等の飛行を禁止すること。

2 対象空港の施設管理者は、対象空港周辺地域を違法に飛行する小型無人機等の有無及びその所在を把握するために必要な巡視等を行うとともに、違法な飛行が行われていると認められる場合に滑走路の閉鎖等の措置をとること。

3 対象空港の施設管理者は、対象空港及びその指定敷地等の上空において小型無人機による違法な飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機の飛行の妨害等の措置をとることができること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 無人航空機の登録に当たっては、購入者に対する登録手続の周知について、販売店に対し協力を求めるとともに、訪日外国人等に対する多言語による情報発信を含め、飛行禁止区域等についてわかりやすく丁寧な周知に努めること。

二 無人航空機の登録制度の運用に当たっては、今後の機体の性能向上や遠隔で機体の識別を可能にする技術開発の進捗を踏まえ、登録制度の対象となる



機体の範囲や表示のルール等について、安全が確保されるよう、機動的に見直しを図ること。

- 三 小型無人機の空港周辺における違法な飛行に対して対象空港管理者が行う飛行の妨害等の措置については、その職務の執行に関する本法の規定が厳格に遵守されるよう適切な助言等を行うこと。

## **○マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）（参議院送付）要旨**

本案は、マンションの老朽化等に対応し、マンションの管理の適正化の一層の推進及びマンションの建替え等の一層の円滑化を図るため、都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成、マンションの除却の必要性に係る認定の対象の拡充、団地内の要除却認定マンションの敷地の分割を多数決により行うことを可能とする制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正

- 1 国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。
- 2 管理組合の管理者等に対し、都道府県等は、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導をすることができ、また、都道府県知事等は、管理組合の運営が著しく不適切であることを把握したときは、勧告することができること。
- 3 都道府県等は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための計画（以下「マンション管理適正化推進計画」という。）を作成することができること。また、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等の長は、管理組合の管理者等が作成するマンションの管理計画について、一定の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができること。

### 二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正

- 1 マンションの除却の必要性に係る認定の対象を拡充し、現行の耐震性が不足しているものに加えて、火災に対する安全性が不足しているもの、外壁等の剥落等により周辺に危害を生ずるおそれがあるもの、配管設備の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるもの及びバリアフリー性能

が確保されていないものを追加すること。また、外壁等の剥落等により周辺に危害が生じるおそれがあるもの等であって除却の必要性の認定を受けたマンション（以下「特定要除却認定マンション」という。）をマンション敷地売却事業の対象とすること。

2 団地建物所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で、団地内の特定要除却認定マンションの敷地を分割する旨の決議をすることができること。

### 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **（附帯決議）**

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 本法により新たに定められる管理計画認定制度や敷地分割事業制度等が円滑に活用されるよう、施行までに十分な準備期間を確保した上で、地方公共団体、管理組合等に対し、制度の周知徹底を図ること。

二 地方公共団体によるマンション管理適正化推進計画の作成の促進を図るとともに、地域のマンションの実情に即し、実効性のある内容となるよう必要な支援や助言を行うこと。また、管理が適正に行われていない等のマンションに対する地方公共団体の積極的な関与が促進されるよう、マンションの管理状態を把握するための指針の作成、地方公共団体による管理組合への専門家の派遣の取組等に対する支援、区分所有者等からの相談受付体制を整えることについての助言を行うこと。

三 管理計画認定制度の地方公共団体による運用が円滑かつ適切になされるよう、マンションの修繕その他の管理方法や資金計画等について、明確な認定基準を定めることに加え、報告徴収等を含めた運用の在り方を指針等によって示すこと。

四 今後、マンションの老朽化による課題が更に顕在化すると見込まれることを踏まえ、マンションの安全性等について継続的に把握するとともに、再生を進める上で、資力の乏しい区分所有者の負担軽減等も含め、必要な検討を行うこと。

五 築年数の経過に従い区分所有者の高齢化が進行するとともに、賃貸住戸や空き住戸が増加する傾向にあることに鑑み、必要な調査を行い、適時適切な大規模修繕が実施できていない等の維持管理上の課題を抱えるマンションの

実態把握に努めること。

## ○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案（内閣提出第44号）要旨

本案は、社会経済情勢の変化に伴い国民の生活の基盤としての賃貸住宅の役割の重要性が増大していることに鑑み、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図るため、賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度を設け、その業務の適正な運営を確保するとともに、特定賃貸借契約（賃借人が賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営むことを目的として締結される賃貸住宅の賃貸借契約）の適正化のための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 賃貸住宅管理業に係る登録制度

- 1 賃貸住宅管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないこと。
- 2 賃貸住宅管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、1人以上の業務管理者を選任して、当該営業所等における業務の管理及び監督に関する事務を行わせなければならないこと。
- 3 賃貸住宅管理業者は、管理業務を委託しようとする賃貸住宅の賃貸人に対し、管理受託契約（管理業務の委託を受けることを内容とする契約）の締結前に、当該契約の内容等について、書面を交付して説明しなければならないこと。
- 4 賃貸住宅管理業者は、管理業務において受領する家賃等を、自己の固有財産等と分別して管理しなければならないこと。また、管理業務の実施状況等について、定期的に、管理業務を委託する賃貸住宅の賃貸人に報告しなければならないこと。
- 5 賃貸住宅管理業者に対する業務改善命令、業務停止命令又は登録の取消し等国土交通大臣の監督に関する規定を設けること。

### 二 特定賃貸借契約の適正化のための措置等

- 1 特定転貸事業者（賃借した賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営む者）又は勧誘者は、特定賃貸借契約の締結の勧誘時等に、契約の相手方等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならないこと。
- 2 特定転貸事業者は、特定賃貸借契約の相手方となろうとする者に対し、当該契約の締結前に、その内容等について、書面を交付して説明しなけれ

ばならないこと。

3 特定転貸事業者等に対する違反の是正のための措置等の指示、業務停止命令等国土交通大臣の監督に関する規定を設けること。

三 罰則について、所要の規定を設けること。

四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

五 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設に当たっては、当該業務の適正な運営確保と不良業者の排除を実現するため、関係省庁が連携して実効性あるガイドラインを作成し、賃貸住宅管理業を営もうとする者に対し、賃貸住宅管理業に係る登録制度の周知徹底を図るとともに、賃貸住宅の所有者及び入居者の登録制度に関する認知度の向上を図ること。

二 サブリースをめぐるトラブルの防止や適正な契約締結を推進するため、関係省庁が連携して賃貸住宅の所有者等に対し、特定転貸事業者又は勧誘者による不当な勧誘等があった場合の相談先等、必要な情報の提供を積極的に行うとともに、地方公共団体や関係機関等と連携し、相談体制の充実のための必要な取組を進め、本法の実効性が担保されるよう、適時適切に監督を行うこと。

三 特定賃貸借契約に係る被害者救済の観点から、特定転貸事業者等に対する誇大広告等及び不当な勧誘等の禁止に当たっては、禁止される広告や、「故意に事実を告げず」又は「不実のことを告げる」行為の類型をガイドライン等において明示すること。あわせて、不当な勧誘等をめぐる訴訟における被害者の立証責任の軽減を図ること。

四 管理受託契約及び特定賃貸借契約前に説明すべき重要事項については、契約内容の認識の不一致によるトラブルを防止する観点から、宅地建物取引業法の重要事項説明や災害リスクを踏まえ、賃貸住宅の所有者の保護が適切に図られる内容とすること。

五 サブリースをめぐる社会的な問題に発展している事例があることを踏まえ、

賃貸住宅の所有者等とサブリース事業者や勧誘者との間の契約内容の認識の不一致などのトラブルを未然に防止する観点から、関係省庁、関係事業者等に対して法律の趣旨の周知徹底を図ること。

## 【環境委員会】

### ○大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）要旨

本案は、建築物等の解体等工事における石綿の排出等の抑制を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、作業の方法に関する基準として、環境省令で定めるものとする。
- 二 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、書面及び目視等の方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果等を記載した書面を交付して説明しなければならないものとし、また、当該調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に対する当該調査の結果等についての説明書面の写しを保存しなければならないものとする。
- 三 解体等工事の元請業者等は、二の調査を行ったときは、遅滞なく当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならないものとし、これに違反した者に係る所要の罰則規定を置くものとする。
- 四 届出対象特定工事の元請業者等は、当該届出対象特定工事における特定粉じん排出等作業について、原則として当該特定建築材料を建築物等から除去又は当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理として、法令で定める方法により行わなければならないものとし、これに違反した者に係る所要の罰則規定を置くものとする。
- 五 特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない者及び作業基準適合命令等の対象となる者に、下請負人を加えるものとする。
- 六 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならないものとする。
- 七 国は、建築物等への特定建築材料の使用を把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならないものとし、また、地方公共団体は、建築物等の所有者等に対し、特定建築材料の使用の把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、当該地域の実情に応じ、必要な措置を講ずることに努めなければならないものとする。

八 環境大臣又は都道府県知事による報告徴収の対象に下請負人を、立入検査の対象に解体等工事の元請業者、自主施工者又は下請負人の営業所、事務所その他の事業場を加えるものとする。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 石綿含有建材を使用した建築物等の解体等工事現場において隔離場所周辺の大気濃度測定が必要とされていることにかんがみ、石綿の濃度を迅速に測定するための方法や測定結果の評価に必要な管理基準値等について、現に義務化を実施している地方公共団体等の事例を参考にして調査・研究を行い、その制度化について速やかに検討すること。
- 二 規制対象となる解体等工事が大幅に増加することが見込まれることにかんがみ、関係省庁や都道府県等が連携し、建築物石綿含有建材調査者講習等により専門性を有する十分な人材を確保するよう努めること。
- 三 石綿に係る調査等の信頼性を担保するため、事前調査及び作業後の確認の施行の状況を踏まえ、第三者による事前調査及び作業後の確認の実施も含め、必要に応じて対策を検討すること。
- 四 石綿に係る特定粉じん排出等作業において、被覆等の石綿の除去以外の方法による作業についても石綿の飛散の可能性がある場合には、除去の場合と同様に、隔離や集じん・排気装置の使用等必要な作業方法を法令上明確に定めるよう検討すること。
- 五 石綿の除去等に関する作業の安全性と信頼性を向上させるため、特定粉じん排出等作業にあたる事業者に対し、本法の周知及び施行に係る技術的情報の提供に努めること。
- 六 解体等工事の規制に関し、環境保全等の観点から、環境省、厚生労働省及び国土交通省等の関係省庁間の連携を強化し、より実効性のある石綿飛散防止対策を行うこと。
- 七 石綿含有建材を使用した建築物等の解体等工事の増加により、石綿飛散の危険性が一層高まることから、石綿による健康被害救済制度の施行状況を把握するとともに、石綿関係の疾患等に係る最新の知見等を収集し、適切な救済の実施に向けた必要な見直しを行うこと。

八 本法附則第5条による施行後5年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定の施行状況を踏まえ、必要があると認める場合には、適宜適切に所要の措置を講ずること。



**【安全保障委員会】**

**○防衛省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨**

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数を改めるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 自衛官の定数を改めること。
- 二 この法律は、令和3年3月31日までの間において政令で定める日から施行すること。

## 【予算委員会】

### ○令和元年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、歳出面において、令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入等を計上するとともに、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の減収を見込み、公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、令和元年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。

（原則として単位未満四捨五入）

#### 歳入

当初	101,457,094百万円
補正	3,194,571百万円
計	104,651,665百万円

#### 歳出

当初	101,457,094百万円
補正	3,194,571百万円
計	104,651,665百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨

五入）

#### 歳入

1 租税及印紙収入	△	2,315,000百万円
2 税外収入		188,090百万円
3 公債金		4,421,400百万円
(1) 公債金		2,191,700百万円
(2) 特例公債金		2,229,700百万円
4 前年度剰余金受入		900,082百万円
計		3,194,571百万円

#### 歳出

1 災害からの復旧・復興と安全・安心の確保	2,308,599百万円
2 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援	917,297百万円

3	未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活 力の維持・向上		1,077,136百万円
4	その他の経費		169,195百万円
5	地方交付税交付金		748,109百万円
	(1) 前年度剰余金受入見合		98,528百万円
	(2) 税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填		636,415百万円
	(3) 地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填		13,166百万円
6	既定経費の減額	△	1,290,822百万円
7	地方交付税交付金の減額	△	734,943百万円
計			3,194,571百万円

### ○令和元年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、国債整理基金特別会計等10特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、労働保険特別会計等2特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

#### 1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	51,785,440	51,140,417
補正	162,629	179,663
計	51,948,068	51,320,080

#### 2 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	190,715,382	190,715,382
補正	△ 1,479,871	△ 1,479,871
計	189,235,511	189,235,511

#### 3 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定		

当初	26,628,935	26,575,412
補正	390,087	422,545
計	27,019,022	26,997,958
(2) 投資勘定		
当初	987,284	987,284
補正	35,000	35,000
計	1,022,284	1,022,284
4 エネルギー対策特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) エネルギー需給勘定		
当初	2,228,442	2,228,442
補正	66,700	66,700
計	2,295,142	2,295,142
(2) 電源開発促進勘定		
当初	335,931	335,931
補正	3,478	3,478
計	339,408	339,408
5 東日本大震災復興特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	2,134,790	2,134,790
補正	22,769	22,769
計	2,157,559	2,157,559

以上のほかに、労働保険特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、国有林野事業債務管理特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、労働保険特別会計及び自動車安全特別会計である。

### ○令和元年度政府関係機関補正予算（機第1号）

本補正予算は、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

## 1 沖縄振興開発金融公庫

借入金の限度額を133,300百万円から136,300百万円に改めることとする  
こと。

## 2 株式会社日本政策金融公庫

### (1) 国民一般向け業務

借入金の限度額を2,007,000百万円から2,042,000百万円に改めることと  
すること。

### (2) 農林水産業者向け業務

借入金の限度額を530,000百万円から550,000百万円に改めることとする  
こと。

### (3) 中小企業者向け業務

借入金の限度額を896,000百万円から926,000百万円に改めることとする  
こと。

## ○令和2年度一般会計予算

本予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）に基づき、財政健全化への着実な取組を進める一方、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、Society5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算を計上するとともに、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）に基づく臨時・特別の措置を講じることにより、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていくために編成されたものである。

歳出のうち、一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して2.5%増の63兆4,972億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を1,043億円下回る32兆5,562億円で、公債依存度は31.7%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

### 歳入

1 租税及印紙収入 63,513,000百万円

持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行うなど、所要の税制改

正を行うこととしている。

2	官業益金及官業収入	50,381百万円
3	政府資産整理収入	235,221百万円
4	雑収入	5,775,721百万円
5	公債金	32,556,200百万円
(1)	公債金	7,110,000百万円
(2)	特例公債金	25,446,200百万円
6	前年度剰余金受入	527,448百万円
	計	102,657,971百万円

#### 歳出

1	社会保障関係費	35,860,797百万円
(1)	年金給付費	12,523,171百万円
(2)	医療給付費	12,154,602百万円
(3)	介護給付費	3,383,751百万円
(4)	少子化対策費	3,038,734百万円
(5)	生活扶助等社会福祉費	4,202,725百万円
(6)	保健衛生対策費	518,351百万円
(7)	雇用労災対策費	39,464百万円

実勢価格の動向を反映した薬価改定や、これまでに決定した社会保障制度改革の実施等の様々な歳出抑制努力を積み重ねた結果、社会保障関係費の実質的な伸びは対前年度4,111億円増となり、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を着実に達成している。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」等を踏まえ、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税率の引上げによる増収分を活用し、高等教育の無償化や幼児教育・保育の無償化といった制度の着実な実施や、勤務医の働き方改革の推進などの社会保障の充実を実施することとしている。

2	文教及び科学振興費	5,505,459百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	1,522,141百万円
(2)	科学技術振興費	1,363,865百万円
(3)	文教施設費	124,999百万円
(4)	教育振興助成費	2,376,846百万円

(5) 育英事業費	117,609百万円
教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から、所要額を計上している。	
3 国債費	23,351,521百万円
4 恩給関係費	174,984百万円
(1) 文官等恩給費	6,624百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	158,272百万円
(3) 恩給支給事務費	940百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	9,148百万円
5 地方交付税交付金	15,608,535百万円
所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額15兆3,253億円から、平成20年度、21年度及び28年度の地方交付税交付金の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）等に基づき令和2年度分の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額2,355億円を控除し、加算することとされている額5,187億円を加えた額を計上している。	
6 地方特例交付金	200,727百万円
「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額並びに自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収額を補填する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。	
7 防衛関係費	5,313,345百万円
平成30年12月18日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について」等を踏まえ、多次元統合防衛力の構築に向けて、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、海空領域における能力等を強化するとともに、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努めることとしている。	
8 公共事業関係費	6,857,066百万円
(1) 治山治水対策事業費	1,137,507百万円
(2) 道路整備事業費	1,781,931百万円

(3) 港湾空港鉄道等整備事業費	458,437百万円
(4) 住宅都市環境整備事業費	694,722百万円
(5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費	137,185百万円
(6) 農林水産基盤整備事業費	692,613百万円
(7) 社会資本総合整備事業費	1,801,456百万円
(8) 推進費等	78,053百万円
(9) 災害復旧等事業費	75,162百万円
<p>治水対策を中心とした防災・減災対策等の実効性の向上、インフラの老朽化対策の強化、中長期的な成長の基盤となるインフラの整備等に重点的に取り組むこととしている。</p>	
9 経済協力費	512,271百万円
<p>ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。</p>	
10 中小企業対策費	175,272百万円
<p>中小企業・小規模事業者の生産性向上支援に資金の重点的な配分を図るとともに、人材対策、取引対策や資金繰り対策にも万全を期す一方、景気回復を反映して信用保証制度に関連する日本政策金融公庫への出資金を減額することとしている。</p>	
11 エネルギー対策費	949,483百万円
<p>「第5次エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。</p>	
12 食料安定供給関係費	984,015百万円
<p>「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）の基本理念として掲げられている食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するために必要な経費を計上している。</p>	
13 その他の事項経費	6,664,496百万円
14 予備費	500,000百万円
計	102,657,971百万円



## ○令和2年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等13特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、391兆7,590億5,900万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、196兆7,532億5,000万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

### 1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
51,782,110	51,587,205

歳入では、一般会計から15兆8,636億2,300万円を受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として3,398億1,600万円を受け入れるほか、地方法人税については、1兆4,564億円を計上し、その全額を地方交付税交付金の財源としている。歳出では、一時借入金の利子並びに令和元年度における借入金の償還及び利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金16兆9,305億6,600万円（うち、震災復興特別交付税3,423億4,900万円）を計上している。

### 2 国債整理基金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
193,024,158	193,024,158

歳入において、一般会計から23兆3,503億8,000万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から59兆7,633億5,500万円、東日本大震災復興特別会計から317億2,500万円をそれぞれ受け入れるほか、租税1,230億円、公債金106兆2,886億2,600万円、復興借換公債金1兆6,931億7,700万円、東日本大震災復興株式売払収入1兆4,773億8,200万円、東日本大震災復興配当金収入504億5,000万円、運用収入913億4,100万円、東日本大震災復興運用収入23億8,900万円、雑収入1,523億2,200万円及び東日本大震災復興雑収入1,200万円をそれぞれ見込んでいる。

### 3 外国為替資金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
3,154,357	984,484

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするものの

できる限度額を、過去の実績等を勘案して195兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第8条第2項の規定により令和元年度において生ずる決算上の剰余のうち2兆5,907億8,200万円を令和2年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

#### 4 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	24,342,920	24,339,401
(2) 投資勘定	727,413	727,413
(3) 特定国有財産整備勘定	64,003	15,487

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を12兆円、一時借入金等の限度額を15兆円としている。

投資勘定において、産業投資を呼び水とした民間からのリスクマネー供給の促進等を図ることとし、4,510億円の産業投資支出を行うこととしている。

#### 5 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定	2,244,221	2,244,221
(2) 電源開発促進勘定	331,977	331,977
(3) 原子力損害賠償支援勘定	11,762,002	11,762,002

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年法律第94号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

#### 6 年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	26,456,542	26,456,542
(2) 国民年金勘定	3,744,040	3,744,040
(3) 厚生年金勘定	48,889,924	48,889,924
(4) 健康勘定	12,516,575	12,516,575
(5) 子ども・子育て支援勘定	3,239,369	3,239,369
(6) 業務勘定	422,393	422,393

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、

歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1兆8,335億5,100万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、10兆1,336億700万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成27年度（10月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいます。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、58億3,300万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童1人につき月額1万5,000円を、3歳以上小学校修了までの児童（第1子・第2子）1人につき月額1万円を、3歳以上小学校修了までの児童（第3子以降）1人につき月額1万5,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童1人につき月額1万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童1人につき月額5,000円を支給することとしている。また、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、2兆5,095億1,100万円を受け入れることとしている。

## 7 東日本大震災復興特別会計

歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
2,073,948	2,073,948

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成24年度に設けられたものである。歳入では、一般会計からの受入額208億7,600万円、復興公債金9,241億円等を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

## ○令和2年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

### 1 沖縄振興開発金融公庫

収 入（百万円）	支 出（百万円）
13,005	9,558

「沖縄振興基本方針」における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組を推進し、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として1,570億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資21億円を予定している。

### 2 株式会社日本政策金融公庫

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
(1) 国民一般向け業務	174,199	90,234
(2) 農林水産業者向け業務	48,477	43,964
(3) 中小企業者向け業務	95,211	44,136
(4) 信用保険等業務	189,127	378,633
(5) 危機対応円滑化業務	10,754	37,728
(6) 特定事業等促進円滑化業務		
	1,275	1,275

国民一般向け業務において、小規模事業者の資金需要への万全な対応を図るとともに、民間金融機関との協調等の取組を引き続き推進しつつ、創業・新規事業、事業承継、事業再生、海外展開等の成長戦略分野を重点的に支援するほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、小規模事業者経営改善資金貸付2,900億円を含め総額2兆7,370億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金40億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金31億2,300万円、財政融資資金の借入れ2兆300億円、社債の発行による収入1,700億円等を予定している。

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で11兆4,700億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金435億円を予定している。

### 3 株式会社国際協力銀行

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
1,020,577	1,002,509

日本企業の海外M&A、グローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援や、質の高いインフラ整備等を支援していくこととし、総額2兆4,000億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金800億円、外国通貨長期借入金400億円、財政融資資金からの借入金2,810億円、社債の発行による収入1兆9,225億円、貸付回収金等765億円を予定している。

### 4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
140,445	114,065

開発途上地域の政府等に対して、1兆4,000億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金466億1,000万円、財政融資資金からの借入金5,051億円、国際協力機構債券の発行による収入1,460億円及び貸付回収金等7,022億9,000万円を予定している。

## ○令和2年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、歳出面において、令和2年4月7日に閣議決定され、4月20日にその変更が閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことにより所要の補正措置を講ずるものである。

なお、自衛隊施設整備等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、令和2年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。

（原則として単位未満四捨五入）

#### 歳入

当初	102,657,971百万円
補正	25,691,354百万円
計	128,349,325百万円

#### 歳出

当初	102,657,971百万円
補正	25,691,354百万円

計	128,349,325百万円
一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）	
歳入	
公債金	25,691,354百万円
(1) 公債金	2,329,000百万円
(2) 特例公債金	23,362,354百万円
計	25,691,354百万円
歳出	
1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	25,565,499百万円
(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	1,809,653百万円
(2) 雇用の維持と事業の継続	19,490,481百万円
(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	1,848,184百万円
(4) 強靱な経済構造の構築	917,181百万円
(5) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	1,500,000百万円
2 国債整理基金特別会計へ繰入	125,854百万円
計	25,691,354百万円

### ○令和2年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、財政投融资特別会計等7特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計		
	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	51,782,110	51,587,205
補正	24,882	24,882
計	51,806,992	51,612,087
2 国債整理基金特別会計		
	歳入（百万円）	歳出（百万円）

当初	193,024,158	193,024,158
補正	190,102	190,102
計	193,214,260	193,214,260
3 財政投融资特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 財政融資資金勘定		
当初	24,342,920	24,339,401
補正	9,472,652	9,469,249
計	33,815,572	33,808,650
(2) 投資勘定		
当初	727,413	727,413
補正	100,000	100,000
計	827,413	827,413
4 労働保険特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 労災勘定		
当初	1,234,664	1,089,348
補正	—	4,175
計	1,234,664	1,093,522
(2) 雇用勘定		
当初	2,917,805	2,917,805
補正	905,886	905,886
計	3,823,691	3,823,691
5 年金特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
子ども・子育て支援勘定		
当初	3,239,369	3,239,369
補正	17,634	17,634
計	3,257,003	3,257,003

以上のほかに、エネルギー対策特別会計及び食料安定供給特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

## ○令和2年度政府関係機関補正予算（機第1号）

本補正予算は、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

### 1 沖縄振興開発金融公庫

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
当初	13,005	9,558
補正	863	284
計	13,869	9,843

### 2 株式会社日本政策金融公庫

#### (1) 国民一般向け業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
当初	174,199	90,234
補正	9,211	5,249
計	183,410	95,483

#### (2) 農林水産業者向け業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
当初	48,477	43,964
補正	1,382	1,641
計	49,858	45,606

#### (3) 中小企業者向け業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
当初	95,211	44,136
補正	1,527	6,326
計	96,739	50,462

#### (4) 信用保険等業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
当初	189,127	378,633
補正	55,860	213,911
計	244,988	592,544

#### (5) 危機対応円滑化業務

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
--	----------	----------



当初	10,754	37,728
補正	73,851	98,158
計	84,605	135,885

## ○令和2年度一般会計補正予算（第2号）

本補正予算は、歳出面において、令和2年4月30日に成立した令和2年度補正予算（第1号、特第1号及び機第1号）を強化するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことにより所要の補正措置を講ずるものである。

なお、事務機器借入れ等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、令和2年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。  
（原則として単位未満四捨五入）

### 歳入

成立予算	128,349,325百万円
補正第2号	31,911,371百万円
計	160,260,695百万円

### 歳出

成立予算	128,349,325百万円
補正第2号	31,911,371百万円
計	160,260,695百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

### 歳入

公債金	31,911,371百万円
(1) 公債金	9,299,000百万円
(2) 特例公債金	22,612,371百万円
計	31,911,371百万円

### 歳出

1 新型コロナウイルス感染症対策関係経費	31,817,054百万円
(1) 雇用調整助成金の拡充等	451,901百万円
(2) 資金繰り対応の強化	11,639,040百万円
(3) 家賃支援給付金の創設	2,024,177百万円

(4) 医療提供体制等の強化		2,989,205百万円
(5) その他の支援		4,712,731百万円
① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充		2,000,000百万円
② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付		136,479百万円
③ 持続化給付金の対応強化		1,939,995百万円
④ その他		636,258百万円
(6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費		10,000,000百万円
2 国債整理基金特別会計へ繰入（利払費等）		96,343百万円
3 既定経費の減額（議員歳費）	△	2,026百万円
計		31,911,371百万円

### ○令和2年度特別会計補正予算（特第2号）

本補正予算は、財政投融资特別会計等3特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

#### 1 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
成立予算	193,214,260	193,214,260
補正第2号	565,568	565,568
計	193,779,828	193,779,828

#### 2 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定		
成立予算	33,815,572	33,808,650
補正第2号	32,883,919	32,826,025
計	66,699,491	66,634,675

#### (2) 投資勘定

成立予算	827,413	827,413
補正第2号	100,000	100,000
計	927,413	927,413

#### 3 労働保険特別会計

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
(1) 労災勘定		
成立予算	1,234,664	1,093,522
補正第2号	—	4,238
計	1,234,664	1,097,761
(2) 雇用勘定		
成立予算	3,823,691	3,823,691
補正第2号	1,440,394	1,440,394
計	5,264,084	5,264,084
(3) 徴収勘定		
成立予算	2,753,912	2,753,912
補正第2号	275	275
計	2,754,186	2,754,186

### ○令和2年度政府関係機関補正予算（機第2号）

本補正予算は、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

#### 1 沖縄振興開発金融公庫

	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
成立予算	13,869	9,843
補正第2号	1,188	905
計	15,057	10,748

#### 2 株式会社日本政策金融公庫

##### (1) 国民一般向け業務

	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
成立予算	183,410	95,483
補正第2号	105,752	39,142
計	289,162	134,626

##### (2) 農林水産業者向け業務

	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
成立予算	49,858	45,606

補正第2号	1,351	1,548
計	51,209	47,153
(3) 中小企業者向け業務		
	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
成立予算	96,739	50,462
補正第2号	63,416	33,706
計	160,155	84,167
(4) 信用保険等業務		
	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
成立予算	244,988	592,544
補正第2号	60,006	55,505
計	304,994	648,048
(5) 危機対応円滑化業務		
	収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
成立予算	84,605	135,885
補正第2号	364,193	358,540
計	448,798	494,426

**【決算行政監視委員会】**

**○平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）  
（承諾を求めるの件）（第198回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成30年度一般会計予備費の予算額4,500億円のうち、平成30年4月27日から平成30年9月28日までの間において決定された1,939億4,976万7,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、河川等災害復旧事業等に必要な経費、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費、災害救助等に必要な経費等37件である。

**○平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）  
（承諾を求めるの件）（第198回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成30年度一般会計予備費の予算額4,500億円のうち、平成31年2月21日から平成31年3月29日までの間において決定された5億6,177万7,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、国選弁護士確保業務等委託に必要な経費及び訟務費の不足を補うために必要な経費2件の計3件である。

**【議院運営委員会】**

**○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案  
（議院運営委員長提出、衆法第8号）要旨**

本案の内容は次のとおりである。

- 一 議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第35条の規定にかかわらず、令和3年4月30日までの間は、歳費月額に100分の80を乗じて得た額とすること。
- 二 この法律は、令和2年5月1日から施行すること。

**【災害対策特別委員会】**

**○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第6号）要旨**

本案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業の実施状況に鑑み、その有効期限を延長する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を5年延長し、令和7年3月31日までとすること。
- 二 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

## 【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

### ○公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外9名提出、衆法第16号）

#### 要旨

本案は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員の選挙においても供託金制度を導入することとする等のもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とすること。

- 1 選挙運動用自動車の使用
- 2 選挙運動用ビラの作成
- 3 選挙運動用ポスターの作成

#### 二 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を1,600枚（通常葉書の2倍）とすること。ビラの種類、頒布方法、規格等は現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

#### 三 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

- 1 町村議会議員選挙について供託金制度を導入することとし、その額を15万円とすること。
- 2 供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

#### 四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員又は長の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例によること。



## 【消費者問題に関する特別委員会】

### ○公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、公益のために勤務先の不正を通報した労働者の保護や事業者自らの不正の是正等のために制定された公益通報者保護法の施行後においても、消費者の安全・安心を損なう事業者の不祥事が後を絶たず、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令に違反する事実が発生している状況等に鑑み、これらの法令の遵守を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 公益通報者の範囲及び通報対象事実の範囲の拡大

- 1 公益通報者（保護の対象となる通報者）の範囲について、現行（労働者）に加え、退職者（ただし、退職後1年以内に通報した者）及び役員を追加すること。
- 2 通報対象事実（保護の対象となる通報）の範囲について、現行（刑罰により実効性を担保している法令違反行為）に加え、過料により実効性を担保している法令違反行為を追加すること。

#### 二 権限を有する行政機関への公益通報に関する保護要件の緩和

権限を有する行政機関への公益通報に関する保護要件について、現行（通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合）に加え、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、氏名等の事項を記載した書面を提出する場合を追加すること。

#### 三 内部通報体制の整備義務等の新設

- 1 事業者は、公益通報対応業務従事者（公益通報の受付、通報対象事実の調査、当該事実の是正に必要な措置をとる業務に従事する者）を定めるほか、公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならないこと（常時使用する労働者が300人以下の事業者は努力義務）。
- 2 内閣総理大臣は、1の措置に関し、事業者に対して報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとし、事業者が勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することができること。

#### 四 公益通報対応業務従事者に対する守秘義務の新設

公益通報対応業務従事者は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならないこととし、

違反した者は、30万円以下の罰金に処すること。

#### 五 行政機関の外部通報対応体制の整備義務の新設

通報対象事実について、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関は、公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならないこと。

#### 六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (修正要旨)

立証責任の転換に関する検討が行われるよう、政府がこの法律の施行後3年を目途として検討を加える対象として、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの「裁判手続における請求の取扱い」を明記すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本法の改正趣旨や各条項の解釈等について、現行の公益通報者保護法及び公益通報窓口とともに、労働者、退職者、役員、事業者、地方公共団体、関係行政機関等に十分周知徹底すること。周知に当たっては、公益通報者保護法の認知度が低いことを踏まえて、認知度が上がらなかった要因を分析すること。
- 二 本法に基づき内閣総理大臣が定める指針において内部通報体制整備義務の内容を定めるに当たっては、法令遵守の促進の観点に加え、通報者への不利益取扱いの防止や通報者の氏名等の秘密の保持など通報者保護の観点を明確化するほか、内部通報に関する具体的な記録の作成・保管など内部通報制度の利用状況や通報者保護の状況を事後的に検証できるよう、内部通報体制整備の在り方について検討を行うこと。
- 三 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行を徹底するため、同庁内部の人材育成・人員増強を行うとともに、将来的に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置を十分に担うことのできる体制を整えるための組織的基盤の強化を図ること。
- 四 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行に関する行政措置を行うに当たり、その円滑・確実な実施に向けて、関係行政機関の協力を得つつ運用する

こと。

- 五 公益通報対応業務従事者等の守秘義務が解除される「正当な理由」については、事業者がとるべき措置に関して考え方を明らかにするとともに、通報者の氏名等が不要に漏らされることのないよう、公益通報対応体制の整備の促進に努めること。
- 六 本法に基づき事業者が定めなければならない公益通報対応業務従事者に対する研修・教育を十分に行うこと。
- 七 通報をしようとする者が事前に相談する場が必要であることから、民間における通報・相談の受付窓口の更なる充実に関し、日本弁護士連合会等に協力を要請すること。
- 八 本法附則第5条に基づく検討に当たっては、行政処分等を含む不利益取扱いに対する行政措置の導入、立証責任の緩和、退職者の期間制限の在り方、通報対象事実の範囲等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

## 【科学技術・イノベーション推進特別委員会】

### ○科学技術基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨

本案は、我が国の経済社会の発展及び国民の福祉の向上を図るためには、人文科学のみに係るものを含めた科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進が極めて重要となっている状況に鑑み、科学技術基本法の題名を科学技術・イノベーション基本法に改め、同法において人文科学のみに係る科学技術の位置付けの見直し及びイノベーションの創出に関する規定の新設等を行うとともに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律において研究開発法人への人文科学分野の研究開発等を行う独立行政法人の追加等を行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 科学技術基本法の一部改正

- 1 法律の題名を「科学技術・イノベーション基本法」とすること。
- 2 法の対象に「人文科学のみに係る科学技術」及び「イノベーションの創出」を追加すること。
- 3 「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいうものとする等所要の定義規定を新たに整備すること。
- 4 研究開発法人及び大学等並びに民間事業者の責務規定を追加すること。
- 5 「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」とするとともに、同計画の策定事項に、研究者等や新たな事業の創出を行う人材等の確保・養成等についての施策を追加すること。

#### 二 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正等

- 1 研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、研究開発法人による出資等の業務を実施できることを明確化すること。
- 2 中小企業技術革新制度の実効性向上のため、根拠規定を中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に移管し、イノベーション創出の観点から支出機会の増大を図る補助金等（特定新技術補助金等）の支出目標等に関する方針を定めるものとするとともに、国等が研究開発課題を設定して中小企業者等に交付する指定補助金等の交付その他の支援に関する指針を定めるものとする。

#### 三 内閣府設置法の一部改正

科学技術・イノベーション創出の振興に関する司令塔機能の強化を図るた

め、内閣府に「科学技術・イノベーション推進事務局」を新設するとともに、内閣官房から健康・医療戦略推進本部に関する事務等を内閣府に移管し、「健康・医療戦略推進事務局」を設置するものとする。

四 この法律は、令和3年4月1日から施行するものとする。

#### **(附帯決議)**

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 科学技術・イノベーション基本法の目的に「科学技術の水準の向上」に加え、「イノベーション創出の促進」が追加されることにより、今後の科学技術政策がイノベーション創出に偏重することのないよう、科学技術基本法の本来の目的である科学技術の振興とイノベーション創出のバランスに十分留意すること。

二 第2期科学技術基本計画の計画期間以降、政府研究開発投資目標が達成されていない現状に鑑み、本法により「人文科学のみに係る科学技術」が科学技術・イノベーション基本法の対象に追加され、振興対象とする研究の幅が広がることも踏まえ、科学技術関係予算の拡充に努めること。

三 本法において、新たに研究開発法人及び大学等並びに民間事業者についても責務規定を設けたことを踏まえ、これらの者がイノベーション創出や人材育成・人材活用などに積極的に努めることができるよう、適切な措置を講ずること。

四 本法により、科学技術・イノベーション基本計画の策定事項に人材等の確保・養成・資質の向上、適切な処遇の確保に関する施策等が追加されることに鑑み、我が国における科学技術の水準の長期的な向上を図るため、研究者等の雇用の安定を確保するとともに、若手研究者に自立と活躍の機会を与える環境を整備するよう努めること。

## 【東日本大震災復興特別委員会】

### ○復興庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、復興庁の廃止期限の延長、復興推進計画及び復興整備計画に基づく特例措置の対象となる地域の重点化、福島県知事による福島復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定並びに復興施策に必要な財源を確保するための特別措置に係る期間の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 復興庁設置法の一部改正

復興庁の廃止期限を令和13年3月31日まで延長すること。

#### 二 東日本大震災復興特別区域法の一部改正

- 1 復興推進計画及び復興整備計画の作成主体について、東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定めるものである地方公共団体とすること。
- 2 認定復興推進計画に係る課税の特例等の対象区域を、産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な政令で定める区域内の復興産業集積区域とすること。
- 3 復興交付金事業計画に係る特別の措置を廃止すること。

#### 三 福島復興再生特別措置法の一部改正

- 1 現行の政策課題ごとの三つの法定計画を統合し、福島県が地域の実情を踏まえて福島復興再生計画を作成し、これを国が認定する制度を設けること。
- 2 新たな住民の移住・定住の促進及び交流・関係人口拡大のための環境を整備するため、帰還環境整備交付金の名称を帰還・移住等環境整備交付金と変更し、対象事業を追加すること。
- 3 福島イノベーション・コースト構想の推進に資する事業を実施する事業者が、当該事業の実施計画について福島県知事の認定を受けた場合、課税の特例等の適用があるものとする。
- 4 風評被害に対処するための事業活動を行う復興庁令で定める事業分野に属する事業者が、福島県知事の指定を受けて当該事業活動を実施する場合、課税の特例等の適用があるものとする。

#### 四 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正及び特別会計に関する法律の一部改正

復興債の発行期間、政府保有株式の売却収入の復興財源への充当期間等を5年間延長するなど、財源に関する所要の措置を講ずること。

## 五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 復興・創生期間後の復興事業規模の縮小と新型コロナウイルスの感染拡大による苦境に係る被災地の現状把握に努めるとともに、地元の要望を踏まえた経済支援策の実施を検討すること。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う非常事態措置により人の交流や移動の自粛が求められていることから、収束後を見据えた観光業等を支援するための対策を検討すること。
- 二 東日本大震災において蓄積されたノウハウを活かし、被災者に対し実施された各種支援策を新型コロナウイルスにより苦境にある事業者等への支援策に活用することを検討すること。
- 三 復興庁が被災地のニーズにワンストップで対応できるよう、更に権限強化を図るとともに、これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関と共有し、今後起こり得る大規模災害に活用していくこと。また、複合災害である東日本大震災の教訓を踏まえた災害時のデータ収集及び活用の在り方を検討すること。さらに、オンライン等の活用を含めた防災教育の拡充にも努めること。
- 四 岩手、宮城の復興局の位置を政令で定めるに当たっては、被災地方公共団体の意見を十分に踏まえて決定するとともに、被災地の復興が着実に進展するよう十分に配慮すること。
- 五 「新しい東北」に資する国際リニアコライダー等の国際研究開発プロジェクトが我が国で実施される場合には、被災地に誘致されるよう関係機関と連携、協力すること。
- 六 心のケア等の被災者支援等については、時間の経過とともに被災者の個々の事情に即したきめ細やかな対応が必要であることから、実情の把握に努め、被災者ひとりひとりに寄り添った対応をとること。また、被災者のコミュニティ形成や居場所づくりを支援するNPO法人等に対する支援を講ずること。
- 七 児童生徒への心のケアは長期にわたることを踏まえ、特別な教員加配、スクールカウンセラー等の配置等の支援策は今後も継続すること。
- 八 人口減少に歯止めがかかっていない被災地に対し、移住・定住促進策を検

討すること。

九 住宅再建が遅れている地域における事業の加速化を図るため、建設事業者等への支援策を検討すること。

十 土地区画整理事業等による宅地造成後に生じた空き区画等の利用を促進するため、その解消に向けた必要な措置を講ずること。また、移転跡地の利活用促進に向けた必要な措置を講ずること。

十一 政令で定めるとされる復興推進計画及び復興整備計画の対象地域、復興特区税制の対象地域については、復興状況や必要となる事業の見込みだけでなく、被災地の意見にも十分に配慮すること。

十二 帰還・移住等環境整備交付金については、福島県及び対象市町村がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に事業を実施できるよう十分な予算を確保するとともに、新しい住民の定着につながる魅力的なまちづくり等に資するよう、柔軟な執行ができるようにすること。また、帰還政策に加え、移住政策が推進されるとしても、自主避難者、県外避難者を含めた避難者の人権を最大限尊重し、最後の一人に至るまで必要な支援を継続すること。

十三 避難指示解除区域等の農業については、地元の担い手に加えて、意欲を持った外部からの参入も含めた農地の利用集積や六次産業化施設の整備を促進し、営農再開の加速化を図ること。また、福島県知事による農用地利用集積等促進計画の作成に当たっては、所有者不明農地を含めた一体的な権利設定や農地転用等の特例を十分に活用できるよう、福島県や対象市町村と連携し、技術的な助言など必要な支援を行うこと。

十四 福島イノベーション・コースト構想の推進の中核的な機関である公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の法定化に伴い、産業集積や人材育成等の取組を更に進めるため、国職員派遣による人的支援や財政的支援、関係省庁による一層の連携強化など、機構が十分に活動できるよう総合的に支援すること。また、同構想を進めるに当たっては、地元の企業が参画し、地元の若者の人材育成等に資するよう配慮すること。併せて原子力被災12市町村の事業・生業の再建については、公益社団法人福島相双復興推進機構を通じて、福島県や市町村等と連携しながら、きめ細やかな支援を引き続き行うこと。

十五 あらゆるチャレンジが可能な地域として、福島の浜通り地域等に国内外の研究機関や大学、企業等を呼び込むため、国際教育研究拠点を推進するとともに、福島ロボットテストフィールド等の拠点を核として、地域全体が研



究・実証フィールドとして活用されるよう、研究開発や実証の促進等に資する規制緩和等を検討すること。

十六 根強く残る福島の農林水産物等の風評被害払拭のため、生産から流通、消費に至るまでの総合的な施策を継続的に講ずるとともに、諸外国・地域における輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけや海外における風評対策を強化すること。また、被災地の農林水産物については、必要な措置を検討すること。

十七 福島の森林・林業の再生に向けた「ふくしま森林再生事業」等については、復興・創生期間後も支援を継続し、事業を実施するための予算を十分に確保するとともに、現行の対象地域での推進を図ること。

十八 福島イノベーション・コースト構想の推進に資する事業を実施する事業者や風評被害に対処するための事業活動を実施する事業者に対する税制措置については、より多くの事業者が課税の特例を受けられるよう配慮すること。

十九 福島県知事が作成する福島復興再生計画の認定に当たっては、福島県及び市町村が地域の実情を踏まえて、自主的かつ主体的に事業を実施することを旨として認定されるものとする。また、福島復興再生計画に掲げる取組を確実に実施できるよう十分な予算を確保すること。

二十 福島復興再生基本方針を変更するに当たっては、地元の意見を丁寧に聴き、これに寄り添った対応をとること。

二十一 東京電力福島第一原子力発電所で増え続ける、いわゆるALPS処理水の処分方法については、更なる議論を尽くし地元をはじめとする国民の理解を得た上で慎重かつ丁寧に決定すること。

二十二 原子力災害が長期に及ぶことを踏まえ、復興・創生期間後においても切れ目なく、安心感を持って復興に専念できるよう、長期的かつ十分な財源を確保すること。また、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズをきめ細かく把握し、福島の復興・再生が実現するまで国が前面に立って、被災地に寄り添いながら最後まで責任を果たすこと。

二十三 日本郵政株式会社の株式の売却収入は、貴重な復興財源であることから、株式の売却に当たっては、売却収入が少しでも多く得られるよう株式市況を見極めて売却時期を慎重に判断すること。

二十四 復興・創生期間後5年間における復興事業の財源については、復興特別所得税の上振れ分を見込むこととしているが、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動の停滞、景気の後退に伴う税収の減収も懸念されるこ

とから、復興事業が滞ることのないよう必要な財源を確保すること。

二十五 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定へ繰入れを行う場合は、その用途を真に福島復興再生に資する事業に限定し、透明性を確保するとともに、将来的にエネルギー需給勘定へ確実に繰戻しを行うこと。

## 【地方創生に関する特別委員会】

### ○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に係る欠格事由等に関する規定の整備、国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る道路運送車両法等の特例措置の追加、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するために必要なデータの提供の求め及び先端的区域データ活用事業活動の実施又はその促進に必要な新たな規制の特例措置の求めに関する規定の整備等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度の整備

- 1 「スーパーシティ」構想の実現に向け、複数の先端的サービス間でデータを収集・整理し、提供するデータ連携基盤の整備事業を法定化し、事業の実施主体が、国、地方公共団体等に対し、その保有するデータの提供を求めることができるものとする。
- 2 スーパーシティを構成する複数の先端的サービス事業が、同時かつ一体的に実現できるよう、複数分野の規制改革を一体的・包括的に進める特別の手續を規定すること。
- 3 スーパーシティについて、各府省による連携を強化するために国がデータ連携基盤を整備する者に対して援助を行うものとする。

#### 二 地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設

自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦その他の技術革新の進展に即応した高度な産業技術の有効性の実証を行う事業を定めた区域計画について、関係行政機関の同意の上、内閣総理大臣の認定を受けたときには、道路運送車両法等の関連4法の特例措置を受けられるものとする。

#### 三 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における欠格事由等の整備

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業について、認定を受けることができない者として、暴力団員等を規定するとともに、認定を受けた事業者に対する立入検査及び業務改善命令、それらの違反者に対する罰則について規定すること。

#### 四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後3年以内を目途として、一の施策について検討を加え、必要な措置を講じること。

## **○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第32号）要旨**

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うこととし、関係法律（1法律）の改正を行うこと。

### 二 義務付け・枠付けの見直し等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律（9法律）の改正を行うこと。

### 三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

#### IV 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案（内閣提出第31号）	地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行が地域において提供する基盤的なサービスの重要性に鑑み、将来にわたって当該サービスの維持を図り、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に資するため、これらの事業者に係る合併その他の行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例を定めるもの	3/ 3	5/20
	○道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）	最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査制度及び申請により運転免許に条件を付することができる制度の導入を行うとともに、第二種運転免許等の受験資格の見直し、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を行うもの	3/ 3	6/ 2
	○新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、この法律の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施するもの	3/10	3/13
	○個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）	個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、個人情報の漏えい等が生じた場合における報告及び本人への通知を義務付け、個人情報等の外国における取扱いに対する個人情報の保護に関する法律の適用範囲を拡大するとともに、個人情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工情報の取扱いについての規律を定める等の措置を講ずるもの	3/10	6/ 5

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）	最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長するもの	6/ 8	6/12
	○日本国憲法第八条の規定による議決案（内閣提出、憲議第1号）	天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第2条に規定するもののほか、令和2年4月30日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、1億円以内を賜与することができるよう、日本国憲法第8条の規定による国会の議決を求めようとするもの	3/13	3/31
総務	○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	令和元年度における地方交付税の総額を確保するとともに、同年度に発生した災害等及び東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるもの	1/20	1/30
	○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うとともに、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うもの	2/ 4	3/27
	○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	令和2年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うもの	2/ 4	3/27
	○市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう法律の有効期限を令和12年3月31日まで10年間延長するもの	2/ 4	3/27

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	○電波法の一部を改正する法律案 (内閣提出第16号)	電波の有効利用を促進するため、電波有効利用促進センターの業務の追加、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加、技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備及び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例に係る期限の延長の措置を講ずるもの	2/ 7	4/17
	○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案 (内閣提出第27号) (修正)	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保する等の措置を講ずるもの なお、総務大臣が基本方針を定めようとするときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする修正を行った。	2/28	6/ 5
	○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第28号)	電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保及び電気通信役務の利用者の利益の保護等を図るため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行うもの	2/28	5/15
	○地方税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第55号)	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、徴収の猶予制度の特例の創設、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置の創設、自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長を行うとともに、固定資産税等の減収を補填する措置等を講ずるもの	4/27	4/30

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
総務	○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	日本放送協会の令和2年度予算であり、一般勘定事業収支については、事業収入7,204億円、事業支出7,354億円、事業収支差金△149億円となっている。 事業運営に当たっては、放送法に基づく公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確な情報を伝え、命と暮らしを守る防災・減災報道に全力で取り組むとともに、多彩で魅力的なコンテンツを届けることとしている。	2/ 7	3/31
	●令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案（総務委員長提出、衆法第10号）	令和2年度特別定額給付金等について、その支給の趣旨に鑑み、支給を受けることとなった者が自ら給付金を使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	4/29	4/30
法務	○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（第200回国会閣法第12号）（参議院送付）	法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応し、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手續についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講ずるもの	(令和元年) 10/18	5/22
	○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を30人増加し、判事補の員数を30人減少するとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少するもの	2/ 7	4/17
	○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	いわゆる「あおり運転」による悲惨な死傷事犯等が少なからず発生しているなどの自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為に、車の通行を妨害する目的で、走行中の車の前方で停止するなどの行為等を追加するもの	3/ 6	6/ 5



委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	国際情勢の変化等に鑑み、在セブ日本国総領事館の新設、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館の在北マケドニア日本国大使館への名称変更、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うもの	2/ 7	3/27
	○投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	アラブ首長国連邦との間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	2/28	5/13
	○投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	ヨルダンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	2/28	5/13
	○包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	現行の包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合（ASEAN）構成国との間の協定にサービスの貿易、自然人の移動及び投資に関する実質的な規定を追加するための改正等について定めるもの	2/28	5/13
	○投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	モロッコとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	2/28	5/13
	○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	コートジボワールとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	2/28	5/13

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	アルゼンチンとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	2/28	5/27
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	ウルグアイとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	2/28	5/27
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	ペルーとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	2/28	5/27
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	ジャマイカとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	2/28	5/27
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	現行の日・ソ租税条約をウズベキスタンとの間で全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税を更に軽減するとともに、税務当局間の徴収共助の手續等について定めるもの	2/28	5/27

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第11号)	モロッコとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	2/28	5/27
	○社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第12号)	スウェーデンとの間で、年金制度への強制加入に関する法令の適用調整、保険期間の通算等について定めるもの	3/10	6/ 3
	○社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第13号)	フィンランドとの間で、年金制度及び雇用保険制度への強制加入に関する法令の適用調整、保険期間の通算等について定めるもの	3/10	6/ 3
	○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第14号)	ベトナムとの間で、受刑者移送のための条件・手続等について定めるもの	3/10	6/12
	○専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVIIIの締結について承認を求めるの件(条約第15号)	専門機関の特権及び免除に関する条約の適用対象に世界観光機関(U N W T O)を追加することを内容とするもの	3/10	6/12
	○国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第16号)	国際獣疫事務局との間で、国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所及びその職員が享有する特権及び免除等について定めるもの	3/10	6/12

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
財務金融	○平成30年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第2号）	令和元年度補正予算等の編成に当たり、平成30年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を超える金額をその財源に充てるため、剰余金の処理の特例を定めるもの	1/20	1/30
	○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	持続的な経済成長の実現、経済社会の構造変化への対応等の観点から、オープンイノベーションの促進に係る税制の創設、投資及び賃金引上げを促すための税制の要件の見直し、連結納税制度の見直し、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、NISA制度の見直し等を行うもの	1/31	3/27
	○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定税率等の適用期限の延長、個別品目の基本税率の無税化、とん税及び特別とん税の特例措置の創設等を行うもの	2/ 4	3/27
	○国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	国際金融公社及び国際開発協会の増資に伴い、我が国がこれらの機関に対して追加出資を行い得るよう所要の措置を講ずるもの	2/ 4	3/31
	○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	地域活性化又は我が国の企業の競争力の強化等に資する資金供給を引き続き促進するため、株式会社日本政策投資銀行による特定投資業務について、その資金供給の対象となる事業者等の決定の期限等を延長するもの	2/25	5/15
	○金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るとともに、金融分野のデジタルイノベーションに対応するため、「金融商品の販売等に関する法律」の題名を「金融サービスの提供に関する法律」に改めた上で、多様な金融サービスを利用者にワンストップで提供する金融サービス仲介業を創設するとともに、資金移動業に、三つの種別を設け、資金の移動の額に応じた規制等を整備するもの	3/6	6/5

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
財務金融	○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案（内閣提出第54号）	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響を緩和する観点から、納税の猶予制度の特例を設けるほか、欠損金の繰戻しによる還付の特例、文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る寄附金控除の特例、住宅ローン控除の適用要件の弾力化等の措置を講ずるもの	4/27	4/30
	○金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業等に対し、金融機関等が国の資本参加を受けて適切な金融仲介機能を発揮できるよう、国の資本参加の申請期限を延長するとともに、金融機関等が国の資本参加を受けようとする場合において、収益性や効率性の向上の具体的な目標を求めないなどの特例を設けるもの	6/ 8	6/12
文部科学	○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案（内閣提出第19号）	文化及び観光の振興並びに地域の活性化を図ることを目的として、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定並びに拠点計画及び地域計画の認定、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めるもの	2/ 7	4/10
	○著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	著作物等の公正な利用及び著作権等の適切な保護を目的として、インターネット上の海賊版対策の強化に係る措置及び写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大等に係る措置を講ずるとともに、プログラムの著作物に係る登録制度の整備に係る措置を講ずるもの	3/10	6/ 5
厚生労働	○労働基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、労働者保護の観点から、賃金請求権の消滅時効期間等を5年に延長するとともに、当分の間は3年とする措置を講ずるもの	2/ 4	3/27
	○雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	希望する者が70歳まで働き続けられるように就業機会の確保を事業主の努力義務とするほか、雇用保険の保険料率及び国庫負担の引下げの暫定措置の2年間延長、複数就業者に対する労災保険の給付拡充、大企業への中途採用比率の公表義務付け等の措置を講ずるもの	2/ 4	3/31

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
厚生労働	○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）（修正）	短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずるもの なお、附則第2条第1項・第2項の検討は、これまでの財政検証において、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする旨の規定を追加する等の修正を行った。	3/ 3	5/29
	○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	地域住民の抱える課題の解決に資する市町村の包括的な支援体制の整備、地域の特性に応じた認知症施策の推進、介護人材確保等の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の措置を講ずるもの	3/ 6	6/ 5
	○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案（内閣提出第59号）	新型コロナウイルス感染症等の影響の緩和を図るため、休業手当を受けられない労働者に関する新たな給付制度を創設するとともに、雇用保険の基本手当の給付日数を延長できることとする雇用保険法の特例等を定めるもの	6/ 8	6/12
	●令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第24号）	令和2年度の一般会計補正予算（第2号）における補助金等を財源として支給されるひとり親世帯臨時特別給付金及び医療機関、介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務する職員等に対する慰労金について、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	6/10	6/12
農林水産	○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	最近における家畜の伝染性疾病をめぐる状況の変化に鑑み、家畜防疫を的確に実施するため、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充、輸出入検疫に係る家畜防疫官の権限の強化等の措置を講ずるもの	2/25	3/27
	○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）	最近における家畜人工授精及び家畜受精卵移植をめぐる状況の変化に鑑み、家畜人工授精用精液等の保存等に関する規制を強化するとともに、特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等について容器への表示等の規制を整備する等の措置を講ずるもの	3/ 3	4/17

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
農林水産	○家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案（内閣提出第36号）	家畜遺伝資源の生産事業者間の公正な競争を確保するため、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講ずるもの	3/ 3	4/17
	○森林組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）（参議院送付）	最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、森林組合の経営基盤の強化を図るため、組合間の合併以外の多様な連携手法の導入、正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化等の措置を講ずるもの	3/ 6	5/28
	●家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第2号）	「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更するとともに、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止の在り方に関し総合的な見直しが行われるまでの間の緊急の措置として、アフリカ豚熱を予防的殺処分の対象とする等、必要な事項を定めるもの	1/28	1/30
	●養豚農業振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第5号）	現下の豚の伝染性疾病の国内外における発生の状況に鑑み、その発生の予防及び養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和等の措置を講ずるために法整備を行うもの	3/18	3/27
	●防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案（農林水産委員長提出、衆法第23号）	防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めるもの	6/ 9	6/12
経済産業	○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案（内閣提出第22号）	情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を適切に行うことが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するため、開発供給及び導入に係る計画の認定制度の創設並びに認定された計画に係る支援措置等を講ずるもの	2/18	5/27

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
経済産業	○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案（内閣提出第23号）	デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性が増大している中で、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もってデジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争を促進するため、特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの提供者に対する運営状況等の報告の義務付け等の措置を講ずるもの	2/18	5/27
	○強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	自然災害の頻発、燃料確保を巡る国際的な緊張の高まり、再生可能エネルギー電気の供給の拡大等近年における電気供給を巡る環境の変化を踏まえ、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るため、一般送配電事業者による災害時連携計画の策定の義務化、配電事業の許可制度の創設、再生可能エネルギー電気の市場取引等についての供給促進交付金の創設、緊急時における独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の発電用燃料の調達業務の追加等の措置を講ずるもの	2/25	6/ 5
	○割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）	情報技術の進展に伴い、近年、高度な技術的手法を用いた新たな与信審査が可能となっているとともに、電子商取引の拡大により、少額の包括信用購入あっせんに係る取引が増加している状況に鑑み、新たな手法により与信審査を行う事業者の認定制度及び少額の包括信用購入あっせんを行う事業者の登録制度の創設を行い、あわせて、決済方法の多様化を踏まえてクレジットカード番号等の適切な管理を行うべき者の対象を拡大する等の措置を講ずるもの	3/ 3	6/16
	○中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	中小企業による事業承継の円滑化を図るため、信用保証協会による保証に係る経営者の個人保証を求めない保証枠の追加、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに代表者交代に伴う事業承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるもの	3/10	6/12



委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	○土地基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	所有者不明土地の増加や自然災害の頻発等により、適正な土地の管理の重要性が増大していることに鑑み、適正な土地の管理についての基本理念、土地所有者等の責務等を明らかにし、政府による土地基本方針の策定等について定めるとともに、同基本方針に即した国土調査の促進を図るため、令和2年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画を策定し、あわせて、街区境界調査成果の取扱い及び地方公共団体による筆界特定の申請について定める等の措置を講ずるもの	2/ 4	3/27
	○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の類型として教育啓発特定事業を追加する等、国民の理解の増進及び協力の確保を図るための制度を整備するとともに、公共交通事業者等に対して役務の提供の方法に関する基準の遵守を義務付ける等の措置を講ずるもの	2/ 4	5/13
	○道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の効果的な利用の推進を図るため、大型車両の通行に係る手続の合理化、特定車両停留施設及び自動運行補助施設の道路の附属物への追加、歩行者利便増進道路の指定制度の創設等の措置を講ずるとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、地方公共団体が管理する道路の災害復旧等の国土交通大臣による権限代行制度の拡充の措置を講ずるもの	2/ 4	5/20
	○持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を一層推進するため、地方公共団体による地域公共交通計画の作成及び同計画に定められた事業の実施に係る関係法律の特例、自家用有償旅客運送の実施の円滑化を図るための規制の合理化、旅客運送事業の経営の安定に資する貨客運送効率化事業の推進と調和した流通業務総合効率化事業の促進のための国と地方公共団体の連携の確保に係る規定の整備等の措置を講ずるもの	2/ 7	5/27

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)	都市の魅力及び防災機能を高め、都市の再生を図るため、滞在快適性等向上区域が都市再生整備計画に定められた場合における関係法律の特例を設けるとともに、立地適正化計画の記載事項への都市の防災に関する機能の確保に関する指針の追加、災害危険区域等に係る開発許可の基準の見直し等の措置を講ずるもの	2/ 7	6/ 3
	○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第29号)	最近における無人航空機その他の小型無人機の利用の実態及び空港等の機能の確保をめぐる状況に鑑み、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の登録制度について定めるとともに、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に国土交通大臣が指定する空港を追加するほか、空港等の管理に関する基準を強化する等の措置を講ずるもの	2/28	6/17
	○マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第30号)(参議院送付)	マンションの老朽化等に対応し、マンションの管理の適正化の一層の推進及びマンションの建替え等の一層の円滑化を図るため、都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成、マンションの除却の必要性に係る認定の対象の拡充、団地内の要除却認定マンションの敷地の分割を多数決により行うことを可能とする制度の創設等の措置を講ずるもの	2/28	6/16
	○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案(内閣提出第44号)	社会経済情勢の変化に伴い国民の生活の基盤としての賃貸住宅の役割の重要性が増大していることに鑑み、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図るため、賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度を設け、その業務の適正な運営を確保するとともに、特定賃貸借契約の適正化のための措置等を講ずるもの	3/ 6	6/12
環境	○大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第51号)	建築物等の解体等工事における石綿の排出等の抑制を図るため、事前調査の方法を定め、当該調査に関する記録の作成・保存及び結果の都道府県知事への報告並びに特定粉じん排出等作業に関する記録の作成・保存等を義務付けるとともに、一定の特定建築材料の除去を行う場合等に遵守すべき作業方法を定めること等の措置を講ずるもの	3/10	5/29

委員会名	議案名	概要	提出	成立
安全保障	○防衛省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数を改めるもの	1/31	4/17
予算	○令和元年度一般会計補正予算（第1号） ○令和元年度特別会計補正予算（特第1号） ○令和元年度政府関係機関補正予算（機第1号）	歳出面において、令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入等を計上するとともに、租税及び印紙収入の減収を見込み、公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるもの この結果、令和元年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも3兆1,946億円増加し、104兆6,517億円となる。 また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、所要の補正措置を講ずる。	1/20	1/30
	○令和2年度一般会計予算 ○令和2年度特別会計予算 ○令和2年度政府関係機関予算	財政健全化への着実な取組を進める一方、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算を計上するとともに、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づく臨時・特別の措置を講ずるもの 一般会計予算の規模は、102兆6,580億円となっている。 特別会計予算は、13の特別会計について予算を計上し、また、政府関係機関予算は、4機関について予算を計上している。	1/20	3/27

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年度一般会計補正予算(第1号)</li> <li>○令和2年度特別会計補正予算(特第1号)</li> <li>○令和2年度政府関係機関補正予算(機第1号)</li> </ul>	<p>歳出面において、令和2年4月7日に閣議決定され、4月20日にその変更が閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるもの</p> <p>この結果、令和2年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも25兆6,914億円増加し、128兆3,493億円となる。</p> <p>また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、所要の補正措置を講ずる。</p>	4/27	4/30
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年度一般会計補正予算(第2号)</li> <li>○令和2年度特別会計補正予算(特第2号)</li> <li>○令和2年度政府関係機関補正予算(機第2号)</li> </ul>	<p>歳出面において、令和2年度補正予算(第1号、特第1号及び機第1号)を強化するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うなど所要の補正措置を講ずるもの</p> <p>この結果、令和2年度一般会計第2次補正後予算の総額は、第1次補正後予算に対し歳入歳出とも31兆9,114億円増加し、160兆2,607億円となる。</p> <p>また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、所要の補正措置を講ずる。</p>	6/8	6/12
決算 行政監視	○平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第198回国会、内閣提出)	一般会計予備費の予算額4,500億円のうち、平成30年4月27日から平成30年9月28日までの間において決定された使用額は、河川等災害復旧事業等に必要な経費等37件、計1,939億円余	(平成31年) 3/19	6/17
	○平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第198回国会、内閣提出)	一般会計予備費の予算額4,500億円のうち、平成31年2月21日から平成31年3月29日までの間において決定された使用額は、国選弁護人確保業務等委託に必要な経費等3件、計5億円余	(令和元年) 5/21	6/17

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
議院運営	●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第8号）	令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間、議長、副議長及び議員の歳費の月額を2割削減するもの	4/27	4/27
災害対策	●地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第6号）	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業の実施状況に鑑み、法律の有効期限を令和7年3月31日まで延長する等の措置を講ずるもの	3/18	3/27
倫理選挙	●公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外9名提出、衆法第16号）	町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及びポスターの作成について条例による選挙公営の対象とすることとし、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁するとともに、町村議会議員選挙に供託金制度を導入するもの	5/29	6/8
消費者問題	○公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）（修正）	公益通報者保護法の施行後においても、消費者の安全・安心を損なう事業者の不祥事が後を絶たず、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令に違反する事実が発生している状況等に鑑み、これらの法令の遵守を図るため、公益通報者及び通報対象事実の範囲の拡大並びに公益通報者の保護の強化を行うとともに、事業者に対して公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備を義務付ける等の措置を講ずるもの なお、政府がこの法律の施行後3年を目途として検討を加える対象として、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの「裁判手続における請求の取扱い」を明記する修正を行った。	3/6	6/8

委員会名	議案名	概要	提出	成立
科学技術	○科学技術基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	科学技術基本法の題名を「科学技術・イノベーション基本法」に改め、同法の対象に「人文科学のみに係る科学技術」及び「イノベーションの創出」を追加するとともに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律を改正し、研究開発法人の出資規定の整備や中小企業技術革新制度の見直し等を行うもの	3/10	6/17
震災復興	○復興庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、復興庁の廃止期限の延長、復興推進計画及び復興整備計画に基づく特例措置の対象となる地域の重点化、福島県知事による福島復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定並びに復興施策に必要な財源を確保するための特別措置に係る期間の延長等の措置を講ずるもの	3/ 3	6/ 5
地方創生	○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するために必要なデータの提供の求め及び先端的区域データ活用事業活動の実施又はその促進に必要な新たな規制の特例措置の求めに関する規定の整備等の措置を講ずるもの	2/ 4	5/27
	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第32号）	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずるもの	3/ 3	6/ 3

## 【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

委員会名	議案名	概要
内閣	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外15名提出、第195回国会衆法第4号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）	国民主権の理念にのっとり、公文書等のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録の作成、行政文書等の保存期間の上限及び下限の設定並びに行政文書管理指針の策定について必要な事項を定め、並びに国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう行政文書ファイルをまとめる旨を明記するとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるために必要な措置等を講ずるもの
	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一君外13名提出、第196回国会衆法第21号） （立憲・国民・無会・自由・社民）	行政文書の管理をめぐる昨今の状況を踏まえ、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が十分に果たされるようにするため、行政文書の決裁に係る手続は原則として電子的に行われなければならないこととし、及び決裁済行政文書の変更を禁止するとともに、独立公文書監視官に関する規定の創設、行政文書の管理の適正に関する通報の制度の創設等の措置を講ずるもの
	●国家公務員法等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第30号） （立憲・国民・無会・社民）	国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずるもの
	●国家公務員の労働関係に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第31号） （立憲・国民・無会・社民）	国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの
	●公務員庁設置法案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第32号） （立憲・国民・無会・社民）	国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第35号） （立憲・国民・無会・共産・維新・自由・社民）</p>	<p>性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定める等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（逢坂誠二君外12名提出、第197回国会衆法第11号） （立憲・国民・無会・自由）</p>	<p>公文書等の管理の適正化の推進を総合的かつ集中的に行うため、公文書等の管理の適正化の推進について、その基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公文書等管理審議会を設置するもの</p>
	<p>●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美君外10名提出、第197回国会衆法第12号） （立憲・国民・無会・共産・社民・自由）</p>	<p>全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの</p>
	<p>●天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案（大島敦君外6名提出、第198回国会衆法第6号） （国民）</p>	<p>天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後において平成の元号を用いて同日以後の日を表している表記を用いた法律の規定を適用する場合における当該表記について、令和の元号を用いてこれに相当する日を表している表記として取り扱うこととする等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（近藤和也君外6名提出、第198回国会衆法第25号） （国民）</p>	<p>重大通商交渉に関し、国民及び国会に対して必要な情報が提供されていない現状に鑑み、政府の国民及び国会に対する適時かつ適切な方法による情報の提供を促進するため、政府の国民に対する情報の提供の努力義務及び国会に対する報告義務等並びに各議院の委員会等による調査命令及び議員による当該調査命令の要請等について定めるもの</p>



委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●手話言語法案（初鹿明博君外7名提出、第198回国会衆法第26号） （立憲・国民・共産・社民）</p>	<p>手話がろう者にとって日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であることに鑑み、ろう者の手話の習得の機会の拡大並びに手話文化の継承及び発展を図るため、手話の習得等に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話の習得等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の習得等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
	<p>●視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案（初鹿明博君外7名提出、第198回国会衆法第27号） （立憲・国民・共産・社民）</p>	<p>全ての視聴覚障害者等が、円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに意思疎通を行うことのできる社会を実現するため、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策について、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
	<p>●多文化共生社会基本法案（中川正春君外5名提出、第198回国会衆法第28号） （立憲）</p>	<p>我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止する法律案（安住淳君外19名提出、衆法第1号） （立国社・共産）</p>	<p>特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法を廃止するもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施の促進に関する法律案（小川淳也君外8名提出、衆法第3号） （立国社・共産）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を防止することが喫緊の課題となっていることに鑑み、新型コロナウイルス感染症検査の実施体制の整備に必要な措置等を定めることにより、新型コロナウイルス感染症検査の円滑かつ迅速な実施を促進し、もって国民の生命及び健康を保護するもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案（新藤義孝君外5名提出、衆法第19号） （自民・公明・維新）</p>	<p>特定給付金等が受給権者に迅速かつ確実に給付されるようにするため、給付名簿の作成等について定めるとともに、給付名簿情報の正確性の確保及び給付名簿の作成等に関する事務の効率的な処理に資するための口座名簿の作成その他必要な事項を定めるもの</p>
総務	<p>○地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）</p>	<p>地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外14名提出、第195回国会衆法第5号） （立憲・希望*・無会・自由・社民）</p>	<p>国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金に係る差押禁止等に関する法律案（吉川元君外5名提出、衆法第21号） （立国社・共産）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金について、その支給の趣旨に鑑み、支給を受けることとなった者が自ら給付金を使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●電子署名及び認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外7名提出、衆法第27号） （立国社）</p>	<p>情報通信技術を利用して行われる在宅勤務の促進に資する等のため、電磁的記録の真正な成立の推定に関し、当該電磁的記録に記録された情報について行われている電子署名が、当該電子署名を行うために必要な符号及び物件が適正に管理されることにより、本人だけが行うことができることとなるものであることをその要件とする等の措置を講ずるもの</p>
法務	<p>●組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外6名提出、第195回国会衆法第8号） （立憲・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条の2第1項及び第2項の罪を廃止するもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
法務	<p>●民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外4名提出、第196回国会衆法第37号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入するもの</p>
	<p>●民法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外5名提出、第198回国会衆法第15号） （立憲・共産・社民）</p>	<p>現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化するもの</p>
	<p>●出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第35号） （国民）</p>	<p>家畜伝染病予防法第36条第1項の規定により輸入してはならないこととされる物を所持する外国人を上陸拒否の対象とするもの</p>
	<p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた国民等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案（階猛君外3名提出、衆法第25号） （立国社）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた国民等が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センターが、総合法律支援法に規定する業務のほか、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた国民等について新型コロナウイルス感染症関連法律援助事業を行うもの</p>
財務金融	<p>●自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案（古本伸一郎君外2名提出、第198回国会衆法第29号） （国民・社保・未来）</p>	<p>自動車が国民生活に重要な役割を果たしていることに鑑み、自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置を定めるもの</p>
文部科学	<p>○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）</p>	<p>東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を2021（令和3）年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限を延長し、同年における「国民の祝日に関する法律」の特例を定めるとともに、外国の大会関係者等の非課税措置を延長する等の措置を講ずるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
文部科学	<p>● 青少年自然体験活動等の推進に関する法律案 (遠藤利明君外 8 名提出、第198回国会衆法第20号) (自民・国民・公明・維新・未来)</p>	<p>青少年自然体験活動等を推進し、もって我が国の活力の向上に寄与するため、その推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>● 大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案(城井崇君外 6 名提出、第200回国会衆法第10号) (立国社・共産)</p>	<p>大学等における修学の支援において、配偶者と死別又は離婚した後婚姻をしていない者、未婚のまま父又は母となった者で現に婚姻をしていないもの等により生計を維持する学生等が置かれている経済的な状況を踏まえるとともに、これらの学生等の間に不均衡が生じないよう配慮を義務付けるもの</p>
	<p>● 独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案(川内博史君外 5 名提出、衆法第 4 号) (立国社・共産)</p>	<p>大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験は多肢選択式によることとするとともに、当該試験の枠組みにおいては民間試験等の活用を行わないこととするもの</p>
	<p>● 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための学生等の支援等に関する特別措置法案(川内博史君外 5 名提出、衆法第14号) (立国社・共産)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が学生等の修学等に及ぼす影響の緩和を図るため、大学等における授業料の減免に要する費用の支弁その他の学生等の支援等に関する特別の措置について定めるもの</p>
厚生労働	<p>● 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(西村智奈美君外 9 名提出、第196回国会衆法第39号) (立憲・国民・無会・共産・自由・社民)</p>	<p>保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの</p>
	<p>● 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案(森山浩行君外10名提出、第198回国会衆法第19号) (立憲・社民)</p>	<p>公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保することにより、国民の政治への参画の機会の増大を図るため、選挙期日の公示・告示日の14日前から選挙期日後 3 日まで休暇を取得できる立候補休暇の制度を設けるもの</p>
	<p>● 認知症基本法案(田村憲久君外 5 名提出、第198回国会衆法第30号) (自民・公明)</p>	<p>認知症施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、認知症施策推進基本計画等の策定について定めるとともに、同施策の基本となる事項を定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	<p>●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（山花郁夫君外8名提出、衆法第11号） （立国社・共産）</p>	<p>介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの</p>
	<p>●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（山花郁夫君外8名提出、衆法第12号） （立国社・共産）</p>	<p>当分の間、障害福祉サービス等報酬のうち、食事提供体制加算等を廃止してはならないものとするとともに、送迎加算について、障害福祉サービス等の利用者に不利な内容のものを定めてはならないものとする規定を設けるもの</p>
	<p>●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外8名提出、衆法第13号） （立国社・共産）</p>	<p>重度の肢体不自由者等に対する職場での介護及び通勤における移動中の介護を重度訪問介護の対象とする等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に関する法律案（尾辻かな子君外10名提出、衆法第15号） （立国社・共産・維新）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等により、児童扶養手当の支給を受ける者の家庭に経済的な影響を与えていることに鑑み、当該家庭の生活の安定に資するため、臨時特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるもの</p>
	<p>●業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案（西村智奈美君外6名提出、衆法第18号） （立国社・共産）</p>	<p>業務等における性的加害言動を禁止するとともに、業務等における性的加害言動を受けた従業者等に対する支援その他の施策を推進するもの</p>
	<p>●労働者協同組合法案（田村憲久君外14名提出、衆法第26号） （自民・立国社・公明・共産・維新・希望※）</p>	<p>組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めるもの</p>
農林水産	<p>○種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）</p>	<p>植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止等の措置を講ずるもの</p>

※希望の党

委員会名	議 案 名	概 要
農林水産	<p>●主要農作物種子法案（後藤祐一君外 8 名提出、第196回国会衆法第13号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うもの</p>
	<p>●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外 4 名提出、第196回国会衆法第18号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの</p>
	<p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（佐々木隆博君外 4 名提出、第196回国会衆法第19号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p>
	<p>●畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外 6 名提出、第196回国会衆法第23号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>畜産経営の安定を図るため、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に関する措置について、環太平洋パートナーシップ協定及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずるか否かにかかわらず、法令に基づく措置として早期に実施するもの</p>
	<p>●農業者戸別所得補償法案（長妻昭君外 6 名提出、第196回国会衆法第33号） （立憲・国民・無会・自由・社民）</p>	<p>農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（平野博文君外 5 名提出、第198回国会衆法第34号） （国民）</p>	<p>アフリカ豚熱（アフリカ豚コレラ）をはじめとする監視伝染病の病原体が国内に侵入することを防止するため、必要な訓練を受けた犬の配置その他の輸入検疫に係る体制の整備についての規定を新設するもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	<p>●原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（長妻昭君外5名提出、第196回国会衆法第7号） （立憲・共産・自由・社民）</p>	<p>原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、並びに原発廃止・エネルギー転換改革推進計画の策定等について定めるとともに、原発廃止・エネルギー転換改革推進本部を設置するもの</p>
	<p>●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第21号） （立憲・国民・共産・社保・社民）</p>	<p>地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの</p>
	<p>●熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（近藤昭一君外5名提出、第198回国会衆法第22号） （立憲・共産・社保・社民）</p>	<p>エネルギーの供給及び使用に係る環境への負荷の低減並びに資源の有効利用の確保に資するため、熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第23号） （立憲・国民・共産・社保・社民）</p>	<p>エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用の一層の促進に資するため、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関し、実施目標や改修計画の作成等について定めるもの</p>
	<p>●エネルギー協同組合法案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第24号） （立憲・国民・共産・社保・社民）</p>	<p>地域の住民又は小規模事業者のエネルギーの利用又は供給に係る自発的な協同組織の発達を図るため、地域エネルギーを生産し、これを組合員に供給する事業等を行うエネルギー利用協同組合及び組合員以外に供給する事業等を行うエネルギー供給協同組合に係る措置等を定めるもの</p>
	<p>●中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、衆法第9号） （立国社・共産・維新）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が中小企業者等の事業活動に甚大な影響を及ぼしていることに鑑み、中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及び負担軽減を通じた中小企業者等支援のため、株式会社日本政策金融公庫による代位弁済並びに求償権の適切な行使及び放棄等や国による補助その他の財政上の措置について定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	<p>●新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案 (田嶋要君外6名提出、衆法第20号) (立国社・共産)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら同給付金を使用することができるようにするため、同給付金の差押えを禁止する等の措置について定めるもの</p>
国土交通	<p>●航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(鷺尾英一郎君外9名提出、第196回国会衆法第43号) (立憲・国民・無会・共産・自由・社民・無)</p>	<p>航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進するため、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めるもの</p>
環境	<p>●対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案(柿沢未途君外5名提出、第196回国会衆法第6号) (立憲・希望*・社民)</p>	<p>原子力緊急事態宣言がされた後、解除された「特定原子力事業所」に設置された発電用原子炉施設について、申請期間内に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく適合性審査の申請がされないときは、当該発電用原子炉の設置許可を取り消す等、同法の特例を定めるもの</p>
決算 行政監視	<p>●会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外13名提出、第196回国会衆法第22号) (立憲・国民・無会・自由・社民)</p>	<p>会計検査院の検査に係る機能の強化を図るため、懲戒処分要求の対象の拡大及び懲戒処分要求への人事院等の関与の強化、国会及び内閣への随時報告の義務付け、意見表示又は処置要求に関する制度の強化等を行うもの</p>
	<p>○平成28年度一般会計歳入歳出決算 平成28年度特別会計歳入歳出決算 平成28年度国税収納金整理資金受払計算書 平成28年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入102兆7,740億円余、歳出97兆5,417億円余であり、差引き剰余は5兆2,322億円余 特別会計の決算額は、14の特別会計があつて歳入合計410兆1,617億円余、歳出合計395兆3,607億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額72兆356億円余、一般会計等の歳入への組入額等は70兆7,457億円余であり、資金残額は1兆2,899億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆650億円余、支出合計9,068億円余</p>
	<p>○平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より9,097億円余増加し、106兆79億円余</p>

※希望の党・無所属クラブ



委員会名	議 案 名	概 要
決 算 行政監視	○平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より242億円余増加し、1兆806億円余
	○平成29年度一般会計歳入歳出決算 平成29年度特別会計歳入歳出決算 平成29年度国税収納金整理資金受払計算書 平成29年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入103兆6,440億円余、歳出98兆1,156億円余であり、差引き剰余は5兆5,284億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計386兆4,869億円余、歳出合計374兆1,502億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額75兆9,847億円余、一般会計等の歳入への組入額等は74兆6,234億円余であり、資金残額は1兆3,612億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,296億円余、支出合計9,618億円余
	○平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成29年度末現在額は、平成28年度末現在額より8,161億円余増加し、106兆8,241億円余
	○平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成29年度末現在額は、平成28年度末現在額より301億円余増加し、1兆1,108億円余
	○平成30年度一般会計歳入歳出決算 平成30年度特別会計歳入歳出決算 平成30年度国税収納金整理資金受払計算書 平成30年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入105兆6,974億円余、歳出98兆9,746億円余であり、差引き剰余は6兆7,227億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計381兆1,771億円余、歳出合計368兆9,360億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額78兆2,204億円余、一般会計等の歳入への組入額等は76兆8,977億円余であり、資金残額は1兆3,227億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,307億円余、支出合計1兆635億円余
	○平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より1兆7,697億円余増加し、108兆5,939億円余
	○平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より365億円余増加し、1兆1,473億円余

委員会名	議案名	概要
決算 行政監視	○令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	一般会計予備費予算額5,000億円のうち、平成31年4月16日から令和2年1月14日までの間において決定された使用額は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費等31件、計2,134億円余
	○令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年2月14日から令和2年3月24日までの間において決定された使用額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費等38件、計2,534億円余
	○令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)	特別会計予備費予算総額8,340億円余のうち、令和2年3月10日に決定された使用額は、雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金の支給等に必要な経費1件、420億円
議院運営	●行政監視院法案(辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第31号) (立憲・国民・共産・社保・社民)	行政監視及び立法機能の充実強化を図り、国政の健全な発展に寄与するため、国会に行政監視院を置くもの
	●国会法の一部を改正する法律案(辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第32号) (立憲・国民・共産・社保・社民)	行政監視及び立法機能の充実強化に資するため、国会に行政監視院を置くもの
倫理選挙	●政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(森山浩行君外5名提出、第197回国会衆法第2号) (立憲・無会)	会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの
	●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(森山浩行君外9名提出、第197回国会衆法第3号) (立憲・国民・無会・社民)	公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満20年に、参議院議員及び都道府県知事については満25年に、それぞれ引き下げるもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案(森山浩行君外10名提出、第197回国会衆法第4号) (立憲・国民・無会・社民・自由)	国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずるとともに、収支報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表を義務付けるもの

委員会名	議 案 名	概 要
震災復興	<p>●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第2号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げる等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第4号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>復興整備事業の円滑化及び迅速化を図るため、被災関連都道府県知事の所轄の下に用地委員会を設置するとともに、補償金の予納に基づく権利取得裁決前の土地の使用等を内容とする土地の収用又は使用に係る特別の措置の創設等をするもの</p>
	<p>●東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第5号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、遺産の分割を円滑に行うための情報の提供等及び不在者財産管理人に関する民法等の特例等について定めることにより、相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化を図るもの</p>
	<p>●災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外6名提出、第198回国会衆法第36号） （立憲・国民・共産・維新・社保・社民・無）</p>	<p>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、国による支給基準の作成及び公表に関する規定を設ける等の措置を講ずるもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

< 憲法審査会 >

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

議 案 名	概 要
<p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（細田博之君外6名提出、第196回国会衆法第42号） （自民・公明・維新・希望※）</p>	<p>憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、在外選挙人名簿への登録の移転の制度の創設に伴う在外投票人名簿への登録についての規定の整備、共通投票所制度の創設、期日前投票制度の見直し、洋上投票の対象の拡大、繰延投票の期日の告示の期限の見直し、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大等の措置を講ずるもの</p>
<p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（原口一博君外2名提出、第198回国会衆法第9号） （国民）</p>	<p>憲法改正国民投票の投票人が憲法改正案に関する正確な情報に基づく多様な意見を踏まえて賛成又は反対の判断を行うことができる環境の整備等を図るため、政党等による国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の禁止、特定国民投票運動団体の届出及び収支報告、国民投票運動等に関する支出金額の制限、国民投票運動等に関する寄附の制限、インターネット等を利用した国民投票運動等の適正化、国民投票の当日における国民投票運動の禁止その他の公正な国民投票運動等の実施のための措置、憲法改正案の広報の充実強化及び投票環境の整備等並びに国政選挙の選挙運動期間と国民投票の期日前投票の期間との重複を回避し国民投票に関する周知等のための十分な期間を確保するための措置等を講ずるもの</p>

※希望の党